

市民参加の 法人後見をめざして

NPO法人東三河後見センター
10年の歩み



東三河後見センターの職員と市民後見人候補者（全員ではありません）
（平成29年12月26日撮影）

特定非営利活動法人東三河後見センター

特定非営利活動法人東三河後見センター 設立趣旨書

福祉は、措置から契約へと、利用者が主体的に自らの意思でサービスを選択する時代となりました。しかし、判断能力の低下した高齢者・障害者が必要な福祉サービスを適切に選択し、自ら契約することは大変難しいことです。

他方、判断能力の低下した高齢者・障害者は悪質な訪問販売や住宅リフォーム等の被害者となることも多く、また、身体的・精神的・経済的虐待や介護放棄等の対象になりやすいといった問題もあります。

血縁・地縁の助け合いの力が弱体化する中で、そうした高齢者・障害者の権利と利益を擁護し、生活を支援する専門機関の必要性は急速に高まっています。

特定非営利活動法人東三河後見センターは、愛知県東三河を主な活動地域とし、地域・市民と共に考え協働して、高齢者・障害者が生涯その人らしい生活ができるよう支援する「権利擁護のセイフティネット」をめざします。

この法人の主な活動は、成年後見制度を利用者・市民により身近なものにし、その利用を促進することです。また、専門職・関係機関・行政・市民等とのネットワークは当法人の最大の特徴ですが、これをさらに幅広く、密にすることで、利用者や関係者が一層信頼できる専門機関にします。

特定非営利活動法人東三河後見センターとそのネットワークは、成年後見制度とその運用を、一層使いやすく、より適切な内容に改善するよう行動し、安心・安全な地域社会づくりに貢献します。

(平成18年11月13日、「後見制度を考える会」総会にて決議)

目 次

はじめに（代表理事 長谷川卓也）

第1章 東三河後見センター会報で見る10年の歩み

1 大切にしてきたこと	5
2 事例で見る法人後見	35
3 法人後見を支え、後押ししてくれた会員の思い	75

第2章 10年間は助走、これからが本番

東三河後見センターが投げた石の波紋を共に広げるように 豊川市知的障害者育成会会長 石井 幸代	127
『東三河後見センター』への期待 豊川精神障がい者家族会むつみ会会長 高柳 進一	128
後見人制度における医師の役割についての諸問題 豊川市医師会医師 伊藤 文則	130
「地域の核」として東三河後見センターの活動継続に期待 元日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会委員長 弁護士 熊田 均	131
市民後見東三河モデルの確立に向けて 放送大学教授・2013年度市民後見東三河モデル検討委員会委員長 大曾根 寛	132
地域社会の「必需品」 司法書士・リーガルサポート会員 足木 充邦	135
検討委員会を振り返って 弁護士 齋藤 尚	137
東三河における市民後見拡大の中核に NPO法人東三河後見センター顧問・弁護士 中村 成人	139
法人後見の先駆者として 社会福祉法人新城福祉会レインボーはうす 長坂 宏	141
ボランティアの心で温かい風を送る 市民後見人・東三河後見センター理事 池田 進	142
私と認定NPO 東三河後見センター経理部長 西川 邦輔	143

第3章 10年の歩みと到達点

1 主な出来事年表	147
2 後見人等受任状況表（平成29年12月12日現在）	152
3 平成28年度決算書	153
4 平成29・30年度役員	155

あとがき（事務局長 工藤明人）

はじめに

見込み違いの連続で始まった「市民参加の法人後見」

NPO法人東三河後見センターを立ち上げた頃、表紙裏の設立趣旨書の700字程度の文章の中で「市民」という言葉を3回も使用しているように、「市民」に焦点を当てた成年後見センターを作ることをめざしていた。

最初に成年後見の相談、申立支援、受任等の実務に携わったメンバーの中心は「リタイアした社会福祉士」だった。それが「市民」のイメージだった。ちょうど団塊の世代が60代にさしかかる頃だったので、リタイア後の専門職が「一市民」に戻って、培ってきた知識と経験を生かし、改めて社会貢献したいという社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者が大量に成年後見分野に流れ込むことを想定していた。

3年後には、これが全く読み違いであることが分かった。しかし、現場にいと成年後見のニーズが急速に膨れ上がっていることが実感できたので、「市民参加」の内容と方法を再検討した。そして平成22年度の市民後見人養成研修開始にたどり着いた。

市民後見人の最初のイメージは、養成研修修了者が個人で選任されるごく普通のパターンだった。平成23年秋、基礎研修と実務研修を終えた、初めての養成研修修了者に対し、どのような形で後見人の活動をしたいかアンケートを実施したところ、ほとんどの方が法人後見の事務担当者を希望した。これが「市民参加の法人後見」のスタートになった。

今、市民後見人候補者は33名となり、そのうち21名が法人後見の事務担当者として39名の被後見人等に寄り添い、財産管理と身上保護に日々奮闘している。「市民参加の法人後見」をさらに普及し、システムとして地域に定着させることにより、市民どうしの支えあいによる超高齢社会の新たな展望が切り拓かれるのではないかと期待している。

平成30年1月25日

NPO法人東三河後見センター代表理事 長谷川卓也



第1章

東三河後見センター会報で見る
10年の歩み

1

大切にしてきたこと

東三河後見センターでは「東三河後見センター会報」と名付けた会報を設立以来、1年に4回ずつ発行し、正会員、賛助会員、関係機関などに配布してきました。会報の中で重視してきたのは、まず法人後見の受任、会員、経営などの状況を分かりやすく伝えることでした。そして、成年後見制度を取りまく地域社会、法制度や全国の申立て・受任状況、市民後見の状況などを取り上げ、東三河後見センターの活動との関係などもお伝えしました。

ここでは紙幅の都合で、全40号うち14号分を掲載しました。掲載された会報の発行日と執筆者名を文章の最後にカッコ書きで入れました。

最初の一步を踏み出して

昨年11月23日にNPO法人東三河後見センター設立総会を開催、今年2月22日には法人登記を終えました。後見制度を考える会は一昨年の7月に最初の集まりがあり、そのころは「本当にできるかしらん？」と私自身半信半疑だったし、多分メンバーの大半もそうだったのではないかと思います。しかし、学習会を繰り返し勉強するたびに、目標とする法人の必要性と可能性について確信が深まり、後は会員の熱意の後押しを受けて一歩踏み出すだけでした。NPO法人の設立で最初の一步はなんとか踏み出せたと思います。4月3日には豊川商工会議所3階の新事務所で業務を開始しました。

3月、4月の活動を振り返ってみます。パンフレットを1000部作り、関係機関・関係者らに広く配り、東三河後見センターの設立をご案内しました。パンフが残り少なくなったので、もう1000部増刷しています。まずは当センターの存在を広く知っていただくことが大切です。会員の皆様も身近な方で成年後見制度に関心のある方、関心をもっていただきたい方に一声かけながらパンフをお渡しください。

5月27日の記念シンポジウムでは、豊川市のほか、蒲郡市、新城市、豊川市社会福祉協議会、豊川商工会議所に後援申請書を提出し、すべて認められました。前記三市の窓口にはパンフレットとシンポジウムの案内チラシをおかせていただいています。参加申込は幅広い方からいただいておりますが、会場は150人定員とこれまでより大きいので、もうひとがんばりの呼びかけ・お誘いが必要です。

愛知県社会福祉士会の研修会の講師に当センター会員が招かれ法人設立の報告や事例検討を行いました。愛知県社会福祉士会はこれまで日本社会福祉士会主催の成年後見人養成研修の支部推薦をまったく行わない支部でしたが、ようやく重い腰を上げ、平成19年度の養成研修から支部推薦を実施することになりました。今回は10人の希望者のうち条件を満たした7人

が支部推薦を受けたようです。7人のうち4人は当センターの会員でした。当センターの設立は県社会福祉士会にも新しい風を吹き込んでいます。

会員数が少しずつ増えています。新しい会員は、福祉関係事業所職員ほか医師、精神障害者の家族会の方、市町の議員、会計士（賛助会員）、医療法人（賛助会員）などで、私たちの予想をはるかに超える広がりを作りつつあります。平成19年度は、東三河後見センターのネットワークが高齢者・障害者の権利擁護のセーフティネットとして機能することを実績で示し、寄せられる期待に応えたいものです。

（平成19年5月16日発行・会報第1号、代表理事 長谷川卓也）

いよいよ法人の真価が問われる 段階に入ります

9月18日火曜日午前9時50分、名古屋家庭裁判所豊橋支部の家事受付コーナーに私とAさんがいました。Aさんは、たて続けに消費者被害にあっている一人暮らしの高齢の伯母さんの状態をみるに見かねて、成年後見制度の利用を含め、当センターに相談支援の依頼をした方です。これが当センターがお手伝いした方の最初の申立てです。

事前に豊橋支部に問い合わせたところでは、当日は少し待って申立人の順番が来たら、調査官が申立て書類を30分ぐらいかけて点検し、不備がなければ受理するが、不備があれば再度書類をそろえて来ていただくことになる聞いていました。実際は待つこともなく調査官が数分見ただけですぐに受理され、少し拍子ぬけの申立て第1号でした。

相談支援の依頼を受けてから申立までに3カ月余かかりました。最初はまず、手紙や電話で送金の催促などを入れ替わり立ち替わり状態でしてくる悪徳業者から伯母さんを守る対策を打つのにかかりっきりでした。訪問介護やデイサービスの利用もその一環でした。それが一段落してから、申立書類の準備に入りました。しかし、預貯金の通帳、定期預金の証書、印鑑など、現金管理に関わる重要なものが大半紛失していることが分かり、紛失届を出して再発行するのに相当時間がかかりました。これらが揃わないと提出書類の一つ「財産目録」が作れないのです。それやこれやで悪戦苦闘の3カ月余でしたが、申立人となるAさんの伯母さんを思う優しさと何とかしなければの熱意と粘りで申立てまで漕ぎつくことができました。この後は、家裁（豊橋支部）からAさんに連絡が入り、申立人（Aさん）、本人、候補者（東三河後見センター）の三者が家裁に出向き、直接調査官の質問に答えることになります。保佐の申立てで代理権の付与もありますので、少し細かな質問があるかもしれません。

私たちにとって一番注目すべき点は、NPO法人東三河後見センターが

保佐人と認められるかどうかです。認められれば画期的です。認められなければ、長谷川卓也個人の受任に切り替える予定ですが、私たちの目標である「法人後見」の実現が少し遠のくかもしれません。

その場合も、そう悲観的になる必要はないと考えています。平成18年4月から平成19年3月まで1年間の全国の成年後見関係の申立件数は32,629件で前年度より55%も増加しています。第三者の受任候補者不足が各地で起きています。信頼できる法人後見の組織の出現は社会的に期待されています。他方、当センターの会員は徐々にではありますが、着実に増加しています。中村成人弁護士も会員になってくれました。東西三河に10万人の組合員を擁するみかわ市民生活協同組合も法人賛助会員に加わりました。9月18日現在当センターは、正会員38名、個人賛助会員16名、法人賛助会員3法人、多様な資格、職業、法人で構成されています。これが私たちの最大の力、信用です。家裁には「法人後見」の実現を念じて、会員名簿を添付しました。

(平成19年9月25日発行・会報第3号、代表理事 長谷川卓也)



平成18年11月23日撮影・設立総会後の講演会風景
(講師 中村成人弁護士)

法人後見第1号が認められた!

会報第3号で、当センターが申立てに関わる相談支援をしているケースのうち初めての申立が9月18日に行われたことをご報告しました。このケースは「保佐」の申立でしたが、後で鑑定の結果「後見」に変更となり、11月15日に当センターを後見人とする後見開始の審判があり、2週間の即時抗告期間を終えて12月5日に審判が確定、12月6日には登記が完了しました。これで法的には私たちが当センターを立ち上げた目的の一つである法人後見が実現したことになります。

裁判官はNPO法人東三河後見センターを成年後見人に選任してもよい法人と評価したわけですが、喜んでばかりもられません。主な理由は次の2つです。

一つは成年後見等の申立が全国で猛烈に増えているという状況の中での受任ということです。

もう一つは「保険」です。法人後見第1号は思いのほかスムーズに受任できましたが、その後の申立てについては調査官の「保険」調査が繰り返し行われ、これを書いている12月20日現在も継続中です。事故があった場合の損害賠償責任保険のことです。成年後見の業務では通常の「対人・対物賠償」「個人情報漏えい賠償」等のほか、「経済損害賠償」「受託物賠償」などが必要になります。小さなNPO法人向けの、それらを網羅した保険商品がないのです。来年6月までは日本社会福祉士会会員対象の「ばあとなあ保険」に特例を設けて適用していただきますが、その間に適当な保険を探す必要があります。他方、成年後見人等は多額の現金や有価証券、不動産等の管理を任されるのですから、保険以前に、誰が見てもこれなら安心して任せられるという厳格なルールとチェックシステムを備え、実行することが求められています。当センターにはまだそのような仕組みはないので、早急に作らなければなりません。

当センターが、爆発的に増える成年後見等のニーズに応える力量を備え、

東三河になくってはならない重要な福祉資源として成長するには、「安心して任せられる」法人づくりは最初の課題であり、最後の目標でもあります。問題・課題を一つ一つ実務として着実に解決して、多くの人たちの期待にこたえたいと思っています。

12月20日現在、申立ての相談支援の依頼を9件受けており、うち5件は申立てを終了、1件は審判が確定、成年後見を1件受任しました。このほか成年後見人の変更にあたり、当センターが候補者として申立てが行われているものが1件あります。また、すでに口頭で依頼を受けており間もなく正式な依頼を受けることを予想されるものが3件あります。

申立てが円滑に進むケースはほとんどありません。困っているケースほど申立てまでに時間がかかります。成年後見制度や当センターの話をしてまず一歩踏み出すよう励ましましょう。

(平成20年1月1日発行・会報第4号、代表理事 長谷川卓也)

東三河後見センター 3年間の歩みの到達点は…

思い切った実践により信頼をかちえた3年間

私の手元に今から約4年前の2006年5月31日発行の「後見制度を考える会」会報の第1号があります。そのトップ記事は、「5月25日『後見制度を考える会』総会を開催、来年2月NPO法人設立の方針を決定」とあります。そして、立ち上げまでに検討する法人組織の原案が提起されており、その中の①法人組織のコンセプトでは次のように書かれています。

—「市民が作り、支える高齢者と障害者の権利擁護のセーフティネット」をコンセプトとし、次のような内容をイメージする。

高齢者と障害者の権利擁護や地域福祉に関して、だれでも気軽に相談でき、市民の立場で共に解決の道を探り、行動する組織。—

私たちはこうした目標を実現するためにはまず、東三河後見センターの職員が権利擁護の一流の専門家にならなければならないと決意し、権利擁護に関する依頼があればどこにでも飛び出し、相談に乗り、しゃにむに行動し、実践を積み重ねてきました。また、研究者や実践者の話を聞くためには、夜でも日曜日でも惜しみなく時間を割きました。

その成果として、3年間で成年後見等の申立てに至った相談支援が52件、成年後見等の受任が40件に達しました。この実践により東三河後見センターは、地域の福祉・医療関係者からの高い評価を得ただけでなく、多くの人々から信頼され、頼りにされる機関に成長しました。

しかし、「市民が作り、支える高齢者と障害者の権利擁護のセーフティネット」と高らかにうたい上げた「市民が作り、支える」はどうだったのでしょうか？ 平成21年度、市民活動委員会では毎月1回、第3水曜日午後7時～9時、ウイズ豊川で成年後見講座を開催しました。ようやくここまでできるようになった、と大きく評価してよいと思います。ただ、「市民が作り、支える・・・」に至っていないこともまた明かです。

「市民が作り、支える・・・」とは？

3年間の歩みの到達点として今、「市民が作り、支える権利擁護のセーフティネット」の内容を4年前に比べれば具体的にイメージすることができます。それはおおよそ次のような内容ではないでしょうか。

- ① 市民が「市民後見人」として参加して、この地域に権利擁護のセーフティネットを張りめぐらす。(しかし、市民後見人の養成とサポートは東三河後見センターだけでは荷が重すぎます)
- ② 市民は寄付という形でも東三河後見センターの活動を支える。(国税庁から認定NPO法人の認定を受けましたが、まだ寄附を増やすための本格的な活動はできていません)
- ③ 行政は業務委託という形で東三河後見センターの活動を市民生活の安全・安心のために活用する。(しかし、行政が東三河後見センターと業務委託契約を結ぶかどうかは今のところ全く未知数です)
- ④ 東三河後見センターは成年後見の専門家として、自ら申立ての相談支援や後見人等の活動をするだけでなく、多くの市民と行政の活動を支援する。(しかし、東三河後見センターの現体制では不可能です)

私が、4年前のイメージから出発して、上記の内容まで具体的に構想することができるようになったことは、東三河後見センターの3年間の歩みの到達点であることは間違いありません。しかし、カッコ内に問題点を書いたように、実現にはほど遠い状態にあることもまた事実です。東三河後見センターの実践が進めば進むほど、課題はより具体的に、より困難になるようです。(成年後見制度の制度設計自体の問題も大きい)

平成22年度の課題は・・・

つい先日、静岡家庭裁判所浜松支部の調査官の予備審問を受ける機会がありました。そこで分かったことは、浜松支部では法人後見は初めてだということでした。私たちは3年間の実践により、「法人後見」の意義と重要性を確信しています。しかし、法人後見を受任する法人がない地域がたくさんあることを、浜松の調査官によって改めて知りました。ちなみに、平成20年1年間の全国の法人後見選任は487件で、東三河後見センターはそのうち15件、3%強を占めました。私たちは「法人後見」という“難し

い”分野を、知らなかったとはいえ、私たちなりに切り開き、道をつけてきました。

法人後見が増えない理由は、私の実感では、法人経営の困難さです。後見人報酬が少なすぎるので、それだけでは法人の経営がなりたたないからです。「市民が作り、支える権利擁護のセーフティネット」を実現することと、持続可能な法人経営を確立することは、多くの点で共通項があります。一つずつ問題解決を図り、一步一步前に進めること。その初年度とすることが平成22年度ではないかと思っています。

これまでの3年間以上にむずかしい段階に入りますが、多くの皆様のご支援・ご協力があれば必ず実現すると確信しています。今後ともよろしくお願いいたします。

(平成22年3月31日発行・会報第11号、代表理事 長谷川卓也)

市民後見人を地域に根づかせるために

みなさん、あけましておめでとうございます。旧年中は当センターの活動にご理解とご協力を頂きまして、ありがとうございました。本年もどうかよろしく願いいたします。

さて、本年は、2月からいよいよ当センターが主催する市民後見人養成研修が始まります。そこで、なぜ今、市民後見人（成年後見人、保佐人、補助人を含みます。以下同じ。）なのか、そして、当センターとしてはどうしていくのかということについて少し紙面をいただこうと思います。まず、何と言っても市民後見人が注目された理由としては、後見人の不足が予測されるということがあります。

現在、本来であれば成年後見制度を利用して権利擁護がはかられるべき人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）は全国で300万人とも400万人とも言われていますが、実際に成年後見制度を利用している人は約20万人にとどまっており、成年後見制度の潜在的ニーズは膨大な数に上るのです。この潜在的ニーズが顕在化した場合、とても我々専門職だけではフォローすることができません。新たな成年後見人のなり手として一般市民の熱意ある方をお願いしたいのです。

もっとも、市民後見人といえども成年後見人ですから、責任は軽くありません。本人に代わって財産管理することにもなりますし、身上監護にも配慮する必要があります。そのため、何の知識もない方にいきなり成年後見人になってほしいと頼んでも無理な話でしょう。そこで、東三河地域に市民後見人を根づかせるきっかけになればと思い、養成研修をすることにしました。養成研修では、医師、地方自治体職員、銀行員、司法書士、社会福祉士など様々な分野のプロフェッショナルに講師をお願いしておりますので、成年後見人として必要になる知識を大変わかりやすく習得できると確信しております。ご興味を持たれた方は、是非、事前オリエンテーションにお申込み下さい。

養成研修修了後も、課題はあります。家庭裁判所が市民後見人を成年後見人に選任してくれるのか、市民後見人が担当する適当事案とはどんな事案なのか、市民後見人が困惑するような事態が起きたらどうするのか、などです。正直にいいまして、課題のすべてを当センターで解決することは人的・財力的に不可能です。しかし、これらの課題を解決できるような仕組みを提言し、作っていくことは可能ではないかと思っております。

市民後見人育成の試みはとても大切なことですが、それによって現在の業務が滞ったり、おろそかになったりしてはいけません。ゆっくりと、しかし、着実に新しい歩みを始めていきたいです。

(平成23年1月1日発行・会報第13号、

理事・東三河市民後見検討委員会委員長・弁護士 齋藤 尚)

いよいよ市民後見が国政の課題に

―地域の歴史や特性を生かした有効なシステムをつくりましょう―

平成23年6月16日の朝日新聞に「認知症 後見人は市民 改正介護保険法育成促す」の3段見出しの記事が掲載され、次のような内容でした。現在200万人を超える認知症患者は、25年には323万人まで増える推計で、親族のいない認知症高齢者の急増が予想され、成年後見人ニーズも急増する。しかし、配偶者や子以外の第3者後見人は4割で、ほとんどが弁護士や司法書士等の専門職。厚労省は「報酬の関係で、弁護士など専門職の後見人が増えるのは考えにくい」とみて、市民後見人の育成に力を入れる。改正法では、市町村に育成や活用を促した。 ※最高裁判所が発表した平成22年の成年後見関係事件の概況によれば、第3者後見人の割合は41.4%で、前年より5.2%増加している。

国が施策として「市民後見」を正面から取り上げたのは初めてだろうと思います。そして、「厚労省は今年度から37市区町でモデル事業を実施。14年度にも全国で育成する仕組みをつくる。」とも書かれています。東三河後見センターもそのモデル事業の一つに選ばれました。(実施主体は豊川市で、当センターは豊川市から業務委託を受ける関係)

気になったのは次の一文です。「厚労省がモデルにするのは、4年前に成年後見支援センターを設置した大阪市だ。弁護士などを講師に迎えた講習を修了した市民を、後見人バンクに登録、家裁からの依頼を受け、同センターが後見人を推薦している。無報酬だが、バンクには141人が登録、これまでに51人が後見人になった。」

4年間の活動と言えば、東三河後見センターとほぼ同じです。私たちはその間46人の受任です。私たちが対象とする東三河5市2町1村の人口は約77万人、大阪市の人口約266万人、東三河の約3.5倍です。この人口規模で、市民後見人とはいえ、私たちの受任件数の1.1倍は少なすぎないか？ それは「無報酬」と何か関係があるか？ 大阪市は成功事例なのか？

厚労省がどこをモデルにするかは自由だが、地域ごとに事情や歴史があり、それらを十分に生かす施策が求められます。東三河にはNPO法人東三河後見センターと今年開設される豊川市成年後見支援センターがあり、行政、社協、NPOが連携・協働し、専門職と市民が力を合わせて「東三河モデル」を開発したいものです。

(平成23年7月6日発行・会報第15号、代表理事 長谷川卓也)

市民後見推進事業がすすんでいます

市民後見人の養成とサポートシステム構築事業を昨年度開始し、今年は2年目になります。昨年度は独立行政法人福祉医療機構の助成金を得て進め、今年度は豊川市からの業務委託です。豊川市は東三河後見センターの企画により厚生労働省の市民後見推進モデル事業の全国37実施自治体の一つに選ばれましたので、豊川市からの業務委託料は実質は厚生労働省から流れるものです。

市民後見推進事業はいよいよ佳境に入りました。福祉現場実習は受講者20名（現場実習を受講しない方11名）が全員3日間の研修を修了。これまですべての研修を1日も休まず終えた方は17名。そのうち市民後見人候補者の登録希望者15名の面接を実施し、13名が登録予定となり、またそのうち12名は後見活動のOJT（実地訓練）を希望。12月4日のOJTオリエンテーションを終え、いよいよOJTが始まりました。3月10日までにOJTを含め、全ての研修を修了し、3月下旬～4月初旬には東三河後見センターとして名古屋家庭裁判所豊橋支部に対して「市民後見人候補者名簿」を提出する予定です。東三河における市民後見人第1号の誕生が徐々に近づいてきます。

「市民後見人の手引」の作成は毎週、執筆の工藤明人氏の原案を練りながら、悪戦苦闘ではありますが、こちらも徐々に形を現してきています。

11月17日に名古屋家庭裁判所豊橋支部において「平成23年度 家事関係機関との連絡協議会」が開かれ、「第三者後見人等の後見事務に関する問題、第三者後見人等の育成及び監督に関する問題等」のテーマで協議されました。出席者は、裁判所側が判事、調査官、書記官等8名、関係機関側が弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、各市社会福祉協議会、成年後見センター等10名でした。事前に提出された多くの質問又は協議事項について協議が行われました。

「市民後見人選任の要件は？」の質問に対して裁判所側は、しっかりし

た養成団体の研修とサポート体制が必要な条件になると思うが、まだ実例がないのでよくわからない、と明確に回答することを避けました。後見監督人についてもまだはっきりしていないようでした。期待した明確さには欠けたものの、これまで東三河後見センターで準備してきた市民後見人の形から外れる内容は一つもなかったので、予定どおりきちんと準備することにより道は通ずると思っています。

(平成23年12月12日発行・会報第17号、代表理事 長谷川卓也)

市民後見人への引継ぎを終えた成年被後見人等15名 被補助人が世話人同行で4泊7日のアメリカ旅行

9月から市民後見人7名が成年被後見人等15名を担当

会報第20号でお知らせしたように、元担当者から市民後見人の方への引き継ぎを進めています。8月末までに成年被後見人15名の引継ぎが完了し、7名の市民後見人の方がこれまでの担当者の支援・指導を受けながら立ち立ちで後見活動を始めました。ご本人の状態が落ち着いた方々を対象とした引継ぎなのですが、それでも、自宅から施設への引越し、お盆のお墓参りの同行、容態の悪化でお亡くなりになった場合を想定した葬儀や財産引継ぎの準備など、引継ぎ早々、新たな課題や悩ましい問題が次々と発生しています。市民後見人の皆さんは研修で学んだこと＋新たな経験で、後見活動の奥深さを実感しているところです。市民後見人が最初の受任担当者になる後見開始審判の申立て準備も2件進んでいます。10月には新しい経験が加わるでしょう。

被補助人がケアホーム世話人の同行で4泊7日のアメリカ旅行

東三河後見センターでは知的障害の方20名の後見人等を受任しています。そのうち8名は保佐か補助で、半数以上は一般就労しています。障害年金と給与の収入があり、小遣いをあまり使わない方は預貯金がたまっています。

5年間貯めた預貯金を活用し、ケアホームの世話人の同行で、長年の夢であるアメリカの大リーグ観戦旅行4泊7日を実現して、8月18日に無事帰ってきた方がいます。次ページに世話人の中山良司さんの報告があります。様々な人の協力でここまで出来るという、チャレンジの報告です。2人でバスに乗ったり、タクシーに乗ったりしてニューヨーク観光を楽しんだようです。後見人冥利に尽きるできごとでした。

(平成24年9月11日発行・会報第21号、代表理事 長谷川卓也)

市民後見東三河モデル検討委員会始動

委員会の構成は14名の委員と2名の事務局

8月19日（月）午前10時から豊川商工会議所1階会議室で第1回市民後見東三河モデル検討委員会が開催されました。－NPOの呼びかけに東三河の5市と5社協が応えて委員を1名ずつ派遣してくれ、それに弁護士、司法書士、社会福祉士と有識者が加わり、総勢14名の委員。事務局は当センターの工藤と長谷川の2名です。まさに市民と行政の協働体です。

互選により委員長に大曾根寛放送大学教授、副委員長に齋藤尚弁護士を選んだ後、委員会の目的を確認し、大曾根委員長に作成していただいた市民後見東三河モデルのコンセプトをはじめ、報告書のまとめ方、先進地調査、シンポジウムの開催、市民後見人養成研修、各自治体への調査等、盛りだくさんの内容を手際よく検討することができました。委員長をはじめ委員の皆さんの積極的な参加のおかげです。これから来年3月まで、12月を除き毎月1回ずつ開催の予定です。

霞が関の法曹会館で当法人の活動を発表

9月6日午後、東京霞が関の法曹会館で開催された第3回平成25年度介護と連動する市民後見研究会（座長：大森彌東京大学名誉教授）の後見実施機関ヒアリングに招かれ、代表理事の長谷川と市民後見人の田中義人さんが合わせて20分の活動発表を行ってきました。具体的で大変良かったと委員の方数名からおほめの言葉をいただきました。

委員の堀田力さんからもご意見をいただきました。この日のヒアリングは他に4団体あり、検討委員会の大曾根委員長と事務局の工藤さんも、検討委員会の先進地調査の目的で傍聴させていただきました。

この委員会はNPO法人地域ケア政策ネットワークが厚生労働省の委託を受けて開催しており、市民後見に関わる政策をまとめ、実践を広げる役割を果たしています。

賛助会員、寄附金はあと91人

認定NPO法人を来年7月以降も維持、継続するためには、賛助会員と寄附者（いずれも3千円以上）を今年度中に170人以上確保しなければなりません。9月9日現在の人数は、賛助会員35人（法人3を含む）、寄附者44人（実人数）で合計79人です。（賛助会員と寄附者のお名前は会報6ページ参照）これはすでに昨年度の2倍を超えていますが、170人までには年度内にあと91人必要です。苦戦です。

賛助会員になってくれそうな人、寄付をお願いしたい人などが近くにいらっしゃいましたら、事務所にご連絡ください。お願いのチラシと振込用紙、会報をセットですぐにお届けいたします。

正会員の方の寄付もカウントされますので、ご検討ください。振込用紙には金額3千円がすでに記入されています。賛助会費も寄付も3千円とご説明ください。

（平成25年9月13日発行・会報第25号、代表理事 長谷川卓也）



平成25年12月14日撮影・「市民後見シンポジウム 地域で共に暮らすために」のコーディネーターとシンポジスト

愛知県に認定NPOの認定申請 市民後見人の活動広がる

当法人の認定NPOの認定期限が6月30日をもって切れました。平成24、25年度の実績をもとに改めて認定申請を愛知県に提出しました。提出書類審査はだいたい終わり、9月からは現場での聴き取り調査などの段階です。順調にいけば11月には改めて認定NPOとして認定されることになります。認定されましたらただちに臨時会報を発行してお知らせする予定です。6月30日の認定終了後いったん切れていた税額控除が再開されますので、税額控除を受けたい方は賛助会費、寄付の納入を臨時会報の発行を待ってください。

市民後見人12名が合計30名の方を担当、中身濃い成年後見ミーティング

市民後見人の活動はゆっくりですが、着実に広がっています。活動中の市民後見人は12名に、担当している被後見人等は30名まで広がりました。

今年度から市民後見人を主な対象として開始した成年後見ミーティングは今年度これまでに2回開催、いずれも充実した内容で、好評でした。今回は11月1日午後1時30分からプリオセンターで居住用不動産売却の事例が報告されます。市民後見人以外の方も参加できます。

市民後見人を地域の課題として具体的に取り組む活動

私たちは平成19年にNPO法人東三河後見センターを立ち上げ、以後7年間地道な活動を続け、その中で市民後見人の養成・支援にも取り組んできました。国も重い腰を上げて、平成23年からは老人福祉法や障害者総合支援法に市民後見人の育成・支援を盛り込み、市民後見人の全国展開を開始しました。

東三河では、すでに平成25年度までに5市すべてが成年後見（支援）センターを備え、活発な活動をしています。国の動きに先駆けた先進的な活動で、全国的にも先進的な地域といえますが、これに安心せず、今後の成年後見ニーズの爆発的な拡大に備え、この動きをさらに1歩すすめ、市民

後見人の養成・支援を東三河全域で展開することが必要です。そのためには、市民後見人の育成・支援をこの地域の政治課題として愛知県と各市町村に正面から取り組んでいただくことが肝要です。その第一弾として、市民後見人の育成・支援について各市の市議会あるいは県議会で議論していただく段階と考え、議員さんたちへの働きかけをしています。豊川市と豊橋市ではすでに心ある議員さんが質問をしてくれました。愛知県では副知事にお会いし、直接、状況をお話しする機会を与えていただきました。東三河地域として来年度のより良い方法に結実することを願っています。

(平成26年9月10日発行・会報第29号、代表理事 長谷川卓也)



平成26年2月10日撮影・市民後見東三河モデル検討委員会の会議風景

障害者権利条約と成年後見の実務

障害者権利条約とわが国の現行成年後見法との矛盾

9月11日に開催された東三河後見センターの理事会で、私が委員として参加している豊川市成年後見制度利用推進検討委員会の報告をしたところ、障害者福祉に従事している理事さんから、障害者権利条約と大きく抵触しているわが国の現行成年後見法の利用を単純に推進することには問題があるのではないかという趣旨の意見が出されました。そこで改めて障害者権利条約を読み、何が問題で、どうすればよいかを考えてみました。

障害者権利条約では

日本政府は、9年前に国連で採択された障害者権利条約を昨年1月批准、同年2月に発効しました。同条約第1条は「この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」と規定し、他のすべての人々と障害者との完全な平等の促進を宣言しています。そのうえで、第12条で意思決定支援と本人保護について規定されていますが、その内容はわが国の現行成年後見法との乖離・矛盾が大きく、障害当事者、保護者、障害者福祉に携わる人たちの間には現行成年後見法の利用に対する警戒感が広がっています。

障害者権利条約とわが国の現行成年後見法との大きな矛盾は次のような点です。

	わが国の現行成年後見法	障害者権利条約
障害者の法的能力	法的能力を否定（特に後見類型）	法的能力をもつことを前提とする
障害者に対する支援の方法	欠如している法的能力を補うための代理・代行が基本。	意思決定支援が基本で、やむをえない場面のみ保護。保護の濫用防止策。
類型の見直し	一度決定した類型に対する見直しの機会はほとんどない。	保護の内容については独立機関による定期的な審査の対象とする。

法人後見の現場から考える

法人後見等が確定すると後見等担当者の仕事は、本人の財産が搾取されていないか、生活できる収入があるかなどを確かめ、本人の意思にかかわりなく、経済的な問題の対策から手をつけることが多いので、「本人の意思決定」を終始強調する障害者権利条約に対しては、現場感覚として少し違和感が残ります。

しかし、後見類型で「意思無能力」の判定をして、ほとんどすべての権利を奪ってしまう現行法は、現場感覚としても「違うんじゃない？」といわざるを得ません。財産管理能力の診断で3累計を判定する現行の仕組みは、あまりにも基準が偏りすぎており、本人の生活面での能力の見落としが多く、結果的に「保護の濫用・権利侵害」になっている恐れがあります。

今後の対策

私たちはこれまで、民法858条の意思尊重義務と身上配慮義務に依拠して後見（保佐、補助を含む）活動をしてきました。これを一層徹底することが最も重要と考えています。

2点目は、申立て支援において、現行法で法的能力を認められる保佐、補助類型を追及することです。そのために、親族や診断書を作成する医師などに民法858条と3類型との関係の理解を広げることです。

（平成27年9月30日発行・会報第33号、代表理事 長谷川卓也）

平成27年を振り返り、平成28年を考える

今年は私たち東三河後見センターにとって、様々な意味で画期的な年でした。1年を振り返り、新たな年を考えてみました。

新たな経験を積み、後見活動のネットワークが広がった1年でした

様々な個別事情を抱えた遺産相続、遊休不動産の売却、遠方（九州）不動産の売却、障害基礎年金の2級から1級への変更など障害基礎年金の取得のための色々な活動、長い間入院していた精神障害者の地域移行、軽犯罪を犯して刑務所に入った被保佐人の権利と利益を守る活動、後見人等開始審判の申立て前の詐欺被害についての告発・起訴・裁判・被害金額の一部の弁済受取り等々、難しい対応をたくさん経験し、具体的なノウハウを法人内に蓄積することができました。

そうした活動の中で、東三河後見センターのネットワークが一層広がりました。従来の福祉関係者、医療関係者に加え、司法書士、弁護士、社会保険労務士、税理士、不動産業者、建築業者など頼もしい仲間が新たに加わりました。

市民後見人の広がりや活動の深化

市民後見人の活動は、法人後見の事務担当者として活動している人が14名となり、その担当件数は34件、法人後見受任件数67件の50%を超えました。今や東三河後見センターは、市民後見人の活動抜きには語ることができない状態です。

豊川市、豊川市社会福祉協議会との連携・協働

豊川市が6月に「成年後見制度利用推進検討委員会」を発足させ、当法人も委員として参加しました。9月にはその検討結果が報告書にまとめられました。その後も、豊川市（介護高齢課と福祉課）、豊川市社会福祉協議会（成年後見支援センター）、NPO法人東三河後見センター3者がほぼ毎月1回ずつ集まり、成年後見制度の利用推進の具体化や市民後見人の育成と活用などについて話し合いを継続し、三者の連携・協働が目に見える

形で具体化されつつあります。

裁判所の監督方法の変更

名古屋家庭裁判所豊橋支部では成年後見の不正事案をなくすために、この12月からいくつかの変更をしました。そのうちの 하나가事務報告・監督の期間を1年毎とし、事務報告書の書式を変更したことです。事務報告・監督を1年毎にすることは、私たちは最初から行なっていることで、前進と評価できます。問題は事務報告書の書式です。ほぼ100%財産管理に関するもので、身上監護部分の報告は限りなくゼロに近いものです。「ノーマライゼーション・自己決定の尊重・現有能力の活用」という成年後見制度の理念の言葉は、後見監督の辞書には無いようです。

新たな年に向けて

平成28年は、「市民後見人の活動の充実・強化・拡大」と「行政機関・社会福祉協議会との連携・協働」を2本柱として、東三河後見センターと市民後見人がこの地域でより一層大きな社会貢献を果たせるように、もう一步前進したいと思っています。

(平成27年12月25日発行・会報第34号、代表理事 長谷川卓也)

オール東三河で市民後見人養成講座 を開講、33名が受講

オール東三河の取り組みとして市民後見人養成講座を開講

平成28年度市民後見人養成講座が9月10日（土）から始まりました。来年2月18日（土）まで、毎回だいたい9時半から午後4時半まで、全10回の大変しんどい連続講座です。受講料は無料。東三河後見センターとしては平成22年度、平成25年度に続き3回目の講座開講となります。今までの講座と大きく異なるのは、今回は東三河後見センター主催ではなく豊川市主催であり、豊川市長名の修了証が発行されることです。実施は東三河後見センターで、後援は豊橋市、田原市、蒲郡市、新城市、東栄町、設楽町、豊根村と、主催と後援に東三河地域のすべての市町村が加わり、オール東三河で市民後見人養成を行う形ができたことです。

受講者の顔ぶれは多士済々

受講者数は33名。内訳は、男性17名、女性16名。年齢別では、40代7名、50代9名、60代11名、70代6名、平均年齢は59歳です。受講者の皆さんが持っている資格は、介護支援専門員が5名で一番多く、社会福祉士、ヘルパーがいずれも4名、介護福祉士が3名、その他、行政書士、看護師、教員、消費生活相談専門員など幅広く、また、民生児童委員の方も数名います。社会福祉協議会に勤務する方が何名かいるのも今回の特徴です。特別の資格は持っていないけれど、地方自治体、メーカーの営業部門、生命保険会社などで永年働いてきたプロフェッショナルの皆さんなど、修了後の活躍が楽しみな多士済々のメンバーです。

市民後見東三河モデルの実現をめざして

平成25年度に独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成事業として当法人が実施した「市民後見地域モデルの作成と実践事業」の中でまとめた「市民後見東三河モデル」では今後の後見活動の5つの原則を次のようにたてました。

- ① 行政区画にとらわれない広域的活動
- ② 社会福祉協議会・各種事業所を含む地域的資源の活用
- ③ 行政・専門職・市民の協働
- ④ ゆるやかなネットワークの形成
- ⑤ 地域的特徴の尊重

今回の市民後見人養成講座の受講者の住所は、豊川市17名、豊橋市5名、新城市3名、蒲郡市3名、田原市3名、岡崎市半田市各1名と東三河全域に広がっています。「行政区画にとらわれない広域的活動」といえます。市民後見に関心をもつ、意欲的な市民が東三河全域から集まり、勉強を始めました。養成講座の修了者は各地の貴重な社会資源となります。

今後最大の課題は、養成講座修了者の受け皿づくりです。各市の高齢者や障害者の状況・各成年後見支援センター（5市が保持）の実績・人材など、それぞれの「地域の特徴を尊重して」修了者が生き生きと活動できる仕組みが各市・各社協で作られることが期待されます。

今回の市民後見人養成講座の開催が「市民後見東三河モデル」の実現につながり、市民参加による権利擁護を、東三河後見センターだけでなく東三河全域に広げる契機としたいものです。

（平成28年9月28日発行・会報第37号、代表理事 長谷川卓也）



平成28年7月24日撮影・市民後見人養成講座の説明会

東三河地域として成年後見制度利用促進 基本計画をどう見るか

平成28年度市民後見人養成講座終了、修了者は東三河5市で30名

最初に確認しておきたいのは、東三河地域の直近の大きな取り組みです。豊川市主催で当法人が企画・運営した平成28年度市民後見人養成講座は、昨年9月から今年2月まで、東三河5市にまたがる受講者33名が受講し、実質10日間（人によっては13日間）の長丁場の講座に30名の方がほとんど皆出席でめでたく修了したことです。東三河地域独特の、広域での市民後見人養成がスタートしたのです。

他の地域では見られない東三河地域の強みはこのほかにもあります。東三河5市すべてが各市の社会福祉協議会に委託して成年後見支援センターを設立し、法人後見の受任もすでに数年の実績があることなどは、その最たるものです。これまで積み上げてきた、こうした地域の事情、強みをしっかり押さえたうえで、4月には政府が発表するという「成年後見制度利用促進基本計画」を見ることが大切だと思います。

「成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項」（以下、「盛り込むべき事項」という）の特徴

政府の成年後見制度利用促進委員会は委員会などでの議論を「盛り込むべき事項」としてまとめ、政府はそれに対して1月にパブリックコメントを求め、2月17日に意見募集を締め切りました。3月中には基本計画案をまとめ、決定する予定のようです。

「盛り込むべき事項」で最も多くのページがさかれているのは、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備」です。そのねらいは、「全国どの地域に住んでも、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制を目指す」ということです。

そのために、「各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協

力する体制づくりを進める」。さらに「専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下、「中核機関」という）の設置に向けて取り組む」、「こうした取り組みは、市町村が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」などの既存の取組も活用しつつ、地域の実情に応じて進めていく」としています。

東三河地域の“実情”と実践・実績を大切に

東三河5市にはすでに5市すべてに成年後見支援センターがあり、また法人後見を活発に行っているNPOも当法人を含め2つあります。これらは「盛りこむべき事項」という「中核機関」となりうる機関です。また、それぞれの機関は日々の法人後見の活動に加え、運営委員会、理事会など会議の場を持ち、すでに地域連携ネットワークの基礎を作っています。「盛り込むべき事項」で方向づけられ、市町村が施策を必要とする部分は、東三河ではすでにその核となる部分が存在し、機能しているのです。こんなに心強いことはありません。

東三河地域の実情から考えると、成年後見制度利用促進の肝である「担い手の育成」についての具体的な提起があまりにも少ないのは残念でした。実践を目的にした体制整備でなければ予算の無駄遣いです。市民後見人は体制整備だけで育成できるものではありません。その後の具体的な活用・支援・指導などを行う機関の位置づけと人材の質と量が、利用促進における質とスピードを決めます。東三河地域において具体的な施策が求められるところです。

（平成29年3月23日発行・会報第39号、代表理事 長谷川卓也）



平成28年5月28日撮影・講演会「成年後見をめぐる状況と地域の課題
(講師 熊田均弁護士)」の会場風景

2

事例で見る法人後見 － 後見センターケースファイル－

会報読者からの要望もあり、会報の第13号（平成23年1月1日発行）からは実際に受任している事例について、個人が特定できないように手を加えたうえで「後見センターケースファイル」として掲載しました。最初のうちは職員が執筆し、市民後見人の活動が始まってからは市民後見人にも執筆陣に加わってもらいました。

今回取り上げた16事例は受任案件のごく一部ですので、興味深い事例の多くが掲載できなかったことをお断りしておかなければなりません。しかし、ここに取り上げた事例からだけでも、東三河後見センターの法人後見や市民後見人の活動が具体的に浮かび上がってくる貴重な資料ではないかと思います。

各ファイル末尾の執筆者名の肩書、所属等は会報掲載時のもので、現在とは異なる場合もあります。

成年後見人の活躍で親子が60年ぶりの再会

このケースは、東三河後見センターが申立ての支援を行い、その後も法人として親族後見人の相談にのり、支援していたケースです。

兄が行っていた財産管理等を引き継ぐため成年後見人に

Aさんは82歳の女性。長く近隣市に一人暮らしで働いていました。70歳頃から体力が衰え、一人暮らしが不安だったことから、アパートを引き払い、養護老人ホームに入所しました。10年ほどすると病気がちで床に臥すことが多くなり、認知症も進んできたことから、養護老人ホームから介護保険の療養型病院に移りました。

Aさんは4人きょうだいの3番目で、長男、次男、長女、次女の長女にあたります。長男はすでに亡くなりましたが、次男が健在で、住民票は次男夫婦の住所地に移すことができました。Aさんは金銭管理ができなくなっていたので、預金通帳などを次男が預かり、支払いや役所への申請等も行なってくれました。2年後にその次男がなくなり、近くに住む次女のBさんは次男の妻から、Aさんの通帳などを引継いでほしいと何度も言われ、Bさんは申立人となり、Aさんの成年後見開始の申立てを名古屋家庭裁判所豊橋支部に対して行いました。この時、縁あって東三河後見センターが申立てのお手伝いをしました。無事、BさんはAさんの成年後見人に選任され、Aさんの預金通帳などを次男の妻から引継ぎました。

推定相続人調査から親子の60年ぶりの再会に

東三河後見センターはAさんに結婚歴があるという話を聞いていたので、成年後見人のBさんに推定相続人の調査をお勧めしました。Bさんの話では、Aさんは若い時に一度結婚し、一人娘（Xさん）に恵まれたのですが、病気がちだったため、Xさんが2歳の時に追い出されるように離婚し、Xさんは夫が引き取ったそうです。

Xさんの父親は間もなく再婚し、2人子どもができました。Xさんは父

親たちとは別に、敷地内の別棟で祖母と暮らし、別にいじめられたわけではありませんが、実の母親がいることを幼いながらもちゃんと知っていたそうです。Xさんは中学を卒業するとすぐに家を出て、自立の道を選びました。実の母とはずっと音信不通でした。

Bさんは、隣町のAさんの元夫の家を訪ね、Xさんの住所と電話番号を聞き出すことができました。Xさんは結婚して2人の子供をもうけ、現在、京都に住んでおり、子供2人はすでに結婚して家を出ていました。Bさんが電話で母親のAさんの消息を伝えたところ、Xさんはびっくりして、しばらく声が出なかったそうです。

Xさんは母親の消息を伝えてくれたBさんに感謝し、その後、夫婦で毎週日曜日、片道2時間半かけて、Aさんが入院している病院に見舞いに来るようになりました。Aさんは最初はXさんのことを思い出せなかったようですが、毎回、Xさんが大切に持っていた幼いころの写真を見せながら、「Xだよ」というと、Aさんも「Xちゃん」と笑顔で答えるようになったそうです。

Bさんの辞任とXさんの選任

BさんはXさん夫婦と話し合い、Aさんの住所地をXさん夫婦の住所地に移すとともに、入院先をXさん宅の近くの老人保健施設に変えることもできました。そしてBさんが後見人を辞任し、XさんがAさんの後見人として選任されるよう、裁判所に申立てを行い、申立てどおりの審判がおりました。最近、Aさんきょうだいの長男の遺産分割協議が始まったようです。XさんはAさんの法定代理人として大事な役割を果たすことになるでしょう。

(平成23年1月1日発行・会報第13号、東三河後見センター理事 長谷川卓也)

若年性認知症の方が利用できる デイサービスは？ 入所先は？

「わたし、元気になりました。明日から会社に行きます」

このケースファイルは平成23年7月の会報第15号と1年後の平成24年6月の会報第20号に発表された、継続する2回分をまとめたものです。

1. はじめに

当法人は昨年度、はじめて若年性認知症の方の後見を受任しました。若年性認知症のA子さん・55歳を担当する中で、ある問題が日々膨らんできました。「自己決定、ノーマライゼーション、残存能力の活用」を理念とする後見制度に関わる者として、今ぶつかっている「情報収集と研究が急がれる」課題について、述べさせていただきます。

A子さん一家（両親、兄）は35年前、九州からX市に移住。両親、兄はすでに死去（法定相続人なし）。独身のAさんは12年前から公営住宅で一人暮らし。X市に移住後、今回の発症まで、Y株式会社に勤務。

◆**後見制度とのかかわり**…診断までの経過は1年くらいと思われる。職場の同僚や上司が気づき、病院に受診同行、「アルツハイマー型若年性認知症」と診断。病院医療相談室より、当法人に後見人候補者の打診あり、受任。類型＝後見。当初、診断書保佐で本人申立てするも、家裁面接の結果、鑑定も経て後見類型となる。申立人は最後まで本人。

◆**現在の認知症による主な中核症状**…記憶障害（短期）、見当識障害

(季節、日時)。理解・判断力障害(二つ以上のことが重なるとできない、些細な変化などで混乱など)。

◆介護保険関係情報…要介護4、利用サービス＝訪問看護(服薬管理、アリセプト服用)、訪問介護(食事)。 ◆他法…精神障害者保健福祉手帳 1級 ◆経済生活…年金、預貯金(退職金)

認知症発症により55歳でA子さんが失った物・事など

職場、自由な移動＝自動車運転免許返上・自動車廃車、自分のお金の管理＝後見人代理行為、自分の将来を見通した人生設計を立てる能力、社会人として自立して社会と関わっていくこと。

2. A子さん支援の過程で、ケアマネさん、後見人は…

生活レベルの低下や引籠り予防のため、A子さんのデイサービス利用を検討していました。ケアマネさんによる認知症高齢者対応のデイサービスへのお誘いで出かけられた夜、A子さんから後見人の携帯にシクシク泣きながらの連絡がありました。高齢者中心のデイサービスの利用を勧めることに躊躇していた後見人は、その日、A子さんがデイサービスの「お試し」体験をする情報は得ていませんでした。

翌日、ケアマネさんから事情を聴きとり、A子さんが泣かれた事情が分かりました。前日、泣きながらのA子さんの訴えは、「私がなんで年寄りばかりが集められた所に行かなければならないのですか?」「あんな怖い所へは、絶対に行きません」でした。何らかの違和感を持たれ、それを「怖い」と感じられたようです。

「デイサービスの利用をどうするのか」。私は、全国の若年性認知症ご本人・ご家族及び支援者の方々の「若年性認知症専用のデイサービスを」という切実な文言を目にしていたのですが、A子さんの泣いて拒否された様子に接して、より実践的な課題だと痛感しました。

社会参加意欲や就労意欲がある若年性認知症の方の施策は、介護保険サービスの利用者とするだけではなく、「ボランティア活動型」「社会参加型」の支援が盛り込まれることが大切です。今、A子さんは、地域支援者

の理解と配慮に支えられ、居住地の「ふれあいサロン」に利用者ではなくボランティアとして参加されるようになりました。その夜、「今日、仕事に行ってきました」と元気な報告があります。地域支援者の方から「エプロン姿で張り切っていたよ。家のカギがないと騒いでいたけど」などと優しく温かい報告もいただきます。

3. 在宅生活からグループホーム入居へ

公営住宅4階で在宅独居生活される50代のA子さんについて、支援関係者会議で「これ以上在宅での生活は無理」と「入所」が具体的議題になったのは昨年11月下旬だった。この会議で「ヘルパー、訪問看護師が訪問するたびにガスつけっぱなしによるアラームが作動している」「しかし、ご本人がまだ若いので入所は可哀そう。在宅維持なら、ガスを止めることが条件」などの意見が出された。Aさんは、それらのことの不便さを、2～3日で忘れられた。

「居所指定権については、成年後見人の権限性は否定されている」…どのように入居を進めるか…

昨年の11月以降、Aさんの入居に対する意向を確認するが、「ここから離れたくない」等と移動拒否が続いた。この間、安全な在宅生活を維持するため、週4回のデイサービス利用、服薬管理の訪問看護や生活全般に及ぶヘルプサービスの利用などと、介護保険限度額を大幅に超えるサービス利用で、自己負担も大変高額となっていた。この間の地域住民による自発的な日々の見守りも、大切な支援内容であった。

居所指定権がないとはいえ、「民法858条の身上監護義務規定」や「自己決定の尊重と本人保護の調和」から、後見人としては、本人の意思決定を助けなければならない、正直、悩みは深く、当時A子さん宅を訪問する足どりの重さを感じることもたびたびあった。「生活の場の移動」に際し、ご本人意思の確認・決定等に協力いただく親族がいない場合の難しさを痛感した。この間、後見人は、施設選択の対象を「認知症対応型グループホーム」とし、生活環境条件も視野に入れ数カ所の施設見学、待機状況調査、入居金や利用月額13～15万円に対する経済的負担能力等の検討を進めた。

丁度この頃、裁定申請をしていた障害年金の決定通知があり、預貯金も合わせれば、若年のA子さんのこれから始まる長期にわたる入居生活等の見通しもある程度明るくなった。

4. …いよいよ入居生活へ…幻覚症状で見える赤い服の女の子から離れたい

A子さんは昨年9月頃から幻覚(特に幻視)症状が激しくなっていた。「親に置き去りにされた赤い服の女の子がいつも私の部屋にいる」と、訪問のたびに「そこにいるでしょう」と言われた。

そして、「置いていかれた子が可哀そう」と泣かれる場面に後見人は何度か立ち会った。次第に「親がここに子供を置いていかないよう何処かに引っ越したい」と言われるようになり、後見人も「入居」とは言わず「引越しましょうか」と促した。「お願いします」とA子さん。この返事を受け、丁度入居可能となったグループホームへ、5月引っ越しが実現した。そこは、A子さんが利用されているデイサービスが1階にあり、グループホームはその3階で、顔見知りの職員の温かい歓迎もあった。

5. …入居10日後、後見人は不安な思いでA子さんを訪問しました…ホッとしました

A子さんは「あつ、お久しぶりでーす」と言いながら、後見人の横をすり抜けると、忙しそうに夕食の配膳手伝いに戻られた。食事が始まり、向かい側に座った高齢の同居者が甘えるような表情で、A子さんに何か話しかけておられた。ご飯を食べながら、その方に「ウン、ウン」と応えるA子さんの様子がとても優しかった。「入居された夜、9時頃まで帰る帰ると言われましたが…」と施設側から報告を受けた。

A子さんが何とかここで自分らしい暮らし方を見つけ、心楽しい日々を過ごしてほしいと心から願って、帰路につきました。

(平成23年7月6日発行・会報第15号、及び平成24年6月11日発行・会報第20号、
東三河後見センター理事 福住 幸子)

被保佐人が職場で倒れた

発端

「ルルルッ」、私の携帯のベルが鳴ったのは、蒸し暑い夏の夜のことでした。それは、Aさんが職場で倒れてH病院へ救急搬送されたとの連絡。すぐに身支度をしてH病院へ向かったのですが、心配していた事がついに起きてしまったのではないかと、いろいろな事が車中で頭をよぎりました。

本人と後見センターのことなど

50代のAさんは父と二人で自宅生活をしていましたが、悪質な訪問業者に騙されて多額の負債を負い、弁護士が整理した後にも、なお数百万円の借入を抱えてしまいました。近くに姉と弟が住んでいましたが、それを防ぐことはできませんでした。

事件後、知的障害があるAさんは、障害者支援員の援助で療育手帳B判定と2級障害者基礎年金を受け、一般就労をしながら借入の返済をしつつ生活していましたが、今回の事故は、障害者支援員から紹介を受けた後見センターが保佐人となって1年半が経過してのことでした。

病院に着いて

H病院へ向かいハンドルを握りながら、今後予想される問題が頭を駆け巡り、不安が増すばかりでした。病院に着いて、家族など居合わせた人との挨拶もそこそこに入院契約をして、医師の説明を聞きましたが、その説明は予想よりはるかに深刻で、状態は重篤で命の心配がある、回復しても障害が残る以前の生活はできないという内容。

当面の事など

この事態に、私はまず出費をできるだけ抑えなければならず、医療費の面では、就労先の会社に労災の申請を依頼しました。それとあわせて、入院中の生活支援と父の世話の面で家族の協力を仰ぐ事ができました。これらの問題が会社や家族の協力により円滑に進んだ事で、労災が認められた

入院に関わる費用はほとんど発生せず、本人の入院生活も父の生活も順調に経過したのは幸いでした。

療養の経過と退院・自宅復帰の準備

一方本人の状態はというと、幸い予想以上の回復で命の心配はなくなった反面、私が心配していた退院後の生活の問題が、分厚い壁となって迫ってきました。本人に意思表示はできず、その気持ちを慮れば、やはりもとの生活に戻れることが最良。そのため、医師、家族とも相談し、可能な限り機能が回復するようリハビリ病院へ転院、リハビリを継続することにしました。

また、それとあわせて在宅生活の準備のため、在宅支援の関係者が集まって支援計画の策定にとりかかりました。これには、父と一体で計画を作らなければならず、父のケアマネジャーにも参加してもらいましたが、経験豊富なメンバーがそろったのと、私が以前、在宅復帰の仕事をしていた事は、支援計画を作るのに幸いました。

退院後の事など

しかし、本人のリハビリは期待したようには進まず、支援がなければ日常生活が困難な状態のまま退院せざるを得ない状況でした。この点は、関係者会議で状況を踏まえて支援計画が作成され、本人の日中活動、父のデイサービス、ヘルパーによる日常生活の支援、そして隙間を家族が支援する形で在宅生活が可能となる見通しがついて、ひと安心をしました。

だが、問題は職場復帰ができなくなった事でした。年金以外の収入がなくなり、借入返済ができなくなる事を以前から最も心配していましたが、現実になってしまいました。これは福祉サービスをいかに使っても解決できない問題です。

退院後、私はとにかくお金の入る手段はすべて利用することを考え、失業給付の申請、労災年金の申請、障害厚生年金の申請をしました。

運が良ければ適当な仕事が見つかる事も期待し、失業給付を受けるため月一回の求職活動に通う事にしました。しかし、就労の見込みはなく、失業給付では、老齢厚生年金受給までの穴埋めには程遠い状態で、労災年金が障害厚生年金の受給が決まらなければ生活の見通しは全く立たない状況

に追い込まれてしまいました。日々祈るような気持で年金の裁定を待つなか、勤務していた会社や家族の協力もあって、幸いにも労災年金支払の裁定を受け、借入の返済と今後の生活のめどが立ち、やっと大きな荷物を降ろすことができました。

今の状況

いま本人は、日中は作業所に通って充実した毎日を送り、父もデイサービスを利用しており、日常生活はホームヘルパーと家族の支援があり、安定した毎日を過ごすことができます。私は、この状態が長く続くことを祈りながら、陰から支えていきたいと思っています。

(平成23年12月12日・会報第17号、東三河後見センター 古瀬 修)

親族の無心から体調を崩した障害者の 補助人となって

A子さんは実の両親の都合で、実母の姉夫婦のもとで育てられ、小学校1年の時に正式に養子縁組をした。A子さんは中度の知的障害とてんかん発作があるが、養父母のもとで愛情豊かに育てられ、40歳の時に義父が死亡した後も義母と二人で仲良く暮らしていた。

A子さんが40代後半に、実母が再婚したのちに生まれた弟が借金を抱え、A子さん家族に無心に来るようになり、それは次第にエスカレートし、わずかに蓄えていた貯金は底をつき、義母はA子さんの貯金まで渡してしまうようになった。その頃からA子さんは義母に「お母ちゃんなんか大嫌い」とあたるようになり、義母とは口も利かず、食事も薬も満足にとらなくなってしまった。体重も50kgあったのが30kg台になり、生活リズムが崩れ、こだわりもひどくなり、通所施設にも通えなくなってしまった。このままの状態ではいけないと、義母が高齢なこともあり、A子さんは利用中の施設に入所することになった。入所施設側から、受入れに当たって成年後見制度を利用して義母以外の誰かが後見人等についてほしいと勧められ、義母から東三河後見センターに相談があり、申立支援を行い、当センターが補助人に選任された。

補助人としての活動は、最低でも月1回は施設を訪問し、できる限り母親と一緒に通院・外出に同行するようにしている。それ以外でも、何か対応が必要な手続きや問題が起こった時には、施設側など関係機関と連絡を取り合い、できるだけ早く対応するようにしている。

受任後、A子さんはそれまで飲めていなかった薬を施設で管理し、処方通りに飲んだこと（義母がうまく伝えることができていなかった）で薬が効きすぎてしまい、歩けなくなるほどふらふらになってしまった。施設側と相談し、施設の主治医ではなく、服薬調整のために以前の主治医のいる

病院に入院治療し、退院後はふらつきもなく歩けるようになった。

施設の中で時折、家に帰りたいことをアピールするためか、自分の荷物をまとめてしまうことがあったが、少しずつそういった行動はなくなっていった。食事に関しても、以前はエンシュアリキッド（栄養剤）に半分以上頼っていたが、精神的に落ち着いてきたこと、施設で歯科通院し入れ歯を作ってくれたこともあり、完全に食欲が戻り、エンシュアリキッドは服用せずに、すべて食事ですませている。その結果、体重は43kgまで戻った。発作も1カ月に2回程度と落ち着いている。こういった体調の変化など随時、施設・病院と連絡を取り合って支援に当たっている。

また、A子さんが入所した後も弟が義母の家に無心に来ていたことで、義母の安全とA子さんが安心して帰ることができる場所の確保のためにも、義母の生活について、義母の関係する民生委員や機関と連携を取り、施設入所のお手伝いをした。義母の入所後は、A子さんと義母の施設に行き、一緒に外出・食事をして「お母ちゃんのいる所が帰る所だね」とA子さんが言ってくれるようになった。

翌年秋、A子さんの実母が死亡し、A子さんの補助人として葬儀・埋葬の支援を行った。しかし、実母の相続問題については、弟が後方不明でもあり、裁判所や司法書士等と連絡を取っているが、まだ片付いていない。

（平成24年2月28日・会報第18号、東三河後見センター理事 佐藤 美子）

被補助人のAさんが アメリカ大リーグ観戦の夢を実現

この事例は、Aさんの長年の夢を実現するため、ケアホーム世話人のXさんやグループホームを経営するNPO法人の協力を得て、Aさんの補助人である東三河後見センターが名古屋家庭裁判所豊橋支部との数回にわたる折衝（上申書提出）の末、Xさんの旅行費用全額もAさんが負担することを裁判所に了解していただき、実現したものです。Xさんに日誌風に報告していただき貴重な記録です。

補助人がついていたから安心して行けた

ケアホーム入居者のAさん（男性・41歳）が5年前に入居してからずっと言い続けてきた夢、大リーグ観戦がこの夏実現した。8月12日～8月18日の4泊7日、アメリカ・ニューヨークにAさんに同行、4日間すべて、Aさんの夢であった大リーグ観戦をしてきました。

今回の海外旅行はいろいろな方のご協力で実現することができました。不安なことはいっぱいありましたが、Aさんには後見人さん（東三河後見センター・長谷川さん）がいた事で本当に安心して行くことができました。金銭面のことや今回の旅行でAさんにもし何かあった時の対応は、後見人さんがサポートに入っていただけなので、精神面では本当に心強く助かりました。Aさんの後見人さんには本当に感謝しています。

（注）正確に言うと、Aさんは被補助人で、NPO法人東三河後見センターが補助人、法人後見の担当者が長谷川です。

第1日目 8月12日（日）

中部国際空港、13：15名古屋発の飛行機に乗って約12.5時間のフライトでデトロイト空港に着きました。初めての飛行機乗船でAさんは喜んでいて、長時間フライトでしたが問題もなく過ごせました。

デトロイト空港に到着した時のデトロイトの日付は、12日の12：20でした。かなりの時差ボケもあり、Aさんはダウンしていましたが、次の飛行機の乗り継ぎ時間が3時間ぐらいあったので、2時間ぐらい空港内で休んで落ち着きました。そして、いよいよ乗り継ぎの飛行機に乗って、3時間のフライトでニューヨークに着きました。ニューヨークに着いてから、ツアーの係員さんにホテルまで送迎してもらいました。その送迎の車中、係員の方と今回の旅行の目的がダルビッシュ有の登板を見る事ですと言うと、今日ダルビッシュが登板していると聞き、今回の旅行でダルビッシュは見られないとわかり、Aさんはかなりショックを受けていました。でも他にも見たい選手が何人もいたので、すぐに気持ちが切り替わり、メジャー観戦を楽しみにしていました。ホテルに到着して、この日はすぐに休みました。

第2日目 8月13日（月）

朝早く起きて朝食を食べにホテル周辺を散歩。ニューヨーク初の食事は、Aさんの希望で朝マックを食べました。その後ニューヨーク半日午前市内観光ツアーに参加。バスに乗ってニューヨーク市内の観光をしました。初めに下車した所は世界4大美術館のメトロポリタン美術館でした。次に、世界各国の代表が集まる国連本部に行きました。最後にサウスストリートシーボトに行き、そこは遠くからですが自由の女神が見られる所でした。1日観光の方たちと一緒にツアーだったので、ホテルで解散ではなく、午前市内観光の私たちはここで解散となり、ホテルまで歩いて戻れる距離でもなかったので困ってしまいましたが、タクシーをつかまえて、何とかホテルに戻ることができました。ホテルに戻ってから、昼食を食べにステーキハウスの老舗を探しに出かけ、食べることができました。とてもおいしく、Aさんはペロリと食べていました。そして夕方は、Aさんの夢だった大リーグ観戦ツアーに行きました。ヤンキースタジアムに着いて、Aさんは大興奮で、試合が始まると試合にくぎ付け、イチロー選手や好きな外国人選手も見られて、本当に現実が夢のようで、感動していました。その姿を横で見られて、いろいろな思いや感情がこみあげてきました。試合が終わり、ホテルに戻って休みました。

第3日目 8月14日 (火)

この日の朝は、地下鉄の乗り方やホテル周辺のおススメの店の案内を係員の方にしてもらい、案内してもらった店で朝食をとりました。その後二人でニューヨーク市内のミッドタウンに出かけ、ヤンキーグッズのお店に入ったりして買い物を堪能しました。買い物後は、Aさんに何か食べたい物があるか聞いたら、ラーメンが食べたいとの事。ニューヨークには驚くことにラーメン屋さんもあり、食べにいきました。

そのあと2日目のメジャー観戦。日本にいる時にいろいろ調べて、本当ならこの日にダルビッシュが登板する予定だったが、見られなくて残念そうでした。この日は、日本人選手の黒田投手の登板が見られて大興奮のAさんでした。しかも、黒田選手がこの試合に勝って大喜びでした。

第4日目 8月15日 (水)

この日は地下鉄で自由の女神とグランドゼロの観光に行きました。地下鉄とフェリーに乗って自由の女神を見に行き、間近で自由の女神を見られて、思う存分楽しめました。その後グランドゼロ周辺を観光して、建設中のワールドトレードセンターのビルを間近で見てから、二人で地下鉄に乗ってヤンキースタジアムに出かけ、ヤンキースバックステージツアーに申し込み、普段は入れないヤンキースタジアムの裏側を案内してもらい、選手が座るベンチに座ったりしてAさんは大喜びでした。

ホテルに戻って、夕方から雨が降ってきましたが、メジャー観戦ツアーに出発。この日は中止になることなく、1時間遅れの試合でした。Aさんは、ビールを飲んだりしながら観戦を楽しみました。試合が終わったのが24時過ぎで、この日の帰りはツアーから外れて、二人で夜の市内を観光してからホテルに戻り、ホテルのエレベーターに行くと、どこかで見たことがある人がいました。なんとその人は、ダルビッシュ有選手でした。Aさんと僕は驚き、Aさんは棒立ちで興奮していました。残念ながらダルビッシュ選手は一緒のエレベーターには乗りませんでした。部屋に戻ってからAさんは、ダルビッシュ君に会えた大喜びでした。今回の旅行の目的がダルビッシュ選手を見る事だったので、その時本当に奇跡ってあるんだなーって思いました。今回の旅行でAさんにとって夢以上の出来事が起き

てくれて本当に良かったと思いました。

第5日目 8月16日 (木)

この日は最終日で、メジャー観戦がデイゲームなので、ゆっくり休んでからメジャー観戦ツアーに参加しました。最終日なので、名残惜しみながらメジャー観戦を楽しみました。観戦後はニューヨーク市内でお土産の買い物をしました。夜のご飯は、ニューヨークで大人気の屋台料理を食べました。1時間ぐらい並んでやっとの思いで食べましたが、口に合わなく残念でした。そのためスーパーに行って、食べたい物をたくさん買って食べました。疲れもたまっていたので、この日はすぐに休みました。

第6日目 8月17日 (金)

いよいよ日本に帰る日です。飛行機に乗って長時間のフライトでした。

第7日目 8月18日 (土)

中部国際空港に18時に着いて、自宅へと戻りました。帰りの電車の外を見ると花火が上がっていて、Aさんは、大好きな花火も見られて最高の旅行だったと何度も言っていました。今回の旅行は、本当にAさんの心に残るとても大切な宝物になってくれたと思います。そしてAさんは、また5年後ヤンキースタジアムで大リーグ観戦をすることが僕の夢だとみんなに話していました。今回の旅行を振り返ると、不安もたくさんありましたが、あっという間の時間でした。その時間は、Aさんや僕にとって本当に夢のような時間でした。

これからもAさんたちが、夢に向かって、たくさんの事を乗り越え、実現できるよう支援していきたいと思います。今回ご協力下さった皆様には本当に感謝しています。ありがとうございました。

(平成24年9月11日・会報第21号、NPO法人パルク世話人 中山 良司)

特別障害給付金の支給決定!

この事例は、収入がなく、生活設計の見通しが立たなかった成年被後見人が、特別障害給付金を受給できるようになり、少し見通しができるまでの、社会保険労務士の資格をもつ市民後見人の奮闘の事例です。

市民後見人には福祉分野だけでなく、さまざまな得意分野をもった人たちがいます。法人後見ではその人たちが話し合いをすることで、問題がすばやく解決できることがよくあります。これはそうした事例の一つです。

市民後見人としての活動スタート：市民後見人養成研修を修了し、続いて、福住幸子様のご指導のもと8回のOJTを終えた。次いで、OJTで面談した特養入居・後見類型ではあるが、心身の状態が安定し問題が少ないと思える92歳の女性を担当することになり、6月7日に引継ぎを完了した。

ペーパー社会保険労務士の私：市民後見人の活動の中で、ペーパー社労士の私でも何か役立つことがあればと思っていた矢先、6月19日に事務所で福住さんと事務打合せ等を行っていた時、社会福祉士のYさんが法人後見の担当をしている成年被後見人Xさんに関して相談を受けた。Xさんは20代の学生時代に発症、現在58歳、精神疾患で入院中。当人の国民年金保険料は、父親（故人）が長年にわたり納入。障害・高齢年金等の受給は可能か。今後のベターな環境を考え、グループホーム等への転居を思案しているが、経済的な裏付けが必要との由。

6月25日、Yさんから電話で追加情報。本人の資産や現在の病状は理解できたが、初診日要件や保険料納付要件については不明。Yさん所持の関連資料を逐次点検・調査することが必要。

少々乱暴な話だが、翌々日27日午前、年金事務所で、関連資料一式持参

の上、相談することとした。予め、考えうる場面を想定し、要件・効果を点検して、当日に臨んだ。

Yさんの相談員への説明と問答を拝聴し、関連資料を検分し、障害基礎年金等の可能性はなく、「特別障害給付金」支給申請を行うしかないと判断した。なお、老齢基礎年金受給資格期間25年は、長い学生時代の任意加入期間が合算対象期間となり、現時点ですでに充足していることが判明。

特別障害給付金制度：国民年金に任意加入していなくて、障害基礎年金等を受給していない障害者に、福祉的措置として、平成17年4月に施行。支給の対象者は、1）平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生、2）昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日がある者に限られる。

A氏の支給申請の要件は充足できるか：3年前に逝去したA氏の唯一の親族である父の申立てにより、ご逝去の2ヶ月前には、当法人によるA氏の後見が開始された。A氏は、大学在学中の最終学年12月に急性精神病状態になり家出、警察に保護される。2月には関西地区の病院に入院。その3年後に、県内公立病院初入院、平成8年から長期入院中（統合失調症）。大学卒業後、就労経験はなく、国民年金の加入は、県内公立病院初入院から5年以降。この要件では、障害年金の受給の可能性は皆無と考える。父が社会保険事務所へ何度も相談に行ったが徒労におわったとの由。

A氏の場合、当法人が後見申立ての支援をしており、本人に関する照会書（記入者・父）や診断書があり、また幸いにも、30年ほど前の県内公立病院初入院以来、通院しており、診療記録も実在。そこで、2年前、Yさんは特別障害給付金の支給申請を検討、年金事務所と相談し、尽力されたが、初診が30年も前で、物証等の取得に難渋し、申請には至らなかった。

今回、相談を受け、申請に必要な書類・資料を確認・検討。発症から現在に至る「病歴等申立書」の合理的な資料等と整合性ある構築を念頭に、Yさんのものに加え追加資料の収集を行った。

大学の教務・学生課・同窓会事務局への関連資料請求、高等学校同窓会への依頼、父親の勤務先Z会社健康保険組合への療養記録の提供依頼、初

診日当時の状況を把握している複数の第三者の証言、等々。その結果、「病歴等」無理のない申立てが可能になった。8月4日、Yさんが年金事務所相談窓口で詳細に説明し、申請書提出。9月14日、支給決定。月額障害基礎年金の6割、申請の翌月から支給ではあるが、A氏に少しでも役立てばと、関係者一同、嬉しい気分を味わった。

障害基礎年金の受給者は170万人、うち20歳前障害が51%。それに比して、**特別障害給付金支給件数は**、平成17年4月～平成24年8月までの累計で9,200人、うち学生が54%。最近の学生の採択は全国で月4人程度と僅少であり、関係者への周知も低いと思えた。

(平成24年12月12日・会報第22号、市民後見人 田中 義人)

身体障害のある息子と 認知症の母親との生活

重度の身体障害がある50代の息子さんとの生活が、認知症ではあるが、子供のことを深く思う母親の生きがいとなっている。長男と夫を亡くし、遠く離れた故郷の思い出も途切れ途切れしか記憶がなくても、目の前のテレビのリモコンのスイッチがどれかわからなくても、今、体の不自由な息子が何をしてもらいたいのかが分かり、息子の思う通りの行動ができるのである。通常であれば、高齢である母は息子の介護を受け、何不自由なく安心した生活を送っているはずである。母親の保佐人である私にとって、財産管理はもちろんのこと、二人が寄り添い、穏やかな生活が少しでも継続する支援（身上監護）が大切と思っている。

身上監護とは

二人の生活を支えているのが、介護保険・障害者自立支援制度です。訪問介護・ケアマネ・訪問看護との連携が必要になる。体調不良で食事の量が少なくなり、数日後、本人の様子の異変を発見、訪問看護に連絡、低血糖を起こしていることが判明して危機を脱したことがある。その他、入院契約の締結・解除、診療報酬等の支払い、通院の付き添いも含まれます。家屋の修繕請負契約、居所の変更時の家財道具の処分等、身内でない私にとって、このようなことを行なってもよいのだろうかと思い悩むつらいことも、今後のご本人の生活を考えれば、致し方ない、生活を守る責任があるのだからと思いを切り替えた。ならば、将来の生活設計を見据えて、無駄のない生活状態がベストであるのかといえ、もちろんNO。楽しみがあってこそその人生である。ただ認知症である本人は意志表示は難しい。端から見れば、床が抜け落ちそうな状態でも、緊急時には家具で身動きが取れなくなるかもしれない、そんな不安ばかりの生活でも、ご本人にとっては居心地の良い環境なのかもしれない。その判断は自己決定の尊重になる。平成24年の「高齢者白書」によれば、60歳以上の高齢者の90%は、現在の

住宅に「ある程度満足」、身体が虚弱になっても3分の2が自宅にとどまりたいとの回答がある。

こんなことも

深夜ガラスが割れる音がして人（泥棒？）の気配を感じたと、息子が翌朝ヘルパーに訴えた。弱者世帯にとってはただ事ならぬ深夜の異常は、不安の種となる。警察への被害届を出すことにした。しかし、派出所では、「後見人？」身内なのか、他人なのか…。しばらく待たされ、「成年後見制度とは何か」説明を求められた。その後は快く対応していただき、現場を確認し、「今後は見回りが必要ですね」ということになった。

自己決定とは

判断能力が低下したご本人の支援は、どこまで行えば良いのだろうか？

ご本人の意思の尊重と安全性・保護との調和を考えた判断は、少なからず後見人の倫理観・価値観が含まれる。過不足がない支援で残存能力の活用を心がけていても、どこか不安は残る。ならば、本人が決定できるような支援はできないだろうか？ 自宅と変わらぬ支援が施設でも受けられないだろうか？ 安心が確保できる環境に馴染むような支援はできないだろうか？ お二人と十分話し合いを重ね、納得のいく答えを探すよう最善を尽くす努力が必要になる。

今後必要なことは

高齢の母と障害のある息子さんとの生活は、このまま継続することはほぼ不可能である。被保佐人である母親の亡き後は保佐業務終了となり、残された息子さんの一人暮らしを支える社会資源はないに等しい。被保佐人にとって気がかりな、心配の種であろう息子の今後を思えば、二人の生活に必要な支援が見えてくる。住み慣れた家ではあるが、将来安心した生活を望むならば、施設入所が必要となるが、それは私にとっても超える山が多い。

（平成25年3月29日・会報第23号、東三河後見センター 杉山 智子）

申立てまでが大変、5カ月もかかった

困難事例と呼ばれ、支援に直接関わっている社会福祉協議会（社協）や地域包括支援センター、ケアマネジャー、ヘルパー等だけでなく、市役所、警察、保健所など関係機関までもが振り回され、関係者一同が長期にわたり大変苦勞する事例があります。そうした事例では、ご本人は認知症、精神障害などの自覚がないことも多く、支援を拒否するため、なかなか解決の糸口が見つからず、問題が長期化すること多いのが実状です。この事例で状況を大きく変えたのは、社協、親族等関係者の「成年後見制度の利用による新たな生活設計」という明確な目標をもった粘り強い活動でした。

本人の概要

- <本人>** 83歳の女性・高層集合住宅に一人暮らし・結婚経験なし
- <収入・財産>** 定年まで公務員。年金・資産多く、経済的にはゆとりあり。
- <心身の状態>** 要支援1だが、ヘルパーなどは利用しない。数年前から被害妄想が強くなり、1階上の住民が毒を振りまき自分を殺そうとしているとか、自分のいない時に誰かが部屋に入り、お金や冷蔵庫内の食品を盗んでいくなどと言って、市役所、社協、警察などにS O Sの電話を頻繁にかけるようになった。

社協の紹介で本人の甥と姪から東三河後見センター（以下「当法人」という）に成年後見の相談がありました。本人がいつも悪口を言っているきょうだいの子どもに当たる方たちです。2人とも他市に住んでいるのですが、本人のことを心から心配し、毎月のように訪問し、見守ってくれていたそうです。（訪問しても玄関から中には入れてくれないことも多かったそうですが）

お二人から成年後見申立ての相談を受けてからの主な活動をピックアップしてみました。

9月 2回訪問。いずれも1時間程度。昔の仕事の話をし、きょうだいから受けた仕打ちなどの話を何度も繰り返すのを聞きながら、こちらの話ができる時に成年後見制度の申立てに向けた準備の話をする。その繰り返し。税金の通知を紛失して督促状が届き、パニック状態になって朝6時ごろからあちこちに電話をかけまくっていて、「忙しいから」と約束の訪問を断られたこともある。

10月 本人宅を2回訪問。いつものとおり、本人の話が長いので、1時間くらいの訪問になる。隙を見つけて成年後見制度の話をするが、本人の気持ちは揺れ動いており、なかなか定まらない。前回順調だったので、もう一步と思って行くと、強い拒否にあったりの繰り返し。

11月・12月 10月に成年後見制度の利用を強く拒否したので、2カ月間は社協さんに任せ、私は訪問を休んだ。社協さんのお勧めが功を奏し、本人は12月からデイサービスに行き始め、とても気に入っているとのこと。デイの送り出しでヘルパーも入るようになったとのこと。

1月 1月4日、本人がデイサービスに行っている間に、甥のAさんと社協の方と私の3人で本人の居宅に入り、申立てに必要な預金通帳、年金証書等の書類を探した。居間は書類、本、衣類などが山積みされていて、どこから手を付けてよいかわからない状態だったが、何とか探し当てた。1月29日に本人から10回電話がかかった。昔、きょうだいから受けた仕打ち、施設に入るつもり、後見人の報酬のことなど、いつもの話と成年後見についての疑問など新しい話が入り混じっていた。その夜、本人が有料老人ホームへの入所を決めた。

2月中旬 家庭裁判所にて受理面接。診断書が8月に作成したもので古すぎたので、新しい診断書の再提出を指示された。

4月中旬 後見開始の審判が決定した。

9月に成年後見申立ての相談・依頼を受けてから、2月中旬に裁判所で受理面接を行うまでに5カ月、後見開始の審判がおきるまでには7カ月も

の時間が必要でした。

その間に、社協さんは介護保険のサービスを拒否し続けていた本人を説得し、デイサービスや訪問介護、ショートステイなどのサービス利用を実現し、最終的に老人ホーム入所までの道筋をつけてくれました。

ご本人は老人ホームが気に入り、生活が落ち着いて安心したのか、被害妄想も出なくなり、昔の仕打ちを恨んでいたその兄弟がホームを訪問してくれたのをとても喜んでいたのが印象的でした。

(平成26年9月10日・会報第29号、東三河後見センター理事 長谷川卓也)

被補助人Aさんの地域支援の試み

後見開始…知り合いのAさん（82歳独居、夫死去、出産経験なし）に対し、2014年5月、東三河後見センターによる支援が開始されました。記憶力の衰えにより、お金の管理に不安を感じ、物盗られ妄想も出て、預貯金通帳、保険、福祉関係書類を「あんたに預ける」と私の家に投げるように持ってこられたのが制度利用のきっかけでした。

ショートステイへ…そして8月のある日の深夜2時頃、「変な男が入り込み、ご飯を食べさせろと出ていかない」と。錯視症状に怯えたAさんが我が家のチャイムを押されました。

昼・夜のAさんを注意してみると、昼間はまだ在宅生活が可能としても、夜の混乱状態は日増しに深刻になり、在宅生活維持の危うさは、近隣の人々の心配事にもなりはじめました。そして、地域から後見センターに伝え、緊急対策として、長期ショートステイ（入所待機中）利用となりました。

過日、ショートステイ先にAさんを訪ねた時、「こういう所は、行きはあるけど帰りはないんだねえ」「私は馬鹿になってしまって、自分の金も自由に触れなくなったから精神的貧乏になったわ」「もう生きている甲斐がないわ」と、落ち込んだ顔つきで言われました。

今、ショートステイの生活に安心しながらも、後見制度をはじめとする他人の支援を窮屈に感じられ、自分を見失ったようなAさんの訴えでした。私は、Aさんの「在宅生活」は多分、今後不可能だろうが、「施設か在宅かの二者選択だけではない生活（ショートステイ後入所生活になっても）」の可能性について考えました。時々、地域に戻り、慣れ親しんだ地域の方々と触れ合う、或いは自宅に短時間滞在し好きだった土いじりができる、そんな日々が実現すれば、Aさんの生きる気力は高まり、自分の人生に主体的に挑戦する気力も出てくるのではと考えました。また、被後見人等の方々

の地域活動参加は、地域に認知症や後見制度についての理解を広げることに繋がるのではと思いました。

地域ふれあいサロンへの参加…10月はじめ、私も長年参加してきた「町内福祉会」や「ふれあいサロン」の関係者とAさんの地域参加を相談し、快諾を得ました。地域側からすれば、大きな決断でした。その上で、後見センターとも相談し、Aさんは、既に10月、11月のサロンに参加されています。この現実には、Aさんの心身の安定、後見センターの援助、地域と入所先の理解・配慮が必要でした。ケアマネさんの尽力もありました。地域行事に参加されたAさんは、しっかり者のAさんの顔に戻り、大歓迎のお仲間と心を開いて談笑されていました。岩間伸行氏（大阪市立大教授）は「人が社会的に生きる存在である限り、尊厳ある生活に社会関係は不可欠である。ここでいう社会関係とは、双方向の支えあい…」とされています。私は納得できます。しかし、後見制度を利用しながら施設入所中の方々に「住み慣れた地域と繋がった日々」を保証することは、そんなに簡単なことではありません。

今回のAさんの事例は、後見センターで仕事をした私が、地域住民としてAさんの近くにいたことがきっかけです。しかし、このままでは継続は危ぶまれます。

Aさんを受け容れた私たちの地域も、既に問題にぶつかっています。「送り迎えは誰が?」「事故責任は?」「地域側の責任者は?」「施設との連絡は?」等々です。当然のことですが、Aさんが被補助人であることを軽視して地域参加を進めてはいけないと、最近強く感じています。後見制度のもと、Aさんの代理人として、支援の中心に存在される後見センターとしっかり相談し、今後もAさんを支える社会資源の一つになればと願っています。

（平成26年12月19日・会報第30号、
元東三河後見センター理事・社会福祉士 福住 幸子）

父親から娘へ二世代に渡る出会い ～土地売却の難しさを実感～

<出会い1ー父> 東三河後見センターに勤務して間もない時に社協から一人暮らしが難しく認知症グループホームに入所した88歳の男性A氏（妻死亡、長女・次女施設入所、三女所在不明）の候補者の話がありました。援助していた義弟が高齢で世話が難しいと地域包括支援センターに相談したことが始まりです。間もなく後見人の仕事を開始しました。

最初の頃は面会に行っても、話をしてくれませんでした。面会を重ねるうちに話をしてくれるようになりました。施設では落ち着いた生活をしていました。後見人として面会や介護保険契約等の身上監護と財産管理をし、多くの田畑や住宅の草刈り等の管理もしてきました。今後のことを考えて、土地売却の話をしていても頑なに拒みました。

落ち着いて過ごしていたA氏が胆管結石、大腿部頸部骨折等で入退院を繰り返すようになり、入院中に肺炎を併発し亡くなりました。受任から2年後でした。身内の面会もなく淋しそうなA氏が後見人の私が帰る時に手を振って「また来てね」と言ったのが目に浮かびます。葬儀の手配をするのと三女も含め5人が参列して最後のお見送りすることが出来ました。これで後見事務は終了だと思いました。

<出会い2ー娘> 葬儀から1週間過ぎた日に三女から電話が入り、施設に入所している姉達の後見人になってほしいと依頼がありました。土地売却など難しいことがあるので、躊躇しましたが引受けることにし、依頼から3カ月後、後見人の仕事を開始しました。

父親の遺産を受けたため生活保護が廃止されたのを機会に社会保険労務士に依頼して障害年金の申請をしました。毎年多額の固定資産税を払うのを解決するため土地売却を本格的に行うことにしました。司法書士に依頼

し、土地を娘3人に変更登記しました。次に不動産屋に土地売却の相談に行きましたが、仲介、買取りなど門外漢の私には分からないことばかりでした。

被後見人に不利にならないように悩んでいた時、不動産に詳しく、市民後見人として活躍しているX氏に相談したところ、協力してくれると言われ、大きな力を得ることが出来ました。家庭裁判所に上申し、売却しやすい土地から信頼できる不動産屋2軒に見積もってもらい、有利な不動産屋と仮契約することが出来ました。今は次の土地の売却に動き始めています。

ここで困ったことが起こりました。それは父親が住んでいた住居の土地が祖父名義になったままだったのです。そのため父親の兄弟に相続の放棄をしてもらう必要があり、兄弟に承諾印をもらいに歩いていますが、身内にもいろいろな考え方の方がいて苦労しています。このように土地売却について奮闘中ですが、身内の方の複雑な思いや不動産屋との交渉など難しいことが多いことを実感しています。難しいが被後見人に不利にならないように頑張っていきたいと思っています。

東三河後見センターにはいろいろな資格等を持った市民後見人等がいて、自分に不足している事にアドバイスがもらえるのは法人組織の良い点であることが分かりました。土地売却の経験がなかった私にとって良い経験中で、これからはみんなに教えられるように頑張ります。

(平成27年6月25日・会報第32号、臨床心理士・精神保健福祉士 飯星 睦生)

父親が入院、 一人暮らしとなった被後見人の支援

昨年11月から知的障がいのある40代の女性の後見事務を担当しています。本人は十代後半から現在の職場で働き、父親の支援を受け二人で生活してきました。父親が病気により車いす生活となったため、本人の将来を心配した父親が成年後見の申立てをしました。本人は仕事に生きがいをもって生活しているようでした。

今年に入り父親の介護負担が増えたことや父親の居丈高な言動にストレスが重なって、体調を崩すことが多くなりました。そのため、依頼を受け病院受診に同行するようになりました。また二人の生活を心配した父親の保佐人や関連事業所の人たちがショートステイやヘルパー訪問を検討していましたが、6月に父親の体調が急変し入院となりました。

一人暮らしをしたことがなく、グループホーム入所の選択もありましたが、自宅で生活していきたいという本人の希望で在宅生活を支援していくことになりました。今までほとんど調理をしたこともなく、食事はお弁当等でとっていましたが、7月からヘルパー訪問を開始して、一緒に食事作りを楽しんでいるようです。

父親は在宅生活に戻ることは現時点では容易ではない様子ですので、これからも一人暮らしが続きます。健康面、金銭管理、日常生活面で見守り、支援が必要です。人なつっこい性格なので、まわりの人たちが見守ってくれる事は安心につながります。後見人として経験が浅く、わからないことも多くありますが、後見センターや関連する人たちと相談、連携して支援していきたいと思います。

(平成27年9月30日・会報第33号、市民後見人 鈴木 光子)

自己破産状態の財政を立て直す

Aさん（50代後半・男性）は神経性疾患の症状で自宅アパート周囲を徘徊しているところを警察に保護され、地元の病院に救急搬送されました。Aさんに意識はありましたが、ひどい記憶喪失状態でした。

自宅には様々な書類が散乱しており、その中には、わずかな残高の通帳に加え、国民年金や税金納付書、債権回収会社・消費者金融からの督促状がありました。

Aさんの疾患や記憶喪失の改善は見込めず、成年後見の申立てを行うことになりましたが、Aさんの世話をする人は身近におらず、Aさんに代わって家族や財産について調べる必要がありました。家族の名前や住所については、Aさんの戸籍謄本を手に入れ、その先の住民票をたどることで、比較的簡単にわかりました。Aさん宅にあった携帯に奥さんの名前を見つけ電話したところ、すでに離婚しており、子供たちは別れた奥さんと一緒に生活しているとのことでした。また、Aさんは、西日本の某県から集団就職で東海地方に移り、豊川市で結婚した後、故郷に戻り家を建てましたが、その直後に離婚し、また豊川市に戻ったことがわかりました。それ以外のことは分かれた奥さんも知らず、Aさん自身の記憶もありません。

次に財産調査に移りましたが、まず債権回収会社に電話したところ、Aさんが故郷に建てた家のローンが数百万円残っているとのことでした。税金等の滞納金を加えれば、一千万近くの借金になります。さらに、年金事務所へ障害年金の受給権があるか確認に行きましたが、滞納期間が長く受給できないとのことでした。

このままでは自己破産かと思われましたが、厚生年金のデータにAさんらしい人の加入記録が二つあり、その二つの勤務先の名前と市町村名を言うことができれば、データが統合でき、保険料の納付要件がぎりぎり満たされるとのことでした。しかし、Aさんは記憶を失い、古い住民票も破棄

されていることから、なす術がありません。途方にくれながらAさんの携帯の電話番号に手当たり次第かけたところ、故郷から岐阜県のどこかに就職したとの情報が入りました。Aさんのもとに何度も通いながら、岐阜の地名を手掛かりに、記憶の回復を試みたところ、ある日突然会社の名前を口にしました。その後二つ目の会社も思い出し、ようやく年金記録を統合することができました。

とはいえ障害基礎年金だけでは今後の生活費で精一杯であり、自己破産か生活保護は避けられず、ローンの連帯保証人である別れた奥さんへの請求は残ります。故郷の家は過疎地にあり、任意売却はできそうにありません。再び途方にくれましたが、同郷に住む親戚の方に購入を持ち掛けたところ、快く応じてくれることになりました。たまたまその方のお子さんが実家に戻って来ることになったそうですが、これで住宅ローンも返済でき、ようやく、今後の生活の見込みを立てられることになりました。

今回、何度もくじけそうになる場面がありましたが、Aさんの家族や親族の方が、これまで疎遠であったにもかかわらず協力的に動いてくれたことが、大きな助けになったと感じています。

(平成27年9月30日・会報第33号、市民後見人 井上 裕一)

納骨のお話し

現在の成年後見制度上は、成年後見制度を利用されている方がお亡くなりになった時、後見人等の支援者としての役目は終了します。お亡くなりになった方をどのように弔うのか、それは親族が中心になって行うのが一般的と考えられます。しかし、第三者後見人として法人後見している方の中には、弔うことができる親族がいなかったり、いても高齢や障がいなどの事情で弔うことができない方もいます。先祖代々の墓や位牌のある菩提寺がなかったり、あったとしてもお墓が遠方にあったり、すぐに納骨できるお墓がないということもあります。そうした場合、現実的には、(元)成年後見人が死亡届及び埋葬許可申請の手続きをし、葬儀契約の締結、葬儀の実施をせざるを得ないこともあります。平成28年10月からは死後の事務の一部を成年後見人であった者が家庭裁判所の許可を得て行うことができるという旨の法律が施行される予定ですが、今回のケースファイルではご本人の配偶者の神道での納骨について記します。

私が担当しているAさん(80代・男性)。成年後見制度の類型では「補助」です。認知症の疑いはありますが、思いを言葉で表出することができます。法人が補助人として選任された時には、既に奥様はお亡くなりになっていました。借家で生活をされており、お遺骨は御霊者(みたましや)、遺影とともに食器棚の上に置かれていました。支援をする中で、Aさんとお遺骨をどうするか話し合いをしました。「俺のところは神道だから。」「豊川市内でないとダメだ。」「墓はないから、永代供養がいい。」「神社じゃないとだめだ。」「お墓の近くに宮司が住んでいないとダメだ。」等々。Aさんの財産の中で奥様を弔うことができるような寺院をいくつか紹介しましたが、Aさんが納得するものはなく、時間だけが経過しました。

しばらく借家での生活が続いていましたが、Aさんの身体機能が徐々に低下したため特別養護老人ホームに入所することになりました。引っ越し

の荷物をまとめているとき、「これはどうする？」とAさん。入所先の職員の方も戸惑いましたが、遺骨をダンボールの中に入れて居室に運び入れることにしました。

施設入所後も、調子のいい時には「早く墓を見つけてくれ」と御霊者を指さしながら相談を受けましたが、Aさんが希望する寺院は見つかりませんでした。ところが、今年の3月、Aさんの意向にあった神社を当法人の職員から紹介を受けることができました。Aさんの意向である「豊川市内・神道式・永代供養」を満たし、さらに「宮司がお墓の近くに住んでいる」要件もクリア。

早速、宮司さんに連絡をとって相談し、パンフレットを受け取りました。この神社では神道式の永代合祀供養墓を建立し、御霊を無縁にすることなく一つの神社が守ってくれます。Aさんにパンフレットを見せながら、宮司さんから聞いた話をしたところ、この神社の地名を知っており、納得して、納骨の手筈を整えることができました。家庭裁判所に上申し、書記官より「上申のとおりしてください」と返答をいただきました。

納骨の日、神社の桜は散りかけていましたが、礼服につつまれたAさんと、同行いただいた施設の職員の方、私の3人で、宮司さん立会いのもと厳かにの納骨式を終えることができました。

納骨後、Aさんは随分と穏やかになりました。奥様を弔うことができたという安心感とAさんがふと呟いた「俺もあそこに入れるかな。」という言葉。宗教的儀礼がもつ意味や、人に与える影響について不勉強であったなあと感じました。

(平成28年6月28日・会報第36号、東三河後見センター理事 工藤 明人)

初めて後見人受任・新城小町との出会い

私の東三河後見センター市民後見人としての初仕事は、長谷川代表理事が担当していたAさん（女性・83歳）の継承で始まりました。

UFJ銀行に行き、通帳記入を済ませて預金の現在高をAさんにお知らせしてグループホームでの面会は終了となるのですが、長谷川さんがその場を外すと、「私はあの人を絶対許せない」と恨み言が始まる。彼女はニコリとせず、「私は東三河後見センターがこのような酷い仕打ちをすることが理解できない。お金を使えないようにしているこのやり方と、勝手に私の通帳から大金を引き出して使っているのは許せない。あなたはそんなことをしない人だと思うから信用したいと思う。」と一応穏やかに言ってくれてはいたが、その瞳の奥には不信の心がはっきりと読みとれました。端正な顔立ちの人が少し怒気を含んだ表情で話をするので尚更鬼気迫るものがありました。

お盆を過ぎた頃、一緒にUFJ銀行へ行く予定が、おやつを果物を食べたいのであなた一人で行ってと言われ、勝手に預金を引き出すとまずいと思いつつ、引出しを済ませて通帳を返して帰宅したあと、施設の所長からご立腹の電話を頂き、翌日話し合いの場をもつことになった。出かけたところ、「理事長は後見人の報酬は1、2万円と言っていたのに12万円とはいくらなんでも高すぎる」と所長。1カ月分を1年分ととり違えていたようだ。Aさんご本人とはといえば、「私の許可もとらずに勝手に預金をおろすなんて許せない。あなたは理事長と同じことはしないと信用していたのに酷いひとだ。」とノノシル有様。高森丸、大嵐の中、前途多難の船出。その日以来、所長とAさんの被害者意識の共有は固く、元に戻すまで大変でしたが、実は逆転満塁ホームランを放ちました。

それは、Aさんはお抹茶が大好きと伺っていたので、所長にお茶会を申し出ると大層乗り気になってくださり、11月に施設での茶会開催の運びとなりました。野点用の立札席を持参、緋傘を部屋一杯に広げると皆様

喜んでくださり、当のAさんにもお茶を点てて頂き、職員の皆様との距離も一気に縮まり八方丸く収まり目出度し愛でたし。

その日を境に3年に及ぶAさんとの月1回のデートが始まり、施設訪問すると、「旦那さまのお迎えかい」の声が仲間内から聞こえるようになりました。

3年後の7月25日、Aさんを訪問すると、体調おもわしくなく本日の外出は困難との返事。8月1日緊急入院。お元気だったので、パイプ類を引きちぎるので拘束止む無しとの判断、その辺りから急速に容態悪化。盆過ぎ親族、親戚に容態悪化を通知。代表理事と話し合い預金引き出し、葬儀の事前打ち合わせをJ A葬祭と行う。喪主不在を考慮して後見センターがすべてをとりしきる準備をしておく。施設長には在籍のまま、ターミナルプランの作成をお願いした。28日、病院に見舞に行くと可愛い折り紙の花束に、お誕生日おめでとうと書いてありました。85歳のお誕生日でした。病院で電話が入ったので出ると、娘さんからで今病院に着いたばかりだと言われるので、Aさんの部屋で面会。不思議に翔んでる人でした。「こんなに痩せちゃって、栄養沢山食べさせて」が最初の言葉でした。あまり永くはないようですとお伝えする。呼吸に乱れが出始めていたから案外早いかもと思われた。私生活大変なのよと言われる。男友達に乗せてもらってきたよ、と言ってほどなく帰られた。29日、所長と話し、早いわよと言われる。J A葬祭で会場の相談をして帰宅。30日、車に置き忘れた携帯に29日夜10時13分Aさん永眠されましたと入っており、ガーンとなりました。30日、J Aに連絡、ご遺体の搬送、葬儀場の確保、お寺へのお通夜、告別式、火葬場経の依頼、遺族への案内、枕花、告別式生花、死亡診断書受け取り、市役所での埋葬許可書交付、支払い、法人印を取りに豊川の事務所2往復、5時葬儀場での遺品納棺お菓子の手配。お通夜は施設職員、Aさんの息子、娘、二人の娘様。皆様帰られて私とご遺体と二人で通夜をすごした。

31日告別式・ご親族6名、施設側所長含め6名。そのまま火葬場へ移動、お骨拾い菩提寺へ移動。A家の墓を確認する。慌ただしい二日間の出来事でした。

ありがとう 新城小町 合掌

(平成28年12月22日・会報第38号、市民後見人・社会福祉士 高森陽一郎)

就職しながら、休みの日に 後見の仕事をしています

私が担当しているAさんは、50代男性で重度の知的障がいがあり、施設で生活介護を受け、長年落ちついて暮らし、特に困った問題也没有ありません。今は、毎月1回面会を行い、お小遣いを持参します。会話はできませんが、表情や「ウッ」の出し方から何となく伝わります。元気かな、持病の翼状片（目の病気）は進行していないか、顔面麻痺はどうか。きちんとお世話して下さる施設なのですが、それでも爪は長くないか、服は汚れていないか、破けていないか、傷はないかなどと観察しています。そして、Aさんにミニチュアカーや手触りの良いマスコットやハンカチなど1点をプレゼントします。これは後見の経費です。軟らかい物を握っていると落ち着かれるので、差し上げるといつも喜ばれます。また、1年に1回、Aさんと外出しています。昨年はアピタで服とおもちゃを購入し、Aさんの好物の回転寿司で食事し、眺めが素晴らしい子安弘法大師へ行き、ラバースヒルで鐘を突き、とても楽しそうでした。そんなAさんの姿を見て、私も嬉しいです。

私は50代で福祉系通信大学を卒業の頃、東三河後見センターによる第1回市民後見人養成研修を受け、社会福祉士の資格も取得した後、就労継続支援B型事業所でパート勤務しました。その頃は時間にゆとりがあったので、後見受任のお話を頂いた時、やりたかった仕事だから、休みの日を利用して後見の仕事をすることに抵抗がありませんでした。しかし、その後、もう一つ念願の障がい者グループホーム（中軽度の障がい）に常勤で勤務するようになりました。今、正直に言えば、後見の仕事は大変です。ですが、大きな問題のないAさんだから、こんな私でも関われるのだと思います。もし、何か起きた時、自分一人で悩むのではなく、東三河後見センターが助けてくれるという安心感があるので、今でも続けていられるの

だと思います。

（平成29年3月23日・会報第39号、市民後見人・社会福祉士 小林 佳子）

ご本人と家族について思うこと

市民後見人として2人の方を担当しています。

Aさんは10年ほど前に奥様を亡くされ、2人の息子さんは遠方で生活しているためお一人での生活です。4年ほど前から少しずつ物忘れがひどくなり、2年ほど前からは金銭管理ができなくなり、重要な郵便物が捨てられたり、支払いが滞り督促を何度か受けていたようで、息子さんがその都度対応していましたが、昨年12月から後見人にすべてを引継ぎました。

当初はお隣近所さんや民生委員、社協の方々にお世話になって介護サービスの利用が始まり、現在はデイサービス利用週5日、自宅での生活週2日だが、その2日も薬の服用忘れしないようにと介護サービスが訪問確認しており、食事は配達弁当です。

ご本人は、緊急時の通報などを自分からすることは難しそうで、認知症対応可能な施設入所が必要だと思い、息子さんと施設の下見をしました。

ご自宅を定期訪問したとき「ご飯は何時に食べましたか?」「オカズは何でした?」と尋ねても、「食べたかヤー」とあいまいに答えて誤魔化します。最近の出来事を聞いてもあまり興味がなさそうで「?????」と会話には乗って来ないが、若いころの話に切り替えると、大変朗らかになり、鼻歌を何回も披露してくれます。現金は失くしてしまうのでお渡ししていません。現金を持っていたいという希望はないようだが、無効になっている古い貯金通帳を探し出して、近くの銀行窓口を尋ねたことが2度あり、1度は帰り道が分からなくなり、ご近所さんにお世話になったとのこと。健脚だが今のところ徘徊の心配はない。本人に聞くと、散歩は迷子になるのでイヤという。ご本人が希望する飲物・食物の調達は、デイサービスの帰路や薬服用確認で訪問する介護業者に立替え払いをお願いしている。

Bさんは50代の男性。事故で障がい者となり施設に入所。ベッド上の生活が主で、移動は車椅子を押してもらっていて、手足の動作も不自由で会話も難しい状態です。家族が月に1回程度、施設に面会に来られているので同席したところ、母親とは会話が成り立っているようです。以前は母親がこまめに面会に来られていたようだが、高齢になり、面会に来るのもだんだん難しくなってきたと聞くと、親の気持ちを察して、心が痛みました。定期訪問時には施設の担当者から本人の状況を事前に情報収集し面会に役立てています。ご機嫌の良いときは表情が明るく、こちらの言うことに対応してくれるが、気分が乗らないときは、即帰れと合図し、少し淋しい気持ちにもなります。

Aさんは物忘れ障害の不自由さを深刻に思うこともなく、自宅を訪ねてくる親戚や友人もほとんどないようだし、二人の息子もあまり訪ねて来ることはないのだが、それでもゆうゆうと朗らかに毎日をおくっています。Bさんには弟、妹がいて高齢の母親は妹が同行して施設に面会に来ているようだが、これからは面会の回数もどんどん減ってきそうです。本人や家族の状況は変わってくると思うが、後見人として本人を訪問するときには、少しでも本人が安心するような触れ合える時間にしたいと思っています。

(平成29年6月26日・会報第40号、市民後見人 星野 裕)

3

法人後見を支え、 後押ししてきた会員の思い －会員紹介－

東三河後見センターは設立以来ずっと、会員の皆さんに支えられ後押しされて、東三河地域の法人後見の普及・拡大の先頭に立ってきました。会員はそれぞれに成年後見制度や法人後見へのおもいが深く、東三河後見センターの法人後見に大きな期待を寄せてきました。会報の「会員紹介」は、そんな会員の思いを会員自身に書いてもらったコーナーです。抜粋ではありますが、なるほどこのような人たちがいたから今の東三河後見センターがあるのだなど、実感できます。

各記事の執筆者の肩書、所属等は会報掲載時のもので、現在とは異なる場合もあります。

後見制度の勉強会から NPO法人東三河後見センターの設立へ

(平成19年6月15日発行・会報第2号、東三河後見センター監事・

NPO法人ゆうゆうサポートセンター長 豊田 和浩)

2年前の今頃だったろうか。「まずは制度を勉強し、後見制度の必要性や重要性をこの地域で確認できる団体がほしい。」「障害当事者の立場に立った権利擁護のできる団体がほしい。」などと思いを巡らしていたのは…。

そして、多くの人の協力があって東三河後見センターの前身となる後見制度を考える会が立ちあがった。地域における後見制度への関心は、当時の認知症高齢者の消費者被害の報道と重なり、学習会や講演会などに多くの参加者を迎えることができた。その中で、各方面の福祉関係者、行政関係者、法律関係者などの方々とのつながりを作ることができた。1年を過ぎると、事態は変化を見せていた。

単なる事例検討会や学習の場だった後見制度を考える会のメンバーから、「仕事として働いてもいい」「退職後のライフワークにしたい」と声が上がったのだ。ここから後見制度を考える会は、NPO法人東三河後見センターへと動き出し、実際に後見を受けることのできる受け皿へと向かっていくことになる。

当初から「お金がなくても、しっかりと権利擁護されるシステムを」と考え、法人後見の道筋を視野に置きながら活動してきた。東三河後見センターが立ち上がり、高齢者、障害者の権利を守る活動を本格的に始めるにいたった。ここからが本番である。しっかりとした財産管理の提供はもとより、障害者や高齢者の気持ちに立った身上監護の提供やきめ細かなサポートが必要になってくる。

私は知的障害者を中心とする福祉事業所で働いている。判断能力に乏し

くだまされてしまう。嫌でも嫌と言えず言われるがまま。限られた情報しか与えられず、知らず知らずに選択させられている現状。現場では数多く目のあたりにし、自分の力のなさを痛感する。そして、「サービス利用者である彼らの権利を本気で主張してくれる代弁者がほしい」「彼らの生活をしっかりサポートできる代弁者が必要だ」と感じる。親亡き後の彼らの声を誰が伝えるのか？ 東三河後見センターの今後の活動に期待してやまない。

私が成年後見を知った時

(平成19年6月15日発行・会報第2号、東三河後見センター理事 金澤 良雄)

私が成年後見の必要性を痛切に感じたのは今から2年前のことです。私に関わっていたNPO法人で扱った緊急一時保護のA父娘のケースでした。

60代の父親と30代の娘はともに知的障害があり、親切めかした近隣の夫婦から金銭面の搾取のみならず、娘は性的虐待を受けていました。十年以上、迫害は続いていましたが、表面化することもなく、父娘は耐えきれず、借金のすえ逃げ出すことにしました。不運は続き、次の保護した家族も父娘の年金を担保に借金をさせ、巻き上げていました。NPO法人で保護した時点で、私は両方の加害者を警察に訴えようとしたましたが、証拠不十分で立件できないと言われ、泣き寝入りをしました。

その上、私自身にもヤクザを使い、電話で脅迫してきました。父娘の安全を守ることを第一に考え、洪々、加害者への追及は取り下げざるを得ませんでした。

法治国家であるはずの日本で、弱者が不当に搾取され、警察にも見放される現実を目の当たりにしました。私が「成年後見制度」があることを知ったのは、この時です。

各地で成年後見センターが設立され、弱者の権利擁護のために活躍されていることを知りました。東三河でも、今回設立の運びとなったことはまことにありがたく思います。皆様のご活躍を心から祈念いたします。

専門職の知識を生かしてネットワークの一員に

(平成19年9月25日発行・会報第3号、東三河後見センター理事・
舟越社会保険労務士・行政書士事務所 舟越 正行)

私が社会貢献と後見制度を考えるようになったのは3年前になります。私の母が他界するまでの10年間は、特別養護老人ホームで過ごさせていただくことができました。家族の支援ができなかった時に福祉制度を利用でき、今でも感謝をしています。

しかし、在宅で一人で不自由な生活を送っておられる高齢者の方も数多くいるのが現状です。その高齢者を言葉巧みなマニュアルで食べ物にしている悪徳業者が沢山います。振込詐欺・先物取引・リフォーム業者等テレビや新聞で報道されるのを見るたびに心を痛めておりました。私の家内も福祉の仕事をしています。生活の中で「福祉と権利擁護」について、いつも話題にあがりました。そして、今の自分が社会貢献として何ができるかを模索してみました。ホームヘルパーの講習を受け、高齢社会についての勉強会に参加してみたりしました。

その中の一つに、法人の後見制度をしている「絆の会」に出会い、フォーラム等に参加しましたが、名古屋までは遠く、近くに何か良い勉強会や講習会はないのかと捜していた時に、東三河後見センターの前身である「後見制度を考える会」に1年前に出会いました。会の皆さんの優しい人柄に触れ、ここでなら気兼ねなく話をする事ができ、心に通じるものがあると確信しました。

現在、私は業として社会保険労務士と行政書士を開業しております。これらの資格を後見制度に生かし、高齢者と障がい者の年金問題・雇用問題等や悪徳業者から弱者を守るクーリングオフ・内容証明等の作成などでお力になればと思っています。まだまだ地域に根ざした活動は出来ていませんが、これから一步一步皆さんと力を合わせ、後見制度のネットワークが構築できたら嬉しくおもいます。

社会福祉士としてできることを

(平成19年9月25日発行・会報第3号、(有)フレンドリーハート

デイサービスひのきしん遊楽相談員 鋤柄 拓巳)

デイサービスの相談員になって、もうすぐ2年がたちます。色々な相談を受けてきましたが、ほとんどが介護に関するものであり、成年後見制度に関する相談もなければ、制度を利用している方もいませんでした。

社会福祉士として何か出来ることはないだろうかと思っていたところ、東三河後見センター立ち上げの話を聞き、自分で力になれることがあればと思い、活動に参加させていただくことになりました。それまでは成年後見制度の名前ぐらいいか聞いたことがなく、制度を知るにつれて、今まで関わってきた利用者の中にも、後見制度の利用を勧めた方が良かったケースはなかったかと考えるようになり、自分の力の無さを知りました。

現在、利用者の中にこれから成年後見制度を使われる方がいます。後見センターや市民活動委員会の活動に参加させて頂き、知識を増やしていきたいと思っています。社会福祉士として、いつかは自分が受任し、成年後見制度やその他の制度を利用して、その人の自己実現を支援していくことが今の目標です。今後、成年後見制度の利用の増加が見込まれると思いますが、正しい情報提供を行うと共に、高齢者や知的障害を持った方々などに対し、権利擁護とその人らしく生きていけるような支援をしていく必要があると思います。東三河後見センターの、利用者の最善の利益を守る活動は、これから成年後見制度の普及に大きな役割を担っていくと思います。

「親なき後のこと」と家族会

(平成20年1月1日発行・会報第4号、豊川・宝飯精神障害者家族会むつみ会会長 高柳 進一)

今年度はじめの家族会のアンケートで「今一番困っていることは何ですか」という質問をしたところ、回答者の9割以上が「親なき後のこと」と答えました。

精神の病気の発症は青年期が多いので、家族会の親の年齢はかなり高くなっています。親は子育てのような状態が終わらないまま、自分の死を迎えることになるでしょう。その後、わが子はどうなるのだろうか、起きている時も寝ている時も心配しながら過ごしている姿が浮かび上がってきます。

私ども家族会は、役員会を中心にこの問題をしっかり検討し、できることを少しでも前に進めようと「親なき後」研究会を立ち上げましたが、議論はなかなか進展しません。親なき後の問題は具体的には、「障害者本人がどのように生きていくことができるか？」ということですが、衣食住、入院・通院・服薬、社会資源の利用、就労、人間関係、経済的問題、預金・財産管理などなど…。ひとり一人異なる事情があるでしょうが、病気と障害をもつ者が地域社会で生きていくことは大変多くの問題をもっているのだということを、行政にも一般市民の方にも理解していただかなくてはならないと思っています。

住の問題一つとっても、今親と共に住んでいる住居の維持管理は出来るのか、グループホームはあるか、アパートの場合保証人は？ 等々。私ども家族会は、このため継続的に活動していく必要があると考えています。

このような意味で、社会福祉協議会の権利擁護事業と、本年成立したNPO法人東三河後見センターとを、社会資源として活用することは、親なき後の問題の前進につながると思い、期待しているところです。

親や兄弟の援助がある間に

(平成20年1月1日発行・会報第4号、

みかわ市民生協ケアコープ豊橋 生活相談員 坂柳ゆかり)

成年後見制度というものを知ったのは、前職の介護支援専門員の頃です。何らかの福祉サービスを利用している高齢者はだいたい配偶者・子というキーパーソンがおり、独居でも若い親族が、遠くの場合もありますが、おられました。しかし、親族のいない独居高齢者を担当した時、成年後見制度の必要性を感じながらも、私自身知識がなく、その人が成年後見を含め、納得する人生を送る支援ができなかったという悔いの残る経験をしました。

そんな思いを何年も胸に抱いている時に、声をかけていただき、東三河後見センターのメンバーに加えてもらいました。月1回の集まりでいろいろな話を伺っていると、親や兄弟の援助のある間にその後の援助先、その人の将来を託せる人、成年後見制度の必要性を強く感じます。

まだ勉強を始めたばかりで分からないことだらけですが、すでに支援活動をしているメンバーは、私より10歳以上年上にもかかわらず、パワフルで頼もしい！ 私負けています。

成年後見制度について思うこと

(平成20年4月30日発行・会報第5号、どんぐり工房施設長 影山 恒太)

中日新聞の本年（平成20年）3月4日～5日に連載で「成年後見制度が危ない」というタイトルで、現状と課題がコンパクトにまとめられている記事が目にとまりました。「2000年にスタートした成年後見制度。『自己決定尊重』と『ノーマライゼーション（誰もが等しく暮らす）』を理念に掲げるが、制度の盲点を利用した財産の搾取が起きている」とショッキングな前文で始まっています。

私は障がい児教育に携わり、定年退職後も障がい者通所施設で微力を注いでいますが、この制度には関心をもち、東三河後見センター発足と同時に参加させていただきました。

ただ、法律は大の苦手で、敬遠してきたというのが実感です。新聞記事によりますと、「任意後見契約」の際、同時に結ばれる包括的任意代理契約（財産管理委任契約）に悪意の付け込むすきがある、とのこと。法律には盲点があり、世間には悪人がいるのは世の常。財産を持つ社会的弱者は恰好の標的になっても不思議ではありません。だからこそ、一層慎重な体制づくりが望まれるところだと思います。

昨今、後見人需要は増え続け、「専門職や親族に次ぐ第三の後見人として市民後見は不可欠」とのこと。ならば、社協、家裁、地域包括支援センター、行政などの関係機関のバックアップと連携を望みたい。

勉強会に参加して

(平成20年4月30日発行・会報第5号、岩田行政書士事務所 岩田たき子)

以前よりいつかは世の中のお役に立てるような活動をしたいと思っていましたが、そのために積極的な行動をすることもないままにありました。このたび、図らずも後見センターのお仲間に入れていただき、やっと永年の思いの第一歩を踏み出した気がします。

勉強会に参加して驚いたのは、メンバーの若い方々がケアの必要な人達の生活がより良い方向に進むように本当に親身に考え、努力されていることです。私は新鮮な驚きで、今の若い者はとよく言われるけれど、あれは間違いで、日本の未来は明るいよと友達に自慢したいくらいです。

未亡人で一人暮らしの友人が、以前より成年後見制度に関心をもっており、市役所などで開催された説明会に出席したり参考になるものを探したりしていましたが、満足のいく資料もなく、役所の人もよく解っていないと不満をもらしていました。

このように一般にも後見制度の必要性は浸透しつつありますが、私を含めまだまだ大多数は後見制度という言葉は聞いたことがあるという程度の認識で、その内容・利用方法までは理解されておりません。その様な中で、すべての人間が人間としてその人らしく生涯暮らしていくための手助け・支援を目的とする成年後見制度の普及を目指す東三河後見センターは、素晴らしい団体です。私も諸先生方のお力を借りながら研鑽を積み、後見センターの設立趣旨に沿った活動がで出来るようになりたいと念願しております。そして勉強会に参加される方がもっと増え、成年後見制度の普及・理解が進み、東三河後見センターがより身近な組織として認識され、利用されるようになればと思います。

後見の社会化には マンパワーと相談システムが急務

(平成20年6月30日発行・会報第6号、民生児童委員 神谷 典江)

高齢者・障がい者がその人らしい生活ができるよう「権利擁護のセーフティネット」を目指し立ち上がった東三河後見センター。

私は地域で民生・児童委員として活動させていただいております。成年後見制度と介護保険制度はこれからの高齢社会を支える車の両輪と知り、興味をもち会員になりました。まだまだ後見制度については勉強不足の私ですが、後見制度を作っただけでは社会は機能しないことを感じています。介護と同様に、今まで家族の中で行われてきた後見を社会全体で担う「後見の社会化」の発想が、成年後見法の根底にあると思います。そして、成年後見制度におけるマンパワーの養成と、相談システムの構築が急務だと感じます。

特にこのセンターのようなNPOがこの制度を支えることが最も大切であると考えます。また、NPOの組織を生かして、成年後見制度がうまく機能するようにすることが大変重要だと思います。今後は、後見センターが上手く行政などと連携をもち人のネットワークを生かし、皆が安心して暮らせる街になるように推進して行ってほしいと感じ、自分自身も、自ら成年後見に関わっていく姿勢を持つ事が重要だと思っています。

障害のある弟に関わり、生き方を変えた私

(平成20年10月10日発行・会報第7号、小林建築設計室 小林 佳子)

私は児童期、知的障がいのある弟の面倒をよくみさせられ、それを厭だとも思いましたが、それが私の生活だと思っていました。

私は成人して結婚し遠方で暮らすようになりました。母に対して、自宅にこもった弟の生活批判を、障がいのある弟を背負うのでなければ、何も言うべきではないと思っていました。当時、私は逃げていました。7年前に母が急死し、弟は同居の兄と折り合いが悪く、単独生活を余儀なくされましたが、入居できる施設が無く、障がい者だと言うと不動産会社に断られました。やっとの事でアパートが見つかり、ヘルパーの支援を受け、精神障がい者小規模作業所に通所しました。

その頃、無慈悲な人はいるけれど、福祉の有り難さ・人々の善意の心の有り難さを身に沁みて感じました。兄弟の問題、無理解な医師や作業所の利用者本位でない姿勢など、弟が生き甲斐を持った生活を行う上で、数々の難問がありました。療育手帳を取得し医師を替え、私が成年後見人になりました。グループホームに入居し作業所を替え、弟の生活も安定し、詩の作成が好きな弟の詩集を出版しました。知的障がい者授産所では、昨年50歳の弟がジョブコーチ支援を受け、企業への念願の就職が叶いました。

私は、弟やお世話になった方々を見て、弱者の権利擁護や就労支援を行いたいと思い、住宅設計の仕事の傍ら、日福大通信教育部で勉強中です。弟だけでなく、大勢の人へ支援ができるようになりたいと思います。

障害年金専門の社会保険労務士として

(平成20年10月10日発行・会報第7号、社会保険労務士 中島 由恵)

全国でも数少ない障害年金専門の社会保険労務士として、日々、多くの障害者から国内外を問わず相談を受けています。相談の際、ほとんどの方が障害を持ったことの辛さと将来への不安を口にします。

私自身が足に障害を持つ身であるため、相談者の気持ちは障害を持つことになった当時の自分自身と重なり、支援者というよりも、同じ仲間として、年金以外の面でも何かしてあげられることはないかと思い、現在個人的に20人ほどの障害者に対して、継続的な生活支援や就労支援を行なっています。日々の相談の中で、「知らなかったために起こる不幸」が数多くあります。制度は知っている人だけのものです。

障害を持つことは、誰にでも起こりうることです。核家族化が進む中で、今は自分を支えてくれる家族がいたとしても、今後症状の悪化によって自分だけではできないことが増えた時に、そうした家族がいないというケースも増えてくるはずです。その時に「成年後見制度」は有効に活用できる制度の一つであり、利用することで防げる不幸は必ずあると思っています。制度自体も、以前は「財産管理」に限られていましたが、改正によって「身上監護」として身の回りのことも管理してもらえるようになり、利用対象となる人の範囲は拡大したと思います。

最後に、東三河後見センターの活動が多くの人に周知され、各市に支部ができ、さらに身近で利用しやすいものになることを心から願っています。

ご本人の決定権を大切に

(平成21年3月31日発行・会報第8号、

小坂井町障害者相談支援センター 風 相談支援専門員 野田真紀子)

私は、しょうがいをお持ちの方の生活全般の支援をし、特に相談支援専門員をしています。相談支援専門員とは、相談全般のほか、しょうがいをお持ちの方の「ケアマネジャー」のようなことなど、その方に寄り添うことをしています。

その中で、ご自分で判断が難しいご本人さんの決定権、その難しさを感じて成年後見制度に興味を持ちました。

ご本人さんが判断されていることでも、周りが先に決めてしまっていること、ご本人さんの幸せを勝手に決めつけて拒否できないようにしてしまったり、年金などがわからず周りが使ってしまうと人生の選択肢を決められてしまっている方もいらっしゃいます。また、ずっとそういう人生だったために「自分で決める」ということを知らずに一生を終えていく方々が多いのです。

ただ、ご本人さんの様子を長いこと見ていると、その方の本当に選びたいことが分からない場合も多くあり、身上監護の難しさを感じます。

どのように自分が成年後見制度と関わっていけるのかわかりませんが、勉強させていただいて、いい支援をしていけたらと思っています。

福祉の根本は本人支援にあると思うが…

(平成21年7月15日発行・会報第9号、
介護老人保健施設おとわの杜 支援相談員 中村亜紀子)

知的障害者授産施設の指導員を経て、介護老人保健施設の支援相談員として勤め始め、早いもので4年が経とうとしています。

私が東三河後見センターに出会ったのは、前身である「後見制度を考える会」の頃でした。当初は勉強会にもほとんど参加できず、資料のみに目を通すということが続いていました。最近は勉強会にも少しずつ参加させていただくことができ、とてもよい刺激を受けています。

障害者施設から老人施設へ業種は変わりましたが、福祉の根本は本人支援にあると考えています。しかしながら、障害者支援においても、老人支援においても、家族の力に頼らざるを得ない現状があると思います。特に在宅復帰という老健で、その機能を果たしていくためには、受け皿となる家族、支援者のバックアップが必要不可欠です。入所アセスメントの際には、ご利用者様の持っている社会資源を確認しています。

今後の方向性と希望を確認していく中で、ご利用者様の希望よりもご家族様の希望に添うことが少なくありません。また、施設の利用に困難となる要因がないかを確認させていただいていますが、ご家族様の協力がなく、残念ながら施設利用ができなかった事例もあります。

介護保険施設として、身元引受・身元保証の件も含め、どのように成年後見制度を利用していけばよいのか分からないことが多くありますが、異業種の方と多く関わり、広く意見を聞くことで、本人支援のよい糸口が見つかることを期待しています。

普通の暮らしの継続が権利擁護

(平成22年1月1日発行・会報第10号、みかわ市民生協福祉事業統括
グループマネジャー・社会福祉士・介護支援専門員 佐宗 健二)

私は豊橋市を中心に医療・福祉職場で約20年仕事をし、10年前からケアマネジャーとしてみかわ市民生協の福祉事業の立ち上げに参加させていただき、地域の皆様に大変お世話になってきました。現在は福祉事業の統括グループマネジャーをしています、現場としては豊橋市の地域包括支援センター・ケアコープ豊橋でも少し勤務しています。

仕事外では愛知県社会福祉士会の介護支援専門員養成支援委員会に所属して受験対策講座やアセスメント研修・実務能力強化研修などを企画開催したり、県のケアマネジャー実務研修・更新研修の講師などとしています。

私たちの住むこの地に東三河後見センターが設立された意義は大きく、その活動は年々着実に地域からの期待に応え始めていると感じます。後見受任件数だけでなく、「相談」や「研修会講師活動」なども重要な活動の一つです。みかわ市民生協のホームヘルパー2級養成研修会（10年間で1300名以上が修了）の講師もこの数年間お願いしていますし、この秋には国の事業である「生活・介護支援サポーター養成事業」を私どもの地域包括支援センターで開催しますが、その中で「地域における権利擁護活動」について東三河後見センターさんに講師をお願いすることになっています。

一般市民の皆さんに、高齢者・障害者の地域での「普通の暮らし」の継続が「権利擁護」であるとの認知が広がるように、私も会員の一人として、主任介護支援専門員として、社会福祉士として、そのいろいろなステージで活動を続けていきたいと思っています。今後ともよろしくお願いいたします。

親亡き後に備えて

(平成22年3月31日発行・会報第11号、知的障害者入所施設の一保護者 岡本 守)

私の長男は今年35歳、11年前に設立された北設楽郡設楽町の知的障害者入所施設「第2ゆたか希望の家」でくらしております。

2歳上の長女が他家へ嫁いだこともあって、家内とは常々長女への負担を最小限にと話し合っておりましたが、親亡き後のことが心配で常に頭を占めておりました。

施設長からは「親亡き後の財産管理は施設ではできません。元気なうちに対応を。後見という制度もあります。」と言われていました。

一昨年12月、東三河後見センターのご好意で、後見制度についての学習会が施設で開催され、代表の長谷川さんから直接お話を伺う機会を得、早速、後見をお願いすることを決意、昨年3月には手続きが完了いたしました。

その後、同じ思いの7家族も次々に申し出を開始（今年3月現在、8家族）煩雑な書類作成も代表・スタッフの方々のご指導で全員がクリア、昨年10月には打ち上げの席を設け、お互いの健闘を讃え合うとともに、ボランティア精神で取り組んでいただいている後見センターの皆様方への感謝の念を新たにいたしました。

この1年で、肩の荷が随分軽くなりましたが、今後、予想外のケースも多々生じるかと思います。そのつど、センターさんに相談すると共に、親同士も情報交換を密にし、情報を共有化、センターさんのご負担を少しでも軽くしていくことが、私ども親の責務と考えております。

公正証書遺言のすすめ

(平成22年10月5日発行・会報第12号、認定NPO法人東三河後見センター
蒲郡連絡員(自称) エノコロ草 日々 修治)

私は兄弟姉妹5人のうち4番目です。私は健康に恵まれていることを常に亡き両親に感謝しています。父親は昭和55年2月25日(72歳)、母親は平成17年6月11日(88歳)で人生修業を終えました。明治・大正生まれの両親ですが、私の人生でとても良い先生でした。父親は働く姿を見せてくれました。

母親は5人の子供のことを深く考え「公正証書遺言」を作成してくれました。この「公正証書遺言」により争うことなく、無事に相続が解決しました。それぞれの相続人の考えは、兄弟姉妹とはいえ相違していたと想像できますので、身に浸みて「公正証書遺言」の有用性を体験し、母親に感謝しました。だからこそ、皆様にも「公正証書遺言」を作成されることを私はお勧めします。

さて、認定NPO法人東三河後見センターの業務が、今日、大きく評価されている社会貢献活動であることは申し上げるまでもありません。しかし、社会的に有用である団体活動もその運転資金が根本的に必要であります。幸い我が認定NPO法人東三河後見センターは、平成21年7月に国税庁の厳格な審査を経て認定されましたことは、大変に有意義であります。

なぜなら、ボランティアとして後見センターの活動を支援してくださるメンバーに加え、運営活動の資金援助となります「寄付金活動参加者」が期待できるからです。この寄付者の貴重な行動は、所得税法上所得金額から一定額の所得控除、法人税法上も寄付金として一定額の損金算入が可能です。さらに、相続財産等を寄付した場合、相続税がかかりません。

これからもこうした市民社会の連帯活動が評価され、少しでも社会的弱者の権利擁護を支援する認定NPO法人東三河後見センターの業務がより一層定着していくことを希望してペンを置きます。

日増しに激しくなる母の妄想

(平成23年1月1日発行・会報第13号、

(有) ワークス・イトー 歯科技工士 伊藤 忍)

“泥棒が入った” 始まりはそんな一言だった。日増しに激しくなる母の妄想は、“誰かに盗られた” だった事が、盗っているのは息子の私になり、嫁になり、最後は孫たちになった。私たちは1年ほど前から時々あった母の不可解な言動が始まりだと思っていたのだが、母がよく出入りしていた親族に聞くと、私たちが認識するより前から”何となくおかしいなあ？”と思われる言動があったそうである。“まさかこんな事が”とか“この人はこういう人だから”と思い込み、今までと違った異常な言動を異変として認識したくないという思いや、周りに知らせることなく家庭内だけで対処したいという状況に無理があったのだと感じた。

高齢化が進む昨今、このような経験をして改めて周りを見回すと、認知症又はその予備軍の多い事にびっくりするほどである。患者さんは、病気による妄想を普通に周囲の人に話す。それにより生じた誤解による介護人への批判や中傷は、介護人にとって大きなストレスや苦しみになる。

そのような苦しきも周りの理解があれば救われることが多い。時として24時間関わる事は行き場のない虚しさから憎しみに変わる瞬間も多い。訳の分からない事を言い続ける母をカッとして罵倒してしまい、いったい自分は何をしているのだと悲しい気持ちで一杯になった。

家族に対して敵対する感情を持っている時には、家庭内でのいかなる抱擁も全く無力で、ONとOFFが一瞬で変わる状況についていくことはかなり難しい事だった。認知症の症状は様々な形で出てくる。家庭内で対応することは難しく、介護自体が自己満足になっていると思う。患者自身の精神的安定を得ることを、家族だけで考えることは、患者にも介護者となる家族にも大きな負担になると痛感した。

今回、家庭が崩壊する前に、ケアマネジャー、地域包括支援センター、東三河後見センターの方々に巡り合うことが出来、良いアドバイスをいただくことで、患者、介護者双方が一定の距離を保ちながら良い方向に進めたことを大変感謝している。

新城市での福祉の経験がお役に立てば…

(平成23年7月6日発行・会報第15号、東三河後見センター理事 村川 賢一)

5月の総会を経まして、仲間入りさせていただきました新理事の村川賢一です。私は、この3月まで、新城市において市民福祉部長（兼福祉事務所長）として在籍しておりましたことから、当法人には以前からお世話になっていたものであります。

ちょうど定年退職ということになりまして、今までとは違った世界で行動したいと思っている矢先、市民後見人養成講座に巡り合うことができました。講座受講中には、今より随分若い時に体験したケースワークを思い出していたところです。

このことと相前後して、代表の長谷川さんから法人の理事になりませんかとお誘いをいただいていました。私のようなものが勤め上げられる役職なのかどうか、不安も感じましたが、36年間の公務員生活のうち23年間を福祉系の部署においていただいた経験が何かしらお役に立てるのではないかと考え、大胆にもお誘いを受けさせていただき、今日に至っている次第です。

現役当時を振り返ると、大変厳しい生活をしてきた人々の顔が浮かび上がってきます。少しでも多くの方が、平穩に生活できますようお手伝いをさせていただきたいと思っています。

成年後見への思い

(平成23年9月9日発行・会報第16号、親の会会員 加藤 啓子)

会との出会い

成年後見？ 言葉は知っていました。いつか必要になるであろうと思い門戸を叩かなくてはと漠然と考えていました。そんな時期、ある日成年後見のメンバーの方から声を掛けて頂き参加するチャンスを得た訳です。このチャンスがなければ、私は第一歩を踏み出せないでいたでしょう。

本人の症状

一見するとどこに障害があるのか、話しても何が障害なのかと一般の人には思われます。自動車免許を持ち、パソコンやインターネット等自分の得意分野は知識も豊富で、それはそれは雄弁に語り「単なるオタク」かなって思うでしょう。電話の対応等も敬語の使い方は親側で聞いていても丁寧すぎるほど。こんな調子なので仕事をやらせてみてもそれなりに出来るはずという目で見られます。でも実際は途中で作業をサボったり、寝てしまったりで長続きた仕事はありません。本人は行動的で家の周りの働ける場所を探しては働き・クビの繰り返しでもう何処も相手にされなくなってしまう。一般の人から見ると「怠け者」としか見えない様で、シッカリその烙印を押されています。学校時代はもちろん、福祉関係の施設でさえ理解されることはなく、トラブルを起こし、担当教官から自主退所する様に督促された事もありました。こんな状況で年を重ねてきたので、物事を悪い方にしか捉えず、関係する人に対しても信じたい気持ちと、また裏切られる気持ちとが心の中で葛藤している様です。「自分が変わらなければ今の状況は変えられないんだよ」と言うのと、頭では判っていますが、本当に心の奥からは判ってくれません。だから病気なんですけど。

家族構成

我家は父母と本人・弟の4人家族で、近くに親身になって頼れる親戚は

いません。父親は忙しい中でも良く関わってくれます。母親は最近永らく勤めた仕事を辞めて本人と接する時間を最大限にしています。弟は学校時代から兄が原因でイジメにあい不登校になった時期もあり、兄の事をよくは思っていません。成長と共に障害というものを少し理解し、兄のトラブル対応等では家族の気持ちもよく判るので、長い時間の中で少しでも気持ちがほぐれていけば良いのかなって思っています。

将来の不安

こんな状況なので不安は尽きませんが、トラブルになるからと言って本人を檻の中に閉じ込める訳にもいかず、また本人の行動を止める事が良い事だと思っておりません。たとえトラブルを起こしても、人間関係の中で生活してこそ本人が成長出来ると信じています。だから、親・家族として精一杯助けていきたいと思っていますが、個人の力・見識では限界があると思っています。これらの不安は親がいなくなった時を考えると、さらに深刻になります。こんな時に成年後見制度を活用し、専門家としての見地からアドバイス・支援を頂けたらと思っています。

最後に

むかし悩んでいた頃、支援センターの年配スタッフに言われた事を、本人がトラブルを起こした後によく思い起こします。「この子はいいい子だよ！子供は大きくなると親元を離れていくけど、この子はズーッと親の元にいてくれる。人生をイッパイ楽しくしてくれる」。今の私たちに楽しむ余裕なんて全くないけれど、いつかは親としてそう思える日がくるのかなって。だけど、今はそんな時期ではなく、成年後見を含め、今出来ることをドンドンやっていきたい。いつかそんな日が来ることを信じて。

豊川市知的障害者育成会も仲間入り

(平成23年12月12日発行・会報第17号、豊川市知的障害者育成会会長 田中しづ江)

今年度、豊川市知的障害者育成会は東三河後見センターの会員に仲間入りさせていただきました。成年後見に関する勉強会では大変お世話になっています。

育成会は、今から60年以上前に知的障害を持つ3人の親がわが子の幸せを願って手をつなぎ、施策の充実を求めようと呼びかけたことに始まります。全国組織で全日本手をつなぐ育成会、愛知県知的障害者育成会、そして豊川市知的障害者育成会があります。

豊川市育成会は185人の会員がおり、障害のある方の年齢は下は6歳から上は60代の方までとても幅広いです。事業としては親睦を図るためのバス旅行やクリスマス会、余暇の充実のためのリトミックや陶芸教室、また、情報交換や制度について学ぶための茶話会や勉強会などを行なっています。

事業を進める中で柱になるのは「障害のある本人たちの権利を守る」という考え方です。現在、全日本育成会では被後見人の選挙権剥奪を定めた公職選挙法の規定削除を求めて、「もう一度選挙に行きたい！ 100万人署名運動」に取り組んでいます。現在の公職選挙法では知的障害のある人や高齢者が成年後見制度を利用して被後見人になると選挙権が奪われてしまいます。他県の会員が選挙権奪回を求めて訴訟を起こして裁判で奮闘中です。大事な選挙権でさえこのような権利侵害が起きていることを思うと、当会ももっと頑張らなければいけません。

私自身は障害のある子供がまだ20歳で成年後見制度は遠いもののような気がしていましたが、3月の大震災では突然社会に一人取り残されてしまった障害者も多く、その方たちの権利をどう守るのが深刻な問題として浮かび上がりました。金銭管理だけでなく、今後の生活を支えていくための

いろいろな手続きをどうするのかという問題があります。

自立支援法の福祉サービスを使うための手続きなどで障害者の家族が市役所に足を運ぶことが本当に多いです。悪徳商法の問題がクローズアップされて高齢者への成年後見制度の必要性のほうが身近かもしれませんが、順番からいっても親の方が先になくなる障害の子にこそ必要な制度だと思います。まだまだ会員中には成年後見制度のことを知らない方もいるので、親亡き後の心配ばかりしているのではなく、制度についての勉強会を継続的行なっていきたいと思っています。

分からないことも多く、勉強の毎日で少々頼りない会長ですが、知的障害者の声を代弁できる会として会員みんなで手をつないで子どもの笑顔を守るために頑張っていこうと思っています。これからもご指導と知的障害者へのあたたかい眼差しをよろしくお願いいたします。

市民後見人に期待する

(平成24年2月28日発行・会報第18号、石原紀久代)

先日、私は友人とランチに出かけました。店内に入ると、そこには中高年の元気なおばさんばかりがいました。既に年金生活者であろうと思われる人たちでした。かくいう私も同類なのですが。自分自身を含めたこれらの人々が、さらに年を重ねた時、いろいろな課題がふりかかってくるような気がします。自分で自分の身が処理できなくなる事態に陥るかもしれません。金銭処理や財産管理もおぼつかなくなるであろうと心配になります。

そんな時、自分の代わりに生活や財産を守り、後ろ盾になっていただけの方がいると助かると思うのです。現実には、「成年後見人」として既に社会で活動が始まっています。

5年ほど前、知人に誘われて数回、成年後見制度の勉強会に参加しました。そこで感じたことは、やがてはどの人も必要になる制度であるということです。

わが国では、昔から親が子を育て、親が年をとると子どもが親の世話をするというのが一般的な構図でした。しかしながら、昨今核家族が増え、一人で暮らす老人も多くなってきました。ライフスタイルも多様化し、昔の様に肉親に総てを託せない者にとって、親族以外の者がかかわる後見人がいてくれるということは心強いことです。

弁護士や司法書士の方が後見人となってくださるといいかもしれませんが、普通に生活している者にとっては敷居が高いというか、相談しにくい方であることは否めません。もっと身近で相談にのってくださる方がいてくれたら…と思う人も多いのではないのでしょうか。この地方でも市民後見人を養成して、そのニーズに応えようとしています。近年、「成年後見人」という言葉そのものも広く知られ始めているのはうれしい限りです。このシステムは誰にとってもありがたいものです。私も、いつの日かお世話になることでしょう。

介護サービス利用者の権利擁護を

(平成24年4月16日発行・会報第19号、
医療法人信愛会介護老人保健施設おとわの杜 事務長 中村 泰治)

少子高齢化が急速なスピードで進み、あわせて家族の在り方も変化しています。無縁社会という造語が表すように、地域・社会・家族から孤立している人が増加しています。当施設に新規で利用を希望する相談者の中にも、判断能力が低く、頼るべき家族がいない独居者や老夫婦2人で生活している方が多くいます。介護サービスを利用するには、契約や料金の支払いなど様々な手続きがあります。判断能力が低い方々についてはそれらの手続きがスムーズにいかず、利用までに時間がかかったり、利用に繋がらないケースもあります。

生活を守る施設整備だけでなく、利用者の権利擁護の確立が必要であり、その両者がうまく働くことで、よりスムーズにサービス提供が循環していくのではないかと考えます。

当法人は在宅療養支援診療所として訪問診療を行なっているほか、訪問看護ステーション、ケアプランセンター、デイサービス、グループホーム、老人保健施設、特別養護老人ホーム、訪問リハビリテーション等を地域で展開しています。こうしたサービスをより多くの方に安心して、よりスムーズに利用していただくためにも成年後見制度は不可欠です。東三河後見センターの奮闘に今後ともエールを送ります。がんばってください。

人が人を支えあう成年後見活動

(平成24年6月11日発行・会報第20号、社会福祉士 工藤 明人)

成年後見制度が施行されて12年。制度自体は、人間に例えると、小学校を卒業しまさにそのアイデンティティを確立しようとしている時期（少し早いかな）にあたるような気がします。「成年後見制度」とは何か、「成年後見制度」が社会等によって承認され、認識されつつある時期になったような気がします。

成年後見制度は、認知症等の高齢者や知的障がい、精神障がい等により、判断能力に援助が必要な方に対して、その方の生活を見据えたうえで支援者が「判断する」部分を適切に援助していくものだと考えています。

岐阜県にある知的障がい者施設において生活支援員をしていた9年間、現在も岐阜県内のNPO法人にて知的障がい者の余暇支援の援助をしています。振り返って考えてみますと、すべて私という「人」が支援を必要とされている方という「人」に対して何らかの関わり合いをもってきました。

現代社会においては、携帯電話やインターネット等が普及し、そうした道具を通しての交流はありますが、直接、人と関わりあう機会が減少しているようにも感じられます。しかし、本制度はご承知のとおり、直接、被後見人とのかかわりが必要となります。

直接関わることは被後見人等の人生に寄り添うことであるともいえます。その意味では、本制度の果たす役割はとても重要だと思います。現在、後見類型を3件受任していますが、成年後見活動を実施するなかで常に意識していることは、「本当に、自分の判断は正しいのか」ということです。目の前の被後見人が望んでいることは何か。判断に迷うことは多くあります。大げさな言い方かもしれませんが、私の判断が他者の生き方を決めています。そこにかかわる責任はとても重要ではないかと思うのです。成年

後見制度の理念には「自己決定の尊重」「ノーマライゼーション」「現有能力の活用」と「本人保護」を調和することで、本人の最善の利益を護ることと解されていますが、まさにこの理念を具現化するには「迷うこと」と「人が人を支えあう」ことが必須でしょう。

この度、東三河後見センターの入会に際しましては、この迷いを共有し、よりよい援助に結びつけられる実務者の諸先輩との出会いを大切に、さらに人が人を支えあうことについてじっくりと学習していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

本人を支える公的な第三者が必要

(平成24年12月12日発行・会報第22号、社会福祉士・介護支援専門員 杉浦 巖)

10月17日に開催された学習会に参加し、入会しました。そのときの講師の社会保険労務士 中島先生のお話は、今でも情熱ある言葉と共に記憶に新しいです。また、参加されている方々の眼差しも真剣そのもので、講師のお話に耳を傾けておられ、「自分もしっかりと学んでいきたい」との思いを強くしました。

私自身のことを言いますと、医療（リハビリ）、知的障害者施設、高齢者福祉施設の場で働いてきましたが、その中で実感してきたことは、ご本人の家族への「繋がっていたい」という思いと、ご家族側の思いとの間に隔たりがあることでした。また、お金（財産）を通じて親子関係の一つの形が保たれている場合も少なくないという現実も感じてきました。

それを悪いこととは思いません。親は自分の財産をこれから先ある子や孫に役立ててもらいたいという気持ちは純粋なものと思います。ただ、そこに一つの線引きが必要だと思います。本人自身の生活を少しでも快適に送るための必要十分を守らなくてはいけないと思います。

私自身のことに戻りますが、特別養護老人ホームに働いていた時ですが、措置制度の頃からでしたので、入所されている方々の年金は殆ど管理させてもらっていました。生活は施設の中で殆ど完結しており、あまり積極的に消費する場面がありませんでした。例えば、知的障害のある方は要望を口にすることがないので、自ずと障害者年金が貯蓄されていき数百万円となっている方、またある方は以前住んでいたアパート管理者がなぜか年金を管理しており、自称「後見人」と名乗り勝手な支出をしているような状況が続いていた方、たまにあるのはご家族が来所され、ご本人の貯蓄からまとまったお金を借りたいと要求されるなどなど、その方の年金、財産を巡って様々な場面を経験しました。

こういう経験の中で、本人にとってより良い人生（生活）を支えるために、年金や財産をしっかりと見つめる第三者の目が必要だと感じてきました。今後、家族の誰かというより、公的な第三者が必要とされるのは間違いないと感じ、成年後見制度を自身にかかわることとしても学んでいきたい、また成年後見人として活躍したいと思い、入会させていただきました。今後ともよろしく願いいたします。

後見人に近い活動で苦勞して

(平成25年12月10日発行・会報第26号、在宅支援ボランティア 神谷まり子)

私は、在宅支援ボランティアで活動しています。15年位前に、後見人に近い依頼をされたことで苦勞し、東三河後見センターが必要と感じ、ちょっぴりお手伝いや学習会に参加させていただいています。

普通、後見人は本人が亡くなってからは必要ないのですが、私はその後も苦勞し、大変な思いをしました。103歳で生涯を終えた方は、まったく身内もなく、転居もあちこちしていましたから、書類を取り寄せるのも思うようにいかず、残った資産もしばらくはそのままにしておきました。私も少々立て替えた金額もありましたが、諦めていました。

別の方の援助でリーガルサポート会員、司法書士の方と接触する機会があり、そのままではいけないことを知り、サポートを受けながらすべて終了したのは、亡くなってから6年経っていました。しかし、お蔭で立替金はいただきました。

制度がある今は、専門家、センターなどに依頼した方がいいと思います。もう自分も援助をしていただくような年になりました。せめて、東三河後見センターの会員であるだけの協力しかできませんが…。

市民後見人として法人後見の保佐人を担当

(平成25年12月10日発行・会報第26号、市民後見人 丸山 智子)

私が保佐人の活動を始めて8カ月になりました。2010年7月から2012年2月まで、東三河後見センター主催の市民後見人養成研修を「勉強のために受けてみようかな」という軽い気持ちで受講しました。研修は毎回、驚きと感動があり、興味深く楽しい時間でした。でも、大変な事例を聞いたたびに「私にはできない」という思いになりました。そんな私に勇気をくださったのは、ともに研修を受けた方々のパワフルな生きる姿勢と、東三河後見センターの方々の言葉です。「とりあえず、やってみよう」という前向きな気持ちに変えてくれました。

はじめに8カ月と書いたのは、私が順調に活動できるようになってからの数です。1年7か月前、2012年4月に被保佐人のお母さまよりセンターに相談・依頼があり、東三河後見センターの方に同席させていただき、お母様の入所されている特別養護老人ホームで被保佐人と面会しました。その後、後見人を依頼したことで親族から反対の意見が出ていたとあとで聞きました。

2012年8月、裁判所の保佐開始審判申立の受理面接に同席させていただきました。12月に審判確定、保佐の開始となり、東三河後見センターの方が財産目録等作成し、親族の方との良好な関係が続けられるよう整えてから、2013年3月に私に引き継いでくださいました。

被保佐人は知的障がいがあり、グループホームに入居しています。作業所で働き、月2回デイサービスを利用し、カラオケ好きの笑顔の素敵な50歳の女性です。

保佐人としての大切な仕事は、財産管理と身上監護です。被保佐人の通帳や印鑑は、東三河後見センターで保管していただいているので、通帳記入や契約時のみ使用できるところが安心です。毎月1回グループホームを

訪問しています。世話人の方が、ほとんど管理され、通院、買い物等付き添ってくれるので、近況を詳しく聞くことができます。収入、現金の確認と写しをいただき、ご本人に話を伺ってきます。

今後、年を重ねることで、状況も変化するでしょう。作業所を辞め、グループホームを出ていかなければならないかもしれません。環境が変わっても被保佐人が困らないように、そして生き生きと暮らしていけるように、保佐人としての諸活動を行なっていきたいと思います。

豊川市における後見制度について

(平成26年6月10日発行・会報第28号、豊川医師会医師 伊藤 文則)

NPO法人東三河後見センターは創立されて以降、市民後見人養成研修など積極的に活動をされております。その結果、豊川市も社会福祉協議会が中心となり、平成23年10月より豊川市成年後見支援センターを開設され早3年目を迎えております。豊川市成年後見支援センター立ち上げの際は医師会からの代表として一緒に議論に参加させていただきました。

超高齢社会の到来とともに核家族化が進んだ日本では、かつての大家族の中でそれぞれが支えあう家族の姿は消失してしまいました。いまでは子供が親の面倒を見るといったことも困難になり、後見人として家族が面倒を見ることができないほど崩壊しております。そこで第3者が公平な立場でしっかりと被後見人の利益を守るという後見人制度が確立されたのですが、実際の業務を行う後見センターの設立は大変だったと思います。また、引き続いて豊川市の成年後見支援センターの設立時には、後見センターの長谷川さん、福住さんたちの協力をいただき、何とか開設できるようになりました。また市民後見人養成にもご尽力いただき頭の下がる思いです。豊川市の成年後見支援センターの基礎は東三河後見センターだと思います。

豊川市も成年後見支援センター開設後はいろいろな案件が取り上げられています。東三河後見センターとともに医師会も微力ながら協力していきたいと考えております。

一方認知症サポート医として認知症の診断、鑑定に協力しておりますが、なかなか診断に苦勞する案件も少なくはありません。またいろいろ勉強した後見人制度に協力していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

後見人は体力・気力・死ぬまで勉強

(平成27年6月25日発行・会報第32号、市民後見人候補者 高柳大太郎)

私は、NPO法人東三河後見センターが開催した平成25年度東三河市民後見人養成研修を受け、修了しました。

最近、「格差社会」「高齢社会」といわれ、高齢者の医療、介護や生活のことがしばしば問題になり、日々のマスコミで目や耳にして気になっていました。「生き残った人はいない」のでいずれはこの世から去ることになるけれど、それまでの自分たちの先行きがどうなるのか、見えなくて不安であることは誰しも共通と思いました。

「生活は何とかなる」と思っている一定の資産のある人もそうですが、とくに、高齢で働くことができず、年金も資産も少なく「経済的にやっていけるのかな」と心配があればなおのことです。その上、今は意識もあり認識・判断ができるけれど、高齢者の認知症などになって、自分自身のことが分からなくなり判断もできなくなってきたらどうするのか。

私の生活の周りには、さまざまな不安要素を抱えている人たちが何人かいます。家族との関係が壊れ孤独の生活をして頼る身内がない、高齢で働くところがなく無年金で生活ができない、国民年金だけで厳しい、うつ病や引きこもりなどの精神障害の人もあります。先行きのこと、自分で主張できず権利を守ることができない人など、私にとってこの事態は他人事ではなく、現実的なものでした。幸いに6年前に退職し、時間も体力もあったので何か人のために、自分のためにできることはないかと考えていたときに誘われて後見人の活動にかかわるようになりました。

昨年の9月から、毎週開かれているミーティングに参加して、実際の仕事について先輩たちの話を聞き勉強しています。毎回、参加して思うのは後見人の仕事の重要性、大変さ、難しさです。それは、被後見人の置かれている状況にあわせて適切な対応が求められることにあると思います。状

況はさまざまなケースが存在し想像を超えていること、適用しようとする法律も多岐にわたることや、実施できる環境も違っているからです。事例を聞いていると思ってもよらない事態に出くわし、どう判断してよいかその判断に迷うことが日常的です。皆さん本当に頑張っています。その頑張りは感動的です。

私にそれができるのか、それが今の私自身の課題です。後見人は、被後見人の置かれている現実適切に対応しようとすれば、多くの法律や制度を駆使して、守られるべき権利を実行し、保障していくことだと思います。死ぬまで勉強、気力、体力の続く限りこの仕事を進める覚悟でいます。どうぞよろしくお願いします。

なお、趣味はバイクで北海道へ、テントやキッチンセットを積んで10日ほど貧乏旅行することです。後見人の仕事に支障が出ないように、無事に戻れることを願いながら今年も出かけます。

いつも前向きに

(平成27年9月30日発行・会報第33号、市民後見人 北沢 悦子)

私は、東三河後見センターが開催しました23年度市民後見人養成研修を受け、障害者福祉施設退職後、市民後見人を受任させていただきました。

福祉施設に就職したのは、もともと気の長い性分なので、「私だったらゆっくり丁寧に仕事を教えてあげられる…」という、それだけの気持ちからでした。15年勤めてみて、遣り甲斐と楽しみを十分に頂き、退職してもやはり福祉に携わっていきたいと思うようになりました。

只今、法人後見3名の財産管理と身上監護をさせていただいております。書類に関しては、今まで見かけない書類ばかりで、その都度後見センターの代表はじめ皆さんに教えていただいております。つい先日、家庭裁判所より1名の報酬付与決定の通知を頂き、「書類が通った！ 良かった！」と喜んだところですが、代表から電話があり「事務所に入金を」と言われ、その金額が裁判所から入金されると思っていた自分…、「家庭裁判所はお金をくれないよ…ハハハ」と。ちょっと考えれば「確かにそうだ」と思えることなのに情けない…。早速被後見人の通帳より払戻し、事務所に届けた次第です。

そんなこんなで、いろいろありますが、最近嬉しいこともありました。90歳の女性の方ですが、体調を悪くし入院されました（前から肺に持病があったそうです）。病院に入ったことで認知も進んだのかなーと感じましたが、持っていた住宅を手放す最中だったことも一因となっていたのかもしれない。そして、本人が入所していたグループホームの管理者から退所について相談されました。「ホームは、退院後の看取りまでの対応は無理なので…」と言われましたが、「本人がこのホームを気に入っているので、3ヶ月まってほしい」とお願いしました。そして、本人はひと月の入院でホームに帰って来られました。最初は「まだ、病院にいてと思っているみ

たい…。いまは、2人掛かりでトイレに…」とホームの職員から聞きました。歩けなかったその方が退院後2カ月で元気を取り戻し、車いすを押してお部屋から出てきたときは、本当にびっくり、感動しました。

今は薄化粧までして、表情まで明るく笑ってくれます。本人いわく「自分が頑張らなくちゃーね」と。ホームの職員さんにも感謝！そして、人間のちから、気力のすごさ、に驚きました。

私のモットーは「何があってもめげない、いつも前向きに」ですが、この時ばかりは、この90歳の方に凄いパワーを感じ、私も沢山のちからを頂いた気がします。これからも、この方々と共に頑張っていきたいと思います。

ひとの役に立つことを細く長く

(平成27年12月25日発行・会報第33号、市民後見人・社会福祉士 中村八重子)

私は平成25年度の東三河市民後見人養成研修を受けさせていただき、現在お一人を担当させていただいています。

平成25年秋口だったでしょうか、蒲郡市で成年後見制度の研修会が開催され、当時介護支援専門員として、市内の福祉事業所に務めていた私は、仕事の一環として参加させていただきました。成年後見制度の話はこれまでも何度か学ぶ機会がありましたが、いつも今自分の担当している利用者さんに当てはめて、この制度がどんな時にどのように利用者さんの役に立つかという観点、視点で聞いていたため、何かあったら後見センターのようなところに橋渡しをすればよいという程度に考えて、制度の細かい仕組みや手続きにあまり関心がないというのが実情でした。そのため、この時いただいた25年度の東三河市民後見人養成研修の案内のこともすぐに忘れてしまいました。

それからしばらくして退職することになり、その後の自分の姿を考えたとき、生来の怠け者である私は、きっと外へ出る機会も減り、必要最低限の自分の身の回りの事だけをこなすだけの生活になるであろうことは想像に難くないことでした。それはそれで心穏やかな生活には違いなく、望むところでもあったのですが、それでも何か一つくらい社会につながるごと、人の役に立つことをしたいという思いが私の中にありました。その時、ふと思い浮かんだのが成年後見人の養成研修のことでした。早速案内を見ると、申し込みの締め切りはとっくに終わって、もう少しで開講日という時でした。それでも、いつもならすぐに捨ててしまっただろう案内が手元に残っていたのも何かの縁かもしれないなどと都合よく解釈し、恐る恐る後見センターに電話をしました。「今頃からだめですよねえ」という私に、所長さんは「何とかしますから、当日会場に来てください」と言ってくだ

さり、研修を受けることができました。

そして10カ月ほどたったころ後見センターから、蒲郡の方を一人担当してみないかというお話を頂きました。自分にできるか不安が先立ちましたが、所長さんが手伝うからと言ってくださり、思い切ってお引き受けすることにしました。

それから所長さんとともにご本人や施設への挨拶、金融関係や役所の手続き、裁判所への書類の提出と一つ一つ指示をいただきながら進めて来ました。一年を経た今でも、わからないことばかりで、いつも後見センターに問い合わせで指示をいただいております、独り立ちというにはほど遠い状態ですが、これからも細く長くかかわっていきたいと思っています。

税理士と東三河後見センターとの出会い

(平成28年6月28日発行・会報第36号、税理士 小川 祐子)

「えっ、何かおかしい」ある関与先の税金の申告を計算しているときのことであった。アパート等のリフォーム代金が非常に高額であった。同じ修理なのに数社の業者の領収書があり、しかも手書きで、違う業者なのに字体が似ていた。「もしかしてリフォーム詐欺？」頭をよぎった。

家族は、80代の認知症気味の母親と50代の精神を患っている娘二人。親戚との縁も薄く、誰も家族の中で支えていける存在がなく、公的支援等も受けずに孤立状態にあった。私も毎年一度訪問し申告のお手伝いをさせてもらっていたが、年々家族の状況が悪くなっているのは気がついていたが、何の手立てもせずに見過ごしていた矢先のことでした。

そんなときに、成年後見センターの代表、長谷川氏を紹介して頂きました。早速、その家族の再生のために動いてくれました。

その時々に必要な専門家を集めてくれてチームを組み、例えば詐欺に関しては、弁護士に相談しながらも警察に何度も大勢で伺い、詐欺容疑で動いてもらうために証拠を集め、精神の病気に関しては自宅に行き、娘さんに病院に行ってもらうよう病院関係者や役所、民間の心のカウンセラー等と共に何度も説得してくれました。その中心にいてリーダーシップをとってくれたのは後見センターの長谷川氏でした。

お陰でその家族はリフォーム詐欺の逮捕、アパートの売却により借入金の返済、精神の病については病院に入院することにより急速に回復に向かい、社会保険労務士の協力により障害者年金申請が認可され、生活の安定を得ることができました。

崩壊寸前であった一つの家族を色々な民間の専門家（弁護士・社会保険労務士・不動産業者・建設業者・他の社会的弱者を支えるNPO法人・税理士等）と公的機関の役所関係者との両方を組み合わせてチームを組み、

見事に再生してくれた功績は大きく、感謝の気持ちでいっぱいです。

今まで私の周りにはどちらかと言えば資本主義の傘の下で自己の利益を追求することをめざす人たちがほとんどでした。今回の事で、後見センターの長谷川氏とそれを取り巻く人達に出会い、民間レベルでありながら、自己の利益を度外視して他者の幸せを願い、活動している姿に深く感動し尊敬の念を抱いている次第です。

少子高齢化の現代において、東三河後見センターの果たす社会的役割はますます増えるかと思います。社会的弱者の人達のために今後もますます活動していただきますようお願い申し上げます。

姉夫婦が認知症に

(平成28年9月28日発行・会報第37号、清水 則子)

優しかった姉が認知症と診断されたのは5年ほど前でした。定年退職後、先に退職していた義兄と趣味の事を始めたり旅行に参加したり、とても楽しく過ごしていました。しかし、仲間についてゆけないと次々と辞めていきました。多分認知症が始まっていたのでしょうね。

家事が出来なくなった姉を補うため義兄は一人で頑張っていましたが、義兄も身体が不自由になりました。既に義兄も認知症が始まっていたのを後から知る事となりました。結婚した頃から仲の良かった私たち夫婦と姉夫婦は、4人で旅行に行ったり食事をしたりハイキングに行ったりしていました。それなのに、言動がおかしいと感じた時点で、病院受診を言葉だけで再三勧めていたのを後悔しています。私達は買い物や病院受診を手伝ってきましたが、義兄の症状が急激に悪化し、日常生活全てが難しくなりました。残念ながら姉夫婦には子供がいません。私にも治療法がなく原因も解明されていない進行性の難病があり、無理をすると自分の身体がダメになります。

そこで包括支援センターとケアマネジャーさんに相談して、施設入所と成年後見人を探して頂く事をお願いしました。でも姉夫婦の今後を私が決断する時は本当に悩みました。決めた後からも悩みました。寝られない日がどれ程あったことか。でも今はこれで良かったと思っています。昨年秋に入居した介護施設の皆さんに大事にいただいていますし、今年春に決定された成年後見人の方にも親身になって動いて頂いています。本当に多くの方々に助けられています。

今まで様々な形で認知症や成年後見人の事を見聞きしてきましたが、実際に直面すると知らなかったり間違っていたりした事が多く、本当に大変な事だと実感しています。これからも勉強が必要だとも感じています。こ

れからも色々な問題が起きるかと思いますが、皆さんに助けて頂きながら、私達が会いに行くのを楽しみに待っていてくれる姉夫婦に寄り添って、楽しく過ごさせてあげたいと思っています。

定年後も市民後見人として社会とのつながりを

(平成28年12月22日発行・会報第38号、市民後見人 星野 裕)

独り身の叔母が今年5月91歳で他界しました。丈夫ではなかったが、70歳過ぎまで働き、3カ所の施設を転々と移動したが、誰にも世話はかけないし迷惑もかけたくないと言い続け、大変頑固な人でした。認知症が始まったころ、社協から後見制度の説明を受けたこともありましたが、まったく聞き入れず自分を貫き、最期は私達甥姪でおくってあげました。

私はある施設の家族祭にボランティアでお手伝いに行っています。数年前、入所されている男性と会話する機会がありました。50歳位で徐々に体が動かなくなる病との事。車椅子でしか移動できず介助していた時の話です。最近親が亡くなり、その後は家族の誰も会いに来てくれないし、相続の相談にも参加させてもらえなかったと寂しそうに話されて、私は答える言葉が見つからず聞くのみでした。

お年寄りや病で社会になじめない方々へのボランティア的なものを定年後はやりたいと思っていた5年ほど前に、市民後見講座を勉強することになりました。最近ある講習会で「福祉も契約の時代」だとか。契約の際には契約内容を理解できる判断能力があることが前提とのこと。現実には、家族や親族が大変苦勞され、社協の方々が支援されているかと思います。私が携わる成年後見業務は、利用者本人や家族と相談しながら、望まれるサービスを選び提供業者に繋いだり、生活上の難しさを聞かされる時には自分らしく接して、可能な限りの対応に心掛けたいです。

現在は地域のボランティア活動もやっていますが、社会との繋がりを少しでも深く、多く関わりたいとも思いながら、自分に生きがい求めて市民後見活動にも微力ながら取り組んでいきたいと考えています。

人がつながる街作りを

(平成29年3月23日発行・会報第39号、市民後見人・社会福祉士 佐々木宏直)

私は平成28年3月末、勤めていた障がい者の施設を退職し、独立型社会福祉士事務所福土（ふうど）を開設いたしました。「人がつながる街作り」を事業目的にしています。私は長らく会費を納めているだけの賛助会員でしたが、東三河後見センターの活動を絶えず意識していました。地域には、自分の意思で自分らしい生活を送ることが難しくなっている障がい者、高齢者の方々がたくさんいらっしゃいます。本人の意思を尊重し、本人の利益を最優先にして活動する成年後見人がこれからの支援の核になると、ずっと考えてきました。

専門職だけでまともらず、地域の方を市民後見人として活用し、地域の人々が地域を支援するという方針に大変感銘を受けています。私は6月に「社会福祉士会ばあとなあセンター」から一件受任し、後見人としての活動を始めましたが、今年度の東三河後見センターの市民後見人養成講座を受講し、活動の場が広がりました。東三河後見センターの心強い方々と一緒に、地域でお困りの方の支援ができることを嬉しく思っています。

成年後見以外では、陶芸療法士の資格を生かして豊川市、岡崎市、新城市で出張陶芸教室を行なっています。陶芸が目的ではなく、人が集まり、つながっていく機会を作ることが目的です。いろいろな場所に出向いたり、他の方々と連携もしたいと思っています。空き家問題、子どもの貧困や不登校、在日外国人の増加、独居高齢者の増加など、私が子どもだった40年前にはほとんど聞こえてこなかった出来事が増えてきました。地域もそれらを放置するのではなく、様々な取り組みがなされています。私もその一員として、組織に属さないフットワークの軽さとソーシャルワーカーの技術を生かして、地域に貢献できる人間になっていきたいと考えています。また、地域にコミュニケーションが難しいことが原因で困っているスペイ

ン語圏の方が多くいらっしゃると思い、スペイン語の勉強も始めました。
まだ形になっていませんが、こつこつと歩んでいきたいと思います。今後
ともよろしく願いいたします。

市民後見人候補者名簿への登録に当たって

(平成29年6月26日発行・会報第40号、市民後見人候補者 夏目 滋)

私は一昨年の暮れ、四十有余年勤め上げた会社を定年退職しました。退職する以前からその後の自分の人生のあり方を考えてきました。考えた末、今までお世話になった地域への恩返しに「地域ボランティア」活動を積極的に行うことで残りの人生を歩もうと思うに至りました。地域の、そして地域の人々との「ふれあい」が、自分にとっても至極意義あることと考えたのです。

そんな折、認定NPO法人東三河後見センターの「平成25年市民後見人養成講座」開講の案内が目に留まり、即座に受講を申し込みました。同講座に出席したものの、同時期に拝命した「民生児童委員」の活動のために二日間弱欠席となり、平成28年度の補講を受講して今般、養成講座修了証をいただくことができ、お蔭さまで念願の市民後見人候補者名簿に登録していただけることになりました。温和で誠実そうな長谷川代表理事をはじめとしたスタッフの方々の暖かいご指導のお蔭と感謝しております。

現在要介護5の母親の世話を妻とともに二年近く行ないながら、民生児童委員活動や地域見守り活動等、充実した楽しい生活を送っています。いましばらく、母の介護を主に生活していく予定です。その後は、認知症をも患った母の介護の経験をもとに、自分ひとりでの意思の疎通や行動が困難になった方々に対して、本人の身になり、少しでも本人に「よりそった」財産管理・身上監護が行なえるような市民後見人となるべく努力していきたいと思います。

一通りの講義を受講したものの、規定の報告書作成等実務経験一つ無く、講義で受けた知識も忘れてしまった部分も多く、先輩諸兄の手助けをいただきながら経験を積んでいきたいと思います。今後ともよろしくご指導の程お願い申し上げます。



第2章

10年間は助走、これからが本番

東三河後見センターが投げた石の波紋を 共に広げるように

豊川市知的障害者育成会会長 石井 幸代

法人設立10周年、おめでとうございます。知的障害者は、18歳未満で障害認定された方ばかりなので比較的、親が若く将来の展望を見づらいところがあります。東三河後見センター設立に刺激を受け、交流学習会の中で「親亡き後」又は、「親の高齢化により子どもの支援が出来なくなる日が来る」ことを指摘され、強く衝撃を覚えた事を思い出します。

自分が元気な内は、何とか子どもの面倒を見て、その後は福祉に任せるとぼんやり考えていました。しかし親の元気な内こそが経済自立を行なっていくための大切な時間なのだと知りました。何度も交流を重ね勉強させて頂き若い世代も意識が変わってきた事を感じています。貴法人の歩みが障害者団体にも影響を与えて成長してきているのだと、その活動は本当に称賛されるべきものだと感じています。

東三河後見センターの投げた石の波紋は、もっと広げていくべきものであり、私たち育成会も、次の問題を考えていく時期に来ていることを認識しなければなりません。若いうちから後見が必要な知的障害者にとってこそ、一人の後見人よりも法人による後見が必要なのではないのでしょうか。組織化されると臨機応変の対応が難しいと言われてはいますが、そこは私たち親の会である育成会がしっかりと関わりを持って、共に育ちあう事が必要だと思っています。福祉制度と連携し学んでいく事こそ大切なのではないのでしょうか。

この章のタイトルにあるように、助走の期間を過ぎた今、次なるステップへの飛躍とは何でしょうか。デメリットを見据え、メリットに変えていく意識を持つこと。そして行動に変えていく事が大切だと考えます。

法人のステップアップは、世の中全体につながる事。育成会もコラボさせて頂きながら、東三河後見センターの発展を応援していきたいと思います。今後も宜しくお願い致します。

『東三河後見センター』への期待

豊川精神障がい者家族会むつみ会会長 高柳 進一

東三河後見センターが設立されて10年が経ちましたが、私たち家族会は最初から興味深く見守ってきました。自分たちの子供、家族会会員の子息が遅かれ早かれお世話になると思っていたからです。

その後、国の方でも成年後見の重要性に気づき、各市町に公の後見センターを設ける法律ができ、豊川市でも社会福祉センターに後見センターが設けられました。そういう意味から言うと、東三河後見センターは先見の明のある、文字通り東三河で一番最初の成年後見センターです。最初の開拓者にはつきものの、先頭に行く困難さや苦労もあったと思いますが、市民後見人養成講座なども実施され、地域に定着されてきたことに感動を覚えます。

ここから少し私ごとですが、息子が平成14年に豊川市民病院の精神科に入院し、その入院前後の大変さは忘れられませんが、彼の入院の2年後に退職となり、息子の失火で焼失してしまった家を再建し、退院した息子と一緒に生活しました。あの大変な状態と比較すると、その後の10年ほど、私たち夫婦はまるで天国にいるような気持ちで生活していました。平成27年から、息子が相当回復したのだと思いますが、家を出て、訪問看護とヘルパーさんに助けられてアパート生活を始めました。日常生活も社会生活も十分できるわけではありませんが、彼がここまで回復するとは思っていませんでした。彼が家を出て3カ月もしないうちに妻を亡くしました。

この10年余の経過のなかで、私は精神障がい者の家族会に入り、会長をつとめさせていただき、66歳のときに精神保健福祉士の国家資格（PSW）を取得し、家族会のPSWと自称しています。

当事者を抱えている家族は、家族会で同じ立場の人と悩みを話すこと、情報や知識を得ることで、ずっと心の落ち着きを得ることができます。精神科医療や福祉サービスを使いながら、どこまで回復できるか。日常生活や社会生活がどこまで自分でできるようになるか。親がいなくなったら、

この子はどうか。悩みは尽きませんが、社会資源を使うことでこの悩みを解決していかなければなりません。社会資源とは、保健所や福祉課など行政や、障害者福祉サービス（地域包括支援サービスも入ってきます）、そして成年後見センターも重要なパートナーです。家族会の立場から言うと、親が高齢化した今後は、ますます東三河後見センターは必要なパートナーとして期待しています。

後見人制度における 医師の役割についての諸問題

豊川市医師会医師 伊藤 文則

東三河後見センター 10周年おめでとうございます。

さて、高齢者人口の急激な上昇とともに、核家族化の進展もあり、独居老人が増加し、それにつれて後見人制度の充実が必要となっています。また高齢化に伴い認知症の患者の数も増加し、今後成年後見人の必要性がますます増加していくものと考えられます。成年後見制度は必要不可欠の制度であり、後見人の育成は今後ますます重要性が増していくものと考えます。こうした状況を改善すべく活動している東三河後見センターには頭の下がる思いがいたします。

今、現在の制度の中で医師が関与できることは、後見対象者の医学的診断が第一だと思います。医師会では認知症対応研修会などを開催し、医師会員の意識向上に努めておりますが、実際の現場ではなかなか困難なことが多いと聞きます。

診断書の作成依頼に関しては、すぐに対応できないことが多いと考えます。また診断が非常に困難な場合が多いと思います。当該患者の診察、家族からの情報、様々な認知症の検査（CT、MRI、PET、HDS-Rなど）で客観的に診断しなければなりません。そのため専門医での診察が必要な場合も少なくはありません。結果、診断書の依頼があってもすぐに診断書が出来ず、後見人の選定等遅れを生じることが予想されます。医師によっては診断書の発行はできないと言われることもあると報告されております。このことは免許更新時スクリーニングで認知症の疑いのある高齢者の診断書作成にも当てはまります。もう少し何とかならないのかなというのが今の状況です。

今後医師会として後見制度の充実を図るためにさらなる努力が必要と考えています。引き続き医師会に働きかけて、後見制度を実利的に有効となるよう協力、努力していききたいと思います。よろしくお願いいたします。

「地域の核」として東三河後見センターの活動継続に期待

元日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会委員長

弁護士 熊田 均

認定NPO法人東三河後見センターが活動開始後10年を迎えられたとのこと、様々な困難を克服され、活動を継続されておられることに心より敬意を表します。平成12年に施行された成年後見制度が契機となり、さらにその後の認知症患者の増加等も加わって、高齢の方や障がいのある方の権利を守るという名のもとに、全国各地で多くの団体が活動を開始しました。しかしながら、一部には、不透明な財産管理を行う団体、葬儀の施行等に結びつける等ビジネス傾向が強い団体も見られ、「高齢者・障がい者の権利擁護」という観点から危機感を有しています。この中で東三河後見センターは、市民後見人の養成、さらに法人後見の受任と地道にかつ着実に活動を広げておられ、研修講師等のお手伝いをさせて頂く中で安心してお付き合いをさせて頂いています。

ところで、御承知の通り、平成29年3月に成年後見制度利用促進計画が閣議決定され、成年後見制度の今後のロードマップが示されました。これを受けて当面2つのことに留意すべきと考えています。1つ目は成年後見制度が本当に必要な人に利用されていないという点です。この意味で成年後見制度の促進を図ることは確実に必要です。2つ目は現在の成年後見制度が制度上の欠陥もあいまって本人の権利を侵害する可能性があることを、関係者は自覚して関わらなければならない点です。

成年後見制度（特に後見類型）は、本人の権利を大きく制限します。いまだ種々の欠格条項が残っていますし、後見人等の活動次第では、本人にとって必要であるにも関わらず財産が使われないことも生じています。成年後見制度は、いわば劇薬です。使い方を間違えると重大な副作用に襲われます。

これからの10年、さらにはそれ以降も東三河後見センターが「地域の核」として活動を継続されることを期待します。

市民後見東三河モデルの確立に向けて

放送大学教授・2013年度市民後見東三河モデル検討委員会委員長

大曾根 寛

私は、2013年度に、「市民後見東三河モデル検討委員会」の委員長をつとめさせていただき、NPO法人東三河後見センターとの深いお付き合いが始まりました。その経過で、いわゆる単独選任型の市民後見の類型だけではなく、後見法人と契約して活動するタイプの市民後見類型があることを学ばせていただきました。このような活動が継続し、設立から10周年を迎えたこと、心からお祝い申し上げます。

この検討委員会の目的は、単独選任型の市民後見が次第に広がりをもせていく段階において、東三河独自の活動が、理論的かつ実践的なモデルとなりうるかを検証し、地域の積み上げに確固とした位置付けを与えることでした。

このために、東三河地域の市と町の行政職員、社会福祉協議会職員、司法書士、弁護士等を集め委員会を構成し、7回にわたる会議を経て、報告書にとりまとめました。また、検討委員会として、市民後見シンポジウム「地域で共に暮らすために～市民後見人と成年後見支援センターの役割～」(独立行政法人福祉医療機構助成事業)を主催し、2013年11月2日の午後、豊川市文化会館において開催し、地域の人々や専門職も含めた討論の場を設けました。

このような検討作業の結果、「地域モデルの作成の必要性」が改めて確認されました。当時、すでに東三河における5市(豊川市、豊橋市、新城市、田原市、蒲郡市)がいずれも社会福祉協議会に委託して後見支援センター(名称は多少異なるが)を設置しており、5市全市に拠点センターが存在する状況であったわけですが、さらにそれを一歩進め、東三河全域で市民後見人の育成と支援を早期に取り組むことができるようにすることを目指して、5市の関係者と専門職による「市民後見東三河モデル検討委員会」が作られたわけです。ここでの議論の内容は、「検討委員会報告書」に詳述されていますので、是非ご参照いただければ幸いです。

このような議論がおこなわれた背景には、次のような事情があります。

① 東三河地域の5市、2町、1村という広域性

面積、人口、高齢化率に関しては、多様性があるが、すべての住民に後見支援の手がいきわたるようにする必要があると思われること。

② 複数の後見支援センターの設立および日常生活自立支援事業

5つの市社会福祉協議会には、すでに「後見支援センター」が設置されており、また後見支援を目的とするNPOも立ち上がっていました。さらに、すべての市町村に「日常生活自立支援事業」が設置されることとなっていましたから、当該事業と後見制度との連携が求められており、複数の拠点を包摂する新たなモデルの創設が必要であること。

③ 公共性の担い手としての後見人の養成

このころ、広域にわたる全市町村においてあまねく、公共性を担いうる市民後見人の養成が急務であることが認識されてきていました。しかし、後見は、その公共的な性格ゆえに、単独で受任し活動することの危険性に注意する必要があること。

以上の諸点を踏まえたうえで、最終的には、「検討委員会報告書」において、市民後見東三河モデルの基本理念と実践原則を示すことになりました。

基本理念は、「市民後見シンポジウム」（2013年11月）のタイトルとなった『地域で共に暮らすために』が採用されました。後見制度は、後見人が選任されれば機能するというものではなく、人々が地域社会の中で共に暮らすことができることを目指すべきであるということです。決して個人の財産を守るためだけではなく、あるいは福祉サービスの契約を結ぶためだけではありません。後見は、地域社会において普通の暮らしをしていくための一つの手段にしか過ぎないのです。後見を自己目的化してはいけません。

この基本理念に基づいて、東三河地域において後見支援の活動をしていくにあたって考慮すべき5つの実践原則がたてられました。

1) 行政区画にとらわれない広域的活動

2) 社協・各種事業所を含む地域的資源の活用

3) 行政・専門職・市民の協働

4) ゆるやかなネットワークの形成

5) 地域の特徴の尊重

今後の活動におかれましても、基本的な理念と実践原則が活かされつつ、東三河の市民後見が発展していくことを祈念しております。

地域社会の「必需品」

司法書士・リーガルサポート会員 足木 充邦

東三河後見センターが設立10周年をむかえるとのこと、おめでとうございます。法人設立前の勉強会に参加させていただいた頃のことを懐かしく思い出されます。その当時、長谷川代表が「絶対に必要な制度だから」と常々言っておられました。本当に、そのとおりだと思います。

日本の社会は、従来、家族に多くのことを依存してきました。家族が行う世話を含み資産として福祉的な支出をおさえてきました。「孫を膝のうえにのせて家族全員で食卓を囲むことほどしあわせなことはない。」と発言した政治家がいたそうですが、このような発言は家族の存在を前提にしています。

しかし、日本の社会は単身高齢化の時代をむかえています。上記政治家の発言は、日本社会の現状に合致しておりません。それどころか、上記発言当時としても日本社会の現状に合致していませんでした。樋口恵子東京家政大学名誉教授は、上記政治家の発言を聞き、「この人は何もわかっていない。人生80年の時代、70代80代の人のお孫さんは20代か30代。骨がもろくなった膝の上に下腹がでた20代30代の壮年者をのせて楽しく食事などできない。へたをすると骨が折れてしまう。」と反論しておられました。

上記政治家の発言当時、それでも家族と同居もしくは近くに家族がいたのかもしれませんが。しかし、家族の規模はどんどんちいさくなっています。平成元年の国民生活基礎調査によると平均世帯人員は3.10人でした。平成4年には既に2.99人に減少しておりました。平成28年の調査では2.47人になっています。家族を福祉社会の含み資産とする考えは通用しなくなっています。

では、どうすればよいのか。今住む街で暮らし続けるにはどうすればよいのか。石田光規早稲田大学教授は「地域住民の相互支援は有志の『献身』から『必需品』の色合いを強めている。」と語っておられます。代行してくれる家族のいない方の生活を支えていくには後見人等の存在はかせま

せん。判断能力が衰えた方の後見人はまさに「必需品」なのです。長谷川代表の言うように「絶対に必要な制度」なのです。「必需品」である以上、なくす訳にはいきません。

後見人候補者をプールし、後見人としての活動を支援している東三河後見センターの存在は、極めて貴重だと言えます。東三河後見センターが地域社会を支える「必需品」として存続していくことを願っております。

検討委員会を振り返って

弁護士 齋藤 尚

東三河後見センターは、10年の歩みの中で、様々の活動をして、東三河地域の成年後見業務に多大なる貢献をしてきました。

本稿では、その中の、市民後見東三河モデル検討委員会（以下、「検討委員会」といいます。）について触れさせていただきます。

検討委員会は放送大学教授の大曾根寛氏を委員長、私を副委員長として、成年後見に関わる専門職団体からの代表、東三河5市の行政福祉関係者、社会福祉協議会関係者など14名で組織されました。このように、東三河後見センターのような1 NPOが呼びかけることによって、地域の行政関係者、職能団体が垣根を越えて地域全体の成年後見業務について考える場を持ったこと自体が画期的なことです。

検討委員会は、平成25年8月から平成26年3月にかけて7回にわたって開催され、委員会での議論だけでなく、委員による後見業務先進地域への実地調査なども行われ、私も委員のみなさんと充実した議論をすることができました。

議論を始めた当初は、東三河地域の後見活動に、それぞれの団体・行政機関が協力して臨まなければいけないという問題意識は希薄だったように思います。そもそも、行政機関によっては、成年後見に対応する体制が整っていなかった機関もありました。しかし、検討委員会で議論を積み重ねることによって、東三河地域の成年後見に関する潜在的ニーズが明らかにされたり、先進地域での活動が紹介されたりすることによって、東三河地域全体で成年後見業務に対応していかなければいけないという気運が高まりました。また、個人的にもその時、培うことができた人的関係は今でも貴重なものとなっております。

検討委員会で議論された内容は、現在の東三河後見センターや、各行政機関の成年後見支援センターなどの事業モデルに確実に継承されています。市民後見人養成研修の実施、養成研修修了者の受け入れ、市民後見人

の活動へのフォロー、専門職団体や行政機関との連携などです。

ただ、欲を言えば、検討委員会での議論の成果が、行政の大きな連携として結実することを望みます。現在、東三河地域では東三河広域連合の事業として介護保険事業等が実施されることが準備されております。後見業務についても、是非、オール東三河で取り組んで頂きたいと思います。なぜなら、すべての市町村に後見業務に対応するNPOや社会福祉協議会があるわけではなく、また、受け皿となる組織がない市町村の高齢化率が高いという現実があるからです。人材が豊富にいて、対応できるところは対応し、対応できないところには目をつむるというのでは、やはり、成年後見の眼目である一人一人の権利の実現に反することになるのではないのでしょうか。これからは、高齢化・人口減少の時代を迎えます。特に高齢世帯をどのように支えていくかについては、単独の自治体で対応しきれない問題ではなくなると考えられますので、是非、地域全体で支え合う仕組みを考えて頂きたいです。

また、今では、市民後見人養成研修を修了し、東三河後見センターで市民後見人として活動している方が20人いらっしゃいます。検討委員会で議論をした時と比べ、東三河後見センターも大所帯になってきました。これからは、検討委員会で議論した内容からもう一段ステップアップし、組織としての運営が課題になってくると思いますので、私も微力ながら協力させて頂きたいと思います。

東三河における市民後見拡大の中核に

NPO法人東三河後見センター顧問・弁護士 中村 成人

私は、平成18年の前半、当センター（平成19年2月22日設立）の前身「後見制度を考える会」と関わるようになりました。成年後見制度（平成12年4月1日施行）が始まって6年ほどの時期であり、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）団体が専門職の職務として関わる支援組織はありましたが、市民団体も、社会福祉協議会も、そのような支援組織を作っている例はほとんどありませんでした。そうしたことから、3つのハードルを予想しました。1つ目は、親族後見と専門職後見の2つしか念頭にない裁判所が市民団体をはたして後見人に選任するであろうか、2つ目は、後見申立支援や後見実施で報酬を戴くことに弁護士会などが非弁活動だと反対しないだろうか、3つ目は、またそれらの報酬だけで事業体として存立できるのだろうかでした。

1つ目のハードルは、予想よりも案外早く乗り越えられました。当センターの後見業務が実質的に複数の献身的な社会福祉士の方々（専門職）によって担われていることが裁判所にも安心感を与え、平成19年12月に第1号の後見受任が実現し、以後、後見等の受任累計は、平成20年3月末で7件、平成21年3月末で22件、平成22年3月末で39件と拡大を続けました。

2つ目のハードルは、そもそもハードルにもなりません。時を同じくして、全国の先進地で、市民団体や社会福祉協議会を母体とする後見支援組織が活動を開始し、後見は専門職だけのものではない、市民団体も担うのだというのが誰も抗えない時代の潮流となったからです。

しかし、3つ目のハードルは、常に存在し、関わる者の使命感と献身さによって乗り越える性格のものでした。私は、当初、穂の国森作りの会の成功例をもとに、市町村や地元企業を会員とすることはどうでしょうかとご提案申し上げました。しかし、その後、当センターは、多くの献身的な市民後見人の方々に後見業務を担っていただくことにより、結果的に、このハードルを乗り越えて行くことになりました。

当センターは、平成23年2月から市民後見人養成研修を実施し、平成24年4月、18名の研修修了者を市民後見人推薦名簿に搭載して裁判所に提出しました。さらに、平成25年度の養成研修、平成28年度の豊川市の養成研修などを実施又は支援し、平成29年9月12日時点での現在受任件数は80件、うち20名の市民後見人の方が39名の後見事務を担当されている現状にあります。また、同様に、東三河管内で後見実施機関も、当センター以外に6法人が加わり、平成29年7月12日時点の名古屋家庭裁判所豊橋支部の後見等利用現在件数921件のうち、160件が法人受任であることがわかっています。

今後は、7法人の後見受任件数を高めること、そのためにより多くの市民後見人を養成して市民後見人の関与件数・関与比率を増やすこと、約3割となっている親族後見事案についても支援・関与の道を切り開くこと、7法人がドイツの世話人協会の立場になって後見制度利用拡大に努めること、当センターはこれらを東三河地域で推進する中核となることが求められています。

法人後見の先駆者として

社会福祉法人新城福祉会レインボーはうす 長坂 宏

私は今から13年前、社会福祉法人新城福祉会レインボーはうすを開設直後、利用者O.Mさんとその家族との出会いの中で、成年後見人等を受任できる組織の必要性を迫られました。そこで当時、新城でみかわ市民生協（現・コープあいち）のヘルパー事業所の責任者をされていた長谷川氏（現・東三河後見センター代表）に「後見のできる組織をつくりませんか。」と持ちかけたのです。その後の経過は多くの方々が知るところです。

ところで、私と長谷川代表は社会福祉士の同期という繋がりでした。私の社会福祉士取得の目的に、成年後見人等を受任して知的障害のある人たちの力になりたいという思いがありました。しかし、O.Mさんとの出会いで分かったことは、成人期の長い知的障害の人たちの後見は、安定した継続性にご本人の意思の尊重という視点から、個人ではなく、チームとして後見業務に当たることのできる法人後見が望ましいということでした。時は流れ、東三河でも社会福祉協議会を中心に複数の成年後見センターができました。しかし後見ニーズに個人も法人も追いついてはいません。知的障害領域では成年後見制度が従来の親なき後の財産管理、身上監護という視点だけでなく、本人の意思決定を尊重した権利擁護という本質的視点の普及に伴い、さらに後見ニーズが増大しています。質の高い後見業務が遂行できることは言うまでもありませんが、受任できるキャパシティそのものが不足しています。その意味では東三河後見センターが7年前より取り組み始めた市民後見人の養成並びに活用は、増え続ける後見ニーズに応えるべく、受任業務等の量的拡大を可能にする画期的なもので、今後、多くの後見センターで同様な取り組みが期待されます。

どんな素晴らしい制度も必要な時に必要な人に届いてこそ、生きるのです。東三河後見センターは法人後見の先駆者として、そのことを身を以て実践し続けていきます。

ボランティアの心で温かい風を送る

市民後見人・東三河後見センター理事 池田 進

先日ミーティングの場で市民後見人の方から「被後見人の方と話すなかで、私がギターを弾き、歌を聞かせることになった。施設入所の方なので施設にこの話をしたら、喜ばれ、施設内で歌うことを許可された。」という内容でした。また他の方からも「施設入所の方から『家族との同伴旅行があるので同行してほしい』と言われ、一緒に行こうと思っている。」との報告がありました。それを聞いた参加者から「いいねえ」の声があがりました。

後見活動では、「身上監護」における「事実行為」はしなくてもよいとされています。しかし実際に活動する中では、事実行為が必要となる場面に度々遭遇します。そんな時「事実行為は後見人として行わなくてもよい」と手をこまねいてよいのでしょうか。「車いすを押す」とか「病院にかかるために付き添う」などがよくある事例です。

後見人が事実行為に踏み込むことは、人件費等経費の面からも大きな負担となります。また、事実行為をどこまで行うかを定めることは簡単ではありません。

東三河後見センターには、ボランティアの心をもって活動している方が大勢います。「事実行為」に踏み込んで活動している事例も多くみられます。活動内容は、後見人各々で異なります。時間的な制約からできないこともあります。技量も各々違います。「事実行為は、やれることはやる」の精神で行い、できないことに対しての批判や、実施を強要しないことで取り組むのがよいと考えます。後見人各々の判断で行えばよいのです。

被後見人が望む「事実行為」を行うことは、彼らとよりよい関係を築く近道でもあります。また、後見人活動における達成感を実感できる場面でもあります。「事実行為」は被後見人にボランティアの心で温かい風を送ることができます。この活動がさらに広がることを期待しています。

私と認定NPO

東三河後見センター経理部長 西川 邦輔

私は平成24年4月に特定非営利活動法人東三河後見センター（以下「当法人」という）に入職しました。当時は事務所スタッフとして代表の長谷川さん始め7人ほどのわずかなメンバーでした。私の仕事は電話番号と経理事務が主でした。高校生の時にとった商業簿記2級の資格はありましたが実務経験は全くなく、NPO企業会計の本を代表から手渡され、伝票の記帳から始めました。

当時、当法人は国税庁から認定された認定NPO法人として活動しており、認定期間は平成26年3月まででした。認定NPO法人は寄附者に対する税制上の優遇措置があり、法人としての社会的信用も単なるNPOよりずっと高いため、どうしても継続したい資格でした。

経理事務の知識も経験もない素人の私でしたが、認定期間終了後も再度認定の更新を続けなければと認定の資格の条件を調べました。その結果、26年4月以降の認定には認定終了の前2年間の適合が必要で、当法人は寄附者の人数において欠格したため、26年4月以降、認定NPOの資格はなくなり残念な結果となってしまいました。

私はどうしても認定の資格が欲しくて、再度チャレンジすべく認定要件の基準をチェックしました。実績の判定には、期間として平成24年4月より26年3月までの2年間で一定の要件8種類の基準をクリアする必要があります。当法人は7種まではクリア出来ており、問題は前回欠格であった三千円以上の寄附者の人数でした。寄附者の数には賛助会員（年会費三千円）も加えて2年間で200人以上おればOKでしたが、約20人が不足していました。

そこで26年年明けより、スタッフ全員の皆さんへ賛助会員、寄附者の声掛けをお願い致しました。もちろん私も頑張り12名ほどの寄附者を集めることができ、2年間で合計201人となり、認定を受ける資格が整い26年6月に県へ申請書を提出しました。結果平成27年2月13日より平成32年2月

12日まで認定NPOとして認められました。

更新のための申請は平成31年8月13日以降11月12日までで過去5年間、平成26年度から30年度までの実績により判定されます。

29年12月現在、寄附者、賛助会員累計人数で約320名となっており5年500人までには約180名不足しております。人数の数え方は同一生計の同一住所の方は複数人でも1名としか数えられません。また、理事の方も数に入りません。どうか認定継続のため平成31年3月末までに累計500名となりますよう皆様方のご協力をお願いいたします。

現在、代表の長谷川さん以下事務所スタッフとして6名、市民後見人の方が20名と大所帯となっております。事業収入も平成24年度1,090万円であったものが平成28年度には1,940万円と大幅にアップしました。事業と事業収入が並行して拡大しているので少し安心です。

被後見人等の受任人数も平成24年から28年で40人ほど増加しました。市民後見人の皆さんもそれぞれお忙しい中、後見人等の仕事に誇りを持って一所懸命頑張っています。市民後見人の皆さんのボランティア精神あふれる誠実な活動が、当法人の社会的評価を高め、経営の継続・強化に貢献しています。

後見人の仕事は、社会的認知度はまだまだとても低いのが実情ですが、今後も少子高齢化が進むにつれ、その重要性・ニーズは間違いなくますます高くなることと思います。私はそんな後見人の仕事ができる職場に誇りを持って体力の続く限り、意欲を持ち頑張ろうと思っています。そして法人として信用の高い認定NPO法人を継続できるよう努力いたします。



第3章

10年の歩みと到達点

1 主な出来事年表

※年度は4月1日から翌年3月31日まで

年	主な活動・事業
平成18年度 (2006年度)	5月 東三河後見センターの前身の市民団体「後見制度を考える会」が初めての総会を開き、前年7月からの活動を総括し、翌年3月までに法人後見ができる法人を立ち上げ、事業開始の準備を進める」と決議した。
	8月 豊川市勤労福祉会館研修室にて中村成人弁護士を講師に「成年後見制度－より使いやすい制度を求めて－」と題する講演会を開催した。参加者68名。
	11月 特定非営利活動法人東三河後見センターの設立総会を開催し、設立趣旨書、定款、事業計画、予算案、理事などを決定した。中村成人弁護士の顧問就任も確認した。
	2月 特定非営利活動法人東三河後見センターの法人設立登記。(仮事務所は理事の福住幸子宅とし、後日豊川商工会議所3階に変更登記した)
平成19年度 (2007年度)	4月 豊川商工会議所3階の事務所で事業を開始した。
	5月 第1回通常総会後、「成年後見制度を権利擁護のセーフティネットとするには・・・」と題し、愛知、岐阜、静岡で成年後見を実践している方々をお招きし、中村成人弁護士の司会によるシンポジウムを開催した。参加者88名。
	6月 平日の夜7時から約2時間、豊川市社会福祉会館（ウィズ豊川）で第1回市民活動委員会開催。
	9月 初めての申立て。東三河後見センターを候補者とする法人後見の申立書を名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した。
	12月 9月に保佐の申立てをした案件の審判が、後見類型に変更されたうえで確定した。
	3月 豊川市民プラザにて「消費者被害と成年後見制度」と題し、消費生活アドバイザー、中村成人弁護士らによるシンポジウムを開催した。参加者52名。
平成20年度 (2008年度)	5月 豊川市の生活活性課、介護高齢課、障害福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会と東三河後見センターとの懇談会がウィズ豊川にて開催された。
	11月 豊川商工会議所Aホールにて、中村成人弁護士を講師に「相続問題と成年後見制度」と題して講演会を開催した。

平成21年度 (2009年度)	5月 豊川商工会議所Bホールにて、リーガルサポート会員として活動している足木充邦司法書士を講師に「実践から見る成年後見活動」と題して講演会を開催した。
	6月 市民活動委員会は6月から10月にかけて、成年後見制度の普及・啓発を目的として5回の連続講座を開催した。
	7月 国税庁より「認定NPO法人」の認定を受けた。
平成22年度 (2010年度)	6月～翌年3月 独立行政法人福祉医療機構の平成22年度社会福祉振興助成事業に選ばれ、「市民後見人養成とサポートシステム構築事業」を実施。有識者、医師、専門職、行政職等による東三河市民後見検討委員会を6月～翌年2月まで計8回開催し、調査のほか、市民後見人養成基礎研修、講演会、活動報告書発行などを行なった。
	11月 講師 神田織音さんによる成年後見講談と齋藤尚弁護士による「これからの成年後見制度について」の講演を豊川商工会議所2階ホールで開催。
	1月 東三河後見センター会報第13号から「後見センターケースファイル」として法人後見の事例を紹介する企画を開始。
	2月 初めての市民後見人養成基礎研修を開始、3月中旬までに6日間の研修を行ない、31人の受講生全員が修了した。
	3月 「市民後見人養成とサポートシステム構築事業 報告書」を発行。(A4判、75頁)
平成23年度 (2011年度)	4月～翌年3月 毎月1回、夜1時間半ずつウィズ豊川などで市民活動委員会を開催、合計参加者は延べ約200人。テーマは「認知症高齢者の事例」「知的障害者についての事例検討」「認知症サポーター養成研修」「任意後見制度って何?」「遺言に関する基礎知識」「豊川市成年後見支援センターについて」「生活保護について」「事例検討：知的障害者の補助人として」「高次脳機能障害について」「成年後見制度の動向と東三河後見センターの1年」。各回充実した内容と好評だった。
	8月～10月 豊川市が厚労省の平成23年度市民後見推進事業のモデル自治体に選ばれ、その委託を受けて、市民後見人養成基礎研修の修了者を対象に、実務講座3日、福祉現場実習3日を実施。26名が修了し、うち18名が市民後見人を希望し、市民後見人名簿に登録した。市民後見人の活動準備がほぼ整った。
	3月 厚労省の平成23年度市民後見推進事業の一つとして受託した「市民後見人の手引き」(A4判、187ページ)を社会福祉士の工藤明人さんにまとめてもらい、豊川市から発行した。

平成24年度 (2012年度)	9月 8月末までに成年被後見人15名の現担当者から市民後見人7名への引継ぎを終了、法人内での市民後見人の活動が始まった。 10月 愛知県より定款変更が認証された。変更点は、①介護保険法の居宅介護支援事業の廃止と②市民後見に関わる諸事業の追加。市民後見人の育成と活用を含むNPO法人としての今後の事業を鮮明にした。
平成25年度 (2013年度)	5月 中村成人弁護士による基調講演「市民後見 3年目の展望」と東三河各地の成年後見実施団体の担当者によるシンポジウム「市民後見の展望を現場から探る」を豊川市文化会館にて行なった。参加者81名。 8月～翌年3月 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成金を得て「市民後見東三河モデルの作成と実践事業」を次のように行なった。 ○市民後見東三河モデル検討委員会 有識者、専門職、東三河5市及び5社協職員など14名の委員で構成（委員長 大曾根寛放送大学教授）。8月から翌年3月までに7回開催。報告書（A4判、115頁）を作成し、関係者、関係機関に配布した。 ○シンポジウムの開催。5月、市民後見シンポジウム「地域で共に暮らすために - 市民後見人と成年後見支援センターの役割-」と題して、名古屋、知多、東三河の成年後見実施団体から参加していただいたシンポジストと大曾根寛教授の司会により、極めて実践的な内容となった。参加者73名。 ○市民後見人養成研修（座学8日間・46時間、福祉現場実習3日間）を実施。受講者17名、修了者9名。 9月 特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワークが事務局を務める「介護と連動する市民後見研究会」（座長 大森彌東京大学名誉教授）のヒアリング（霞が関の法曹会館）に当法人も招かれ、理事の長谷川と市民後見人の田中義人さんが出席し、当法人の活動や市民後見人の活動について具体的に報告した。 2月 前年9月の「介護と連動する市民後見研究会」のヒアリングに出席していた委員の一人、明石市の泉市長が当法人の具体的な報告に強い関心を持ち、同市の成年後見センター設立を検討する委員会での報告を依頼された。理事の長谷川と市民後見人の田中義人さんが参加し、当法人の活動報告をしてきた。

平成26年度 (2014年度)	5月 第8回通常総会後に豊川市文化会館にてシンポジウム「地域で共に暮らすために ―市民後見の展望―」を開催。東三河後見センター顧問の中村成人弁護士をコーディネーターに、東三河後見センターの法人後見の担当として活動している4人をシンポジストとして、法人後見と市民後見人の具体的な活動を語り、聴衆の共感を集めた。
	6月 豊川市議会定例会にて二村良子議員が成年後見制度の普及や市民後見人の育成などについて豊川市の対応を質問した。健康福祉部長から、今後も市民後見人の養成には社協の成年後見支援センターと連携し、東三河後見センターとも協議して検討していく、との答弁を引き出した。
	7月～翌年3月 前年度実施した「成年後見学習会」を「成年後見ミーティング」と衣替えして7月～3月までに5回開催した。会場は、ウィズ豊川又はセンターブリオ。
	8月 長谷川卓也、工藤明人、池田進の3理事が愛知県庁の副知事室で、野中泰志県会議員の紹介で吉本明子愛知県副知事と面談し、東三河後見センターの市民後見の活動を説明した。
	9月 ホームページをリニューアルした。
	9月 豊橋市議会定例会にて、牧野英敏議員と渡辺則子議員が成年後見制度の利用状況や市民後見人の養成などについて質問した。
平成27年度 (2015年度)	5月 第9回通常総会後に豊川商工会議所Aホールにてシンポジウム「市民後見の展望Ⅲ ―市民後見人が活躍できる地域をめざして―」を開催。東三河後見センター顧問の中村成人弁護士をコーディネーターに、東三河後見センターの法人後見の担当として活動している2人の市民後見人と豊川市障害福祉課課長補佐の大澤潤一氏、東三河後見センター事務局長の工藤明人をシンポジストとして行ない、市民後見人の活動のようすと今後の課題を浮き彫りにした。
	3月 成年後見制度利用促進法が国会で可決、施行された。
平成28年度 (2016年度)	5月 豊川商工会議所Aホールにて当法人の第10回通常総会終了後、熊田均弁護士講師による「成年後見制度と市民後見をめぐる状況と地域の課題」と題する講演会を開催した。参加者約60名。
	9月～翌年2月 平成28年度市民後見人養成講座を開催。33名が受講し、うち30名が修了した。主催豊川市、企画実施 東三河後見センターで、東三河全域から参加、修了者には豊川市長名の修了証書が渡された。

平成28年度 (2016年度)	10月 当法人の法人後見受任者が累計で100人に達した。(うち29人が死亡により終了している)
平成29年度 (2017年度)	5月 豊川商工会議所 A・Bホールにて当法人の第11回通常総会後、熊田均弁護士を講師に、「誰もが利用しやすい成年後見制度をめざして - 成年後見制度利用促進法から地域の課題を考える - 」と題する講演会を開催、成年後見制度利用促進基本計画で示された地域の課題を分かりやすく説明していただき、好評。参加者約60名。
	7月～翌年1月 豊川市からの受託事業として市民後見人フォローアップ講座を3回にわたって開催。参加者は、市民後見人候補者名簿に登録している方とこれまでに市民後見人養成講座を修了した方及び権利擁護に関わる業務をしている方。参加者延べ63名。

2 東三河後見センターの法人後見受任状況

(平成29年12月12日現在)

	後見	補佐	補助	後見監督	合計
平成29年3月31日現在	43	15	12	1 (保佐)	71
受任者数 (平成29年4月～)	8	3	0	0	11
終了 (平成29年4月～)	4	1	1	0	6
平成29年12月12日現在受任	47	17	11	1	76

☐ 市町別受注一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	18名	5名	1名	4名	0名	0名	0名	28名
知的障がい者	15名	4名	3名	2名	1名	13名	2 (岡崎市)	40名
精神障がい者	3名	1名	2名	0名	0名	1名	1 (名古屋市)	8名
合計	36名	10名	6名	6名	1名	14名	3名	76名

☐ 市民後見人の受任状況

	後見	保佐	補助	合計
認知症	12名	2名	1名	15名
知的障がい者	16名	4名	2名	22名
精神障がい者	0名	1名	0名	1名
合計	28名	7名	3名	38名

市民後見人20名の方が上記表の38名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人候補者名簿搭載者で、法人後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

3 平成28年度決算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

科 目	決算額	備 考
I 経常収益		
1. 受取会費・入会金 合計	556,000	
正会員受取入会金	15,000	3名
正会員受取会費	270,000	個人 54名、法人 0名
賛助会員受取会費	271,000	個人 68名、法人 5名
2. 受取寄付金 合計	679,728	
受取寄付金	679,728	延べ51名
3. 事業収益 合計	18,217,628	
成年後見人等受任事業	15,987,000	報酬付与・審判70人分
死後委任事務	100,000	
後見事務交通費収入	933,988	後見等事務交通費
委託事業収入	1,196,640	豊川市より
4. その他収益 合計	697	
雑収入（受取利息等）	697	預金受取利息
経常収益合計	19,454,053	
II. 経常費用		
1. 事業費 合計	16,338,470	
(1)人件費 合計	12,373,965	
給料手当	11,499,045	職員・市民後見人等給与
法定福利費	874,920	社会保険料
(2)その他経費費 合計	3,964,505	
広告宣伝費	41,026	ホームページ更新料・総会看板等
印刷製本費	142,560	市民後見人養成講座ポスター等
旅費交通費	1,072,252	後見・相談支援等交通費
通信運搬費	241,930	電話料・各種案内送料
賃借料	900,075	事務室家賃・コピー機リース料
水道光熱費	13,710	電気料
消耗品	137,805	事務消耗品
福利厚生費	5,000	研修会参加
諸謝金	480,247	養成講座等講師料・顧問料
講座運営費	143,000	市民後見人養成講座運営人件費
消費税	786,900	

科 目	決算額	備 考
2 管理費 合計	2,920,100	
(1)人件費 合計	1,942,227	
役員報酬	480,000	代表報酬
給料手当	1,462,227	管理用給与
(2)その他経費 合計	977,873	
旅費交通費	58,016	講習会等出張旅費
通信運搬費	60,483	電話代・送料等
賃借料	100,008	賃貸料
水道光熱費	54,839	水道光熱費
新聞図書費	28,629	市民後見推進冊子等購入代
雑費	238,874	事務雑費(養成講座分を含む)
会議費	140,590	総会準備打合せ・会議お茶代等
消耗品	34,452	コピー用紙等事務消耗品
交際費	12,000	被後見人等ご逝去等の香典
支払手数料	18,712	振替払出料等
保険料	87,960	業務賠償保険
租税公課	93,310	収入印紙・商工会議所会費等
雑損失	50,000	交通事故の保険金補償
経常費用合計	19,258,570	
法人税・市県民税・法人事業税	71,000	
当期正味財産増減額	124,483	
前期繰越正味財産額	10,471,634	
次期繰越正味財産額	10,596,117	

4 平成29年度・30年度役員

(任期 平成29年7月1日～平成31年6月30日)

特定非営利活動法人東三河後見センター

役職名	氏名	備考
理 事	池 田 進	市民後見人・元民生委員
理 事	神 谷 典 江	NPO 法人穂の国まちづくりネットワーク理事長
理 事	工 藤 明 人	社会福祉士・東三河後見センター 事務局長
理 事	齋 藤 尚	弁護士・東三河後見センター 副代表理事
理 事	長 坂 宏	社会福祉士・社会福祉法人新城福祉会常務理事
理 事	長谷川 卓 也	社会福祉士・東三河後見センター 代表理事
理 事	舟 越 正 行	行政書士・社会保険労務士
理 事	村 川 賢 一	市民後見人・新城市区長会代表
監 事	豊 田 和 浩	NPO 法人 ゆう 理事長
監 事	田 中 幸 一	NPO 法人 パルク サービス管理責任者

顧 問

なかむら しげと
中村 成人 氏 豊橋市大国町35番地 中村成人法律事務所
(愛知県弁護士会所属)

あとがき

地域福祉と権利擁護支援のリレー

「あとがき」として、私とNPO法人東三河後見センター（以下、「当法人」という。）の出会いを最初に記し、市民後見活動としての地域福祉と権利擁護支援のリレー（つないでいくこと）について考えてみます。

平成23年度厚生労働省市民後見推進事業（豊川市）のひとつとして「市民後見人の手引き」の発行に携わらせていただいたことがきっかけとなり、平成24年4月より当法人の事務局長として入職いたしました。私自身は既に、愛知県ばあとなあ社会福祉士の成年後見人として4名の方の支援をしていました。個人受任と法人受任の事務担当者としての権利擁護支援への関わりが出会いとなっています。

当法人が10年を迎え、成年後見制度はスタートして17年経過し、18年目を迎えようとしています。制度の活用しづらさや、利用してもデメリットとなってしまう不正や権利侵害となり得る欠格事項等の課題が顕在化されているところですが、人間でいうとそろそろひとり立ちをして、課題解決を図ってもよい頃かもしれません。ひとり立ちする準備期間が平成28年に閣議決定された「成年後見制度利用促進計画」の5年間かしらと思っています。計画の趣旨にあるように、どこの地域で生活していても誰もが安心して、メリットを感じながらこの制度を利用できるものになりたいものです。本記念誌に掲載されている10年の歩みから、先駆的な実務者たちの取り組みの中にその一端はすでに芽生えているように感じています。

地域福祉の担い手として、さらに権利擁護支援の担い手として「市民」の活動が注目をされ、必要とされつつあります。10年の歩みとこの先に続く道程には当法人を含めて様々な人と機関が支援を必要とされている方を中心とし、協働しながら支援をつないでいきたいと思います。これからも、当法人へのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げて、あとがきといたします。

平成30年2月20日

NPO法人東三河後見センター事務局長・社会福祉士 工藤 明人

市民参加の法人後見をめざして

—NPO法人東三河後見センター10年の歩み—

平成30年3月9日発行

編集・発行 特定非営利活動法人東三河後見センター
愛知県豊川市豊川町辺通4の4
豊川商工会議所3階
電話0533-80-2707
E-mail kouken-four@ark.ocn.ne.jp
URL <http://higashimikawakouken.or.jp>

印刷・製本 共和印刷株式会社

非売品



上から

- 市民後見人養成とサポートシステム構築事業報告書（平成23年3月発行）
- 市民後見人の手引き（平成24年3月 豊川市より発行）
- 市民後見地域モデルの作成と実践事業報告書（平成26年3月発行）